平成 29 年度 液化石油ガス関係事故年報

平成 30 年 3 月

経済産業省 産業保安グループ

目 次

1.	Ħ	的	
Π.	事故	の定義等	1
1.	事故	ての定義	1
2.	事故	ての分類	2
3.	人的]被害の分類	2
Ⅲ.	LΡ	ガス事故	3
1.	平成	29 年の事故発生状況	3
	(1)	件数及び死傷者数	3
	(2)	B級以上事故	3
	(3)	安全器具の設置率と事故発生状況	3
2.	事故	双発生状況の分析	3
	(1)	C O 中毒事故	3
	(2)	埋設管事故	4
	(3)	質量販売先における事故件数	4
	(4)	原因者別事故件数	4
	(5)	建物用途別事故件数	4
	(6)	現象別事故件数	5
	(7)	発生箇所別事故件数	5
	(8)	原因別事故件数	5
	(9)	バルク供給先事故	5
	(10)	その他	5
3.	平成	t 29 年 L P ガス事故の特徴について	5
4.	事故	双発生件数の推移	7
5.	LP	・ガス事故防止対策・施策1	1
IV.	平成	29 年に発生した事故の概要 4	6

1.	B級事故の概要	46
2.	CO中毒事故の概要	47
3.	埋設管事故の概要	48
4.	バルク供給に係る事故の概要	56
5.	LPガス事故(全事故)の概要	57

I. 目 的

本年報はLPガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「LPガス法」という。)が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のLPガス消費先に係る事故(以下「LPガス事故」という。)について、平成29年の事故を収録し、それらのデータを主に過去9年間(平成20年~平成28年)の数値と対比して解析を行ったものである。

Ⅱ 事故の定義等

- 1. 事故の定義
 - (1) L P ガス事故
 - ① 漏 え い 液化石油ガス(以下「LPガス」という。)が漏えいしたもの。(火 災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限 る。)

ただし、接合部等からの微量の漏えい(ネジ又はゴム管接合部等に 石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度)は除く。

- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による 火災に至ったもの。
 - イ.漏えい爆発 (漏えいガスによる爆発のみの場合)
 - ロ.漏えい爆発・火災 (漏えいガスによる爆発後火災の場合)
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災 (消防が火災と認定したものに限らない。)に至ったもの。(上記②を除く。)

なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具(これらに付帯するものを含む。)が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はLPガス事故に該当しない。

- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等から の排気ガスの漏えいにより一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害 のあったもの。
- (2) その他事故(LPガス事故に含まれない事故)
 - ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。
 - ② 自然災害による事故。
 - 例)地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
 - 例)洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置 の不備、落雪等の防止対策(雪囲いや保護板の設置等)の不備等保安対策の実施 不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
- ④ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。 例)自動車の飛び込みによる事故。

2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者(軽傷者を含む。)が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害(直接被害総額約2億円以上)を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様(第三者が多数含まれている場合等。 以下同じ。)、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認め られるもの。
- (2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者 1 名以上 4 名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害(直接被害総額約1億円以上2億円未満)を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により 社会的影響が大きいと認められるもの。
- (3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死 者:事故発生後、5日以内に死亡が確認された者 重傷者:事故発生時に全治30日以上の負傷をした者 軽傷者:事故発生時に全治30日未満の負傷をした者

II. LPガス事故

- 1. 平成 29 年の事故発生状況
 - (1) 件数及び死傷者数

平成 29 年の事故件数については 185 件となり、前年比 46 件の増加となった。 死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 50 人となり、死者数は前年と同件数、負傷者数は 前年比 2 人の減少となった。(図-1)。

(2) B級以上事故 (Ⅳ. 1. B級事故の概要参照)

平成 29 年のB級以上事故は 0 件で、前年比 1 件の減少となった。(図-2)。 死傷者数は、該当する事故が無かったことから、死者が 0 人で前年と同件数、負傷 者数が 0 人で前年比 15 人の減少となった。(表-1、表-2、図-3)。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

平成 29 年に発生した L P ガス事故 (185 件) のうち、消費設備に係る事故 103 件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、39 件が設置先、64 件が未設置先での事故であった。 (表-3)

- * ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。
 - イ、ハイセーフ+ガス漏れ警報器(併設又は連動)
 - 口、ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置+ヒューズガス栓
 - ハ、ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) CO中毒事故 (IV. 2. CO中毒事故の概要参照)

平成 29 年の C O 中毒事故は、3 件発生し、前年比 6 件の減少となり、うち B 級事故は 0 件で前年比 1 件の減少となった。 (表-4、図-4)。

なお、3件の内、2件は業務用施設等で発生しており、その2件において業務用換 気警報器及びCO警報器は設置されていなかった。

- 1) 食器洗浄機の不完全燃焼によるもの(1件)
- 2) 炊飯器を使用中に換気扇を作動させていなかったため給排気不良になったもの(1件)

平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の C O 中毒事故 69 件を燃焼器具別に(表-5) みると、瞬間湯沸器が約 17% (12 件)、ふろがまが約 7% (5 件)及びその他(業務用燃焼器具等)が約 74% (51 件)となっている。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約 4%(3 件)、F E式が約 7%(5 件)、R F式が約 3%(2 件)、C F式が約 3%(2 件)となっている。また、ふろがまによる事故は C F式が約 3%(2 件)、B F式が約 1%(1 件)、R F式が約 1%(1 件)となっている。

原因別にみると(表-6)瞬間湯沸器では、燃焼状態等によるもの(換気不良状態での長時間使用(2件)、燃焼器具不良(3件))が約42%を占めている。ふろがまは、CF式、BF式、RF式がほぼ同数であり排気筒のずれ・外れ、燃焼器具不良等が原因となっている。業務用燃焼器具は、換気不良状態での長時間使用(22件)が43%を占める。また、1件当たりの死症者別にみると(表-7)、業務用燃焼器等は4.25人と他の燃焼器具より多い。

(2) 埋設管事故(Ⅳ.3. 埋設管に係る事故の概要参照)

平成 29 年の埋設管に係る事故は(表-8、図-5)、41 件で前年比 8 件の増加となった。そのうち、供給管が 27 件で前年と同件数、配管が 14 件で前年比 8 件の増加となった。

原因については(表-9)、平成 29 年では損傷が 29 件(供給管 23 件、配管 6 件)、 腐食劣化が 12 件(供給管 4 件、配管 8 件)であった。

平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の埋設管に係る事故 282 件でみると、損傷が約 71% (200 件)、腐食・劣化が約 26% (73 件)を占め、両者合わせると約 97%を占めている。これを発生箇所個別でみると、供給管は、損傷(168 件、供給管中約 77%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化 (44 件、供給管中約 20%)となっている。一方、配管は、損傷 (32 件、配管中約 49%)によるものが最も多く、ついで腐食・劣化 (29 件、配管中約 45%)によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(163件)が全損傷(200件)の約82%を占めている。このような場合は、直接、人が関与しており比較的速くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。また、地盤沈下による損傷(9件)は、全損傷の約5%を占めている。

(3) 質量販売先における事故件数 (表-10、図-6)

平成 29 年の質量販売先における事故は 10 件で、前年比 5 件の増加となった。 なお、平成 29 年に発生した 10 件の内 7 件の事故で 11 人の負傷者が発生している。

(4) 原因者別事故件数 (表-11)

一般消費者等の不注意によるものが平成 29 年は 54 件と前年比 9 件の増加、販売事業者の不適切な処理に係るものが平成 29 年は 29 件と前年比 6 件の増加となる。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約 29%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約 16%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。また、平成 29 年は他工事業者によるものが 47 件と前年比 13 件の増加をしており、全事故の約 25%と占める割合が高くなった。

(5) 建物用途別事故件数 (表-12)

建物用途別では平成29年は一般住宅が62件と前年比18件の増加、共同住宅は51

件で前年比 11 件の増加となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は 11 3 件で前年比 29 件の増加となり、全事故に占める割合は約 61%と依然として高い。 一方、飲食店は 25 件で前年比 11 件の増加となった。

(6) 現象別事故件数 (表-13)

現象別では、漏えいのみの事故は 106 件で前年比 22 件の増加となった。また、漏えい爆発(火災)は 41 件で前年比 14 件の増加となり、火災(爆発を除く)は 35 件で前年比 16 件の増加となった。CO中毒・酸欠(平成 29 年は全てCO中毒)は 3 件で前年比 6 件の減少となった。

(7) 発生箇所別事故件数 (表-14)

発生箇所別では、平成29年は供給設備全体で82件と前年比3件の増加となった。 そのうち容器・容器バルブが9件で前年比2件の減少であった。供給管では、35件発生し前年比7件の減少となり、供給設備全体の約43%を占めている。35件の供給管事故のうち、27件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、13件と前年比4件の増加ではあるが、供給設備の事故の中で比較的高い割合を占めている。

消費設備は、103件で前年比43件の増加となった。業務用燃焼器による事故が23件で前年比3件の増加となり、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数 (表-15)

原因別でみると、腐食・損傷によるものが約 43%(80件)、接続不良によるものが約 16%(30件)となり、全事故の中で高い割合を占めた。なお、平成 29年は雪害等の自然災害が前年比 4件の増加となった。

(9) バルク供給先事故 (Ⅳ. 4. バルク供給先に係る事故の概要参照 (充てん設備及び供給設備に限る)の概要参照)

バルク供給先(供給設備に係る)事故が2件発生して、前年比3件の減少であった。 2件の内訳は、樹脂製プラグのシール性低下が1件、フランジ接合部の微小隙間の 発生が1件であった。

(10) その他

都道府県別事故件数(表-17)でみると、平成29年は事故の発生しなかった県が5県あった。また、所管別事故発生状況(表-18)、所管別事故発生件数(図-7)でみると都道府県所管で発生している事故件数が75件で高い割合を占める。

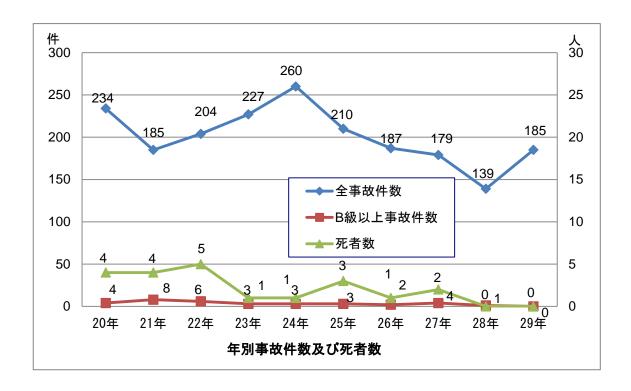
3. 平成 29 年 L P ガス 事故 の 特徴 について

(1) 事故件数

平成 29 年の事故件数については 185 件となり、前年比 46 件の増加となった。 死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 50 人で死者数は前年と同件数となった。負傷

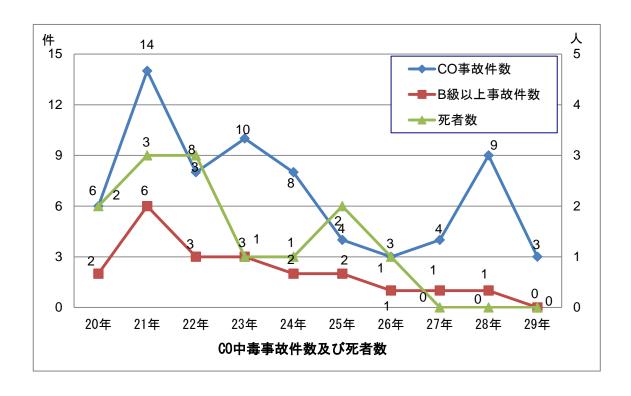
者数は前年比 2 人の減少であり、昭和 42 年以降最も少なかった平成 25・28 年を下回

る数となった。

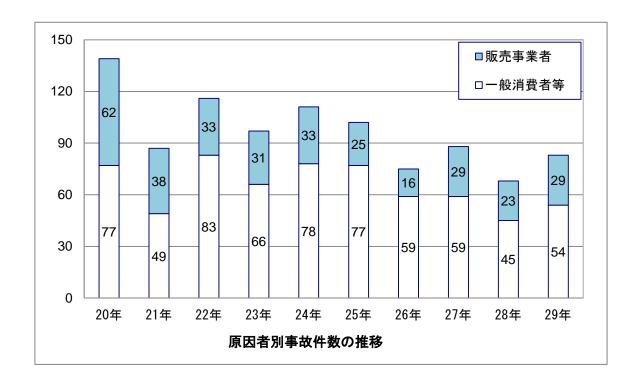


(2) 事故の特徴

① CO中毒事故が3件発生し、前年より6件減少した。そのうち業務用厨房での事故発生件数は2件で前年より6件減少した。なお、全2件において業務用換気警報器及びCO警報器は設置されていなかった。



② 販売事業者による事故は 29 件発生して前年より 6 件増加した。一般消費者等による事故は 54 件発生し、前年比 9 件増加した。



なお、雪害等の自然災害による事故が 11 件発生し前年比 3 件の増加であった。また、その他の原因者による事故は 52 件発生し、平成 24 年以降、30 件/年で推移していたが、今回は増加した。

- ③ バルク供給(供給設備)に係る事故は、2件発生して前年比3件の減少であった。2件の事故は次のとおりであった。
 - 1) 樹脂製プラグのシール性低下(1件)
 - 2) フランジ接合部の微小隙間の発生(1件)

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を昭和28年からの推移でみると以下のとおりである。

- ① 日本でLPガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは昭和 27~28 年頃のことであり、LPガス事故が記録されたのは昭和 28 年の 2 件が最初であった。
- ② 昭和30年代には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、LPガスの回収、販売も本格化し、LPガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあってLPガス事故は年間20~60件の発生で推移した。

- ③ 昭和40年代にはいると、家庭用LPガス消費世帯数も1,000万世帯を超えLPガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中にあって、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにLPガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、昭和42年12月にLPガス新法すなわちLPガス法が制定(昭和42年12月28日)された。
- ④ 昭和50年代に入るとLPガス消費世帯数の増加も著しく、2,000万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、昭和54年に過去最高の793件に達し、死者数も60人台の水準(死者数の過去最高は昭和49年の74人)に至った。こうした中にあって、昭和51年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌昭和52年8月に答申が行われた。同答申を受けて、昭和53年7月にLPガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、昭和54年5月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにLPガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、昭和52年6月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。
- ⑤ 昭和55年8月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者15人、重軽傷者222人の人的被害を出した。これはLPガス事故ではないが、LPガスでも類似事故の発生が考えられることから、昭和56年2月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、LPガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ LPガス事故は昭和 54 年の 793 件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ昭和 57 年には 570 件と大幅に減少した。そうした状況の中にあって、昭和 58 年 11 月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてLPガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者 14 人、重軽傷者 27 人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したにもかかわらず対応がおくれ、その間に何等かの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として昭和 59 年 7 月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓(ヒューズガス栓)の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。

- ⑦ なお、昭和52年以降に発生したA級事故は、昭和52年、53年は発生しておらず、 昭和54年に2件、昭和56年に1件そして昭和58年に2件発生し、その後発生して いなかったが、平成8年に1件発生した。
- ⑧ 事故は昭和57年に500件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B級事故が減少しないこと等から、昭和60年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LPガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年7月に今後のLPガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、昭和60年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にLPガス保安トレーニングセンターを設置し、LPガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。
- ⑨ また、さらにLPガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、昭和61年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LPガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年5月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限(500件発生している事故を5年後に1/5、10年後に1/10とする)を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具 100%普及達成目標の 10 年間 を 3 カ年早め、7 年間(平成 5 年 9 月末)とした。

- ① このような事故防止のための官民一体となった活動により、LPガス事故は昭和62年以降直線的に減少を続け平成6年には100件を切り82件となった。これは昭和54年の793件に対しほぼ1/10、安全器具普及運動が始まった昭和61年の515件に対し1/6強の減少となった。なお、平成9年には68件とLPガス法施行以来、最低の件数を示した。
- ① こうした事故が減少してきた中にあって、平成6年4月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LPガス保安対策の在り方研究会」が発足し、平成7年1月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。
 - 1. 2000 年末までに、B級以上の事故を撲滅する。
 - 2. 2000 年末までに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築する。

また、平成7年9月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年12月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、平成8年4月、LPガス法の改正が行われた。

② 全事故の件数が減少しているなかでB級以上事故について、近年は減少傾向を示しておらず、さらに平成8年にはCO中毒による死者5人を出したA級事故が13年ぶりに発生した。このような近年の事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためにはなんらかの抜本的対策の検討が必要となり、平成9年9月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として平成9年10月から平成11年9月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成10年5月に第2回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検を実施している。

また、平成 12 年 2 月第 3 回同分科会を開催し、C O 中毒事故総合保安対策及び埋設 管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

③ CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大 防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにB級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、既に達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況 等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対 策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、CO中毒事故 防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれ ぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこ ととした「保安高度化プログラム」(「5. LPガス事故防止対策・施策」参照)が提言 された。

- ④ 平成13年は、バルク供給に係る(供給設備に限る)事故が6件発生した(前年0件)。 なお、その内容は次のとおり。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食に よる空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整 器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管(供給管)の工事ミスによる 事故が1件。
- ⑤ 平成 15 年は、バルク供給(充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る)に係る 事故が 6 件発生して(前年 2 件)、負傷者が伴う事故も初めて発生した(液状のLP ガスを浴びたために凍傷となった)。
- ⑥ 平成 16 年は、バルク供給に係る(供給設備に限る)事故が6件発生して(前年6件)、B級事故が初めて発生した(充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災)。
- ① 平成 17 年は、雪害による機器の損傷が 24 件発生し、前年より 21 件と大幅に増加した。
- ® 平成 18 年は、雪害による機器の損傷等が 80 件発生(前年比 56 件増) し、過去 26 年間で最も多い件数となった。また、LPガス事故の統計を取り始めてから、初めて

死者 0 人となった。なお、事故発生から 10 日後に亡くなるという事故が 1 件あった。

- ⑨ 平成 19 年は、雪害による事故が 1 件発生(前年比 79 件減) したものの、販売事業者による事故は 65 件発生(前年比 37 件増) し、一般消費者による事故は 66 件発生(前年比 43 件増) した。
- ② 平成 20 年は、234 件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般 消費者による事故が 77 件発生し、前年比 11 件増加した。
- ② 平成 21 年は、185 件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は 148 人となり前年比 69 人の増加、B級事故が 8 件発生し前年より 4 件の増加となった。また、CO中毒が 14 件発生し、死者 3 人、症者 85 人となった。(うち業務用厨房で 13 件発生し、死者 3 人、症者 84 人)
- ② 平成 22 年は、204 件の事故が発生し、前年より 19 件増加したものの、傷者は 83 人と 65 人減少した。
- ② 平成 23 年は、227 件の事故が発生し、前年より 23 件増加し、傷者は 88 人と 5 人増加した。
- ② 平成 24 年は、260 件の事故が発生し、前年より 33 件増加したものの、傷者は 85 人と 3 人減少した。
- ② 平成 25 年は、210 件の事故が発生し、前年より 50 件減少し、傷者は 52 人と 33 人減少した。
- ② 平成 26 年は、187 件の事故が発生し、前年より 23 件減少したものの、傷者は 76 人と 24 人増加した。
- ② 平成 27 年は、179 件の事故が発生し、前年より 8 件減少し、傷者は 60 人と 16 人減少したが、死者が 2 名発生した。
- ② 平成 28 年は、139 件の事故が発生し、前年より 40 件減少し、傷者は 52 人と 8 人減少した。死者は平成 18 年以来 10 年ぶりのゼロであり、2020 年時点の目標(死亡者ゼロ、負傷者 25 人未満)に達するものとなった。
- ② 平成 29 年は、185 件の事故が発生し、前年より 46 件増加し、傷者は 50 人と 2 人減少した。死者は 2 年連続のゼロであり、平成 28 年に引き続き 2020 年時点の目標(死亡者ゼロ、負傷者 25 人未満)に達するものとなった。(図-1)(表-19)

5. LPガス事故防止対策・施策

平成7年1月の「LPガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、B級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに平成9年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒

事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年 10 月から平成 11 年 9 月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成 10 年 5 月に第 2 回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

平成12年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、平成 12 年 12 月 20 日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

平成27年3月13日に液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主保安活動を実施する際の指針として活用することを要請している「平成27年度液化石油ガス保安対策指針の策定について」が定められ、2020年時点の目標として、死亡者をゼロ、負傷者を25人未満を目指すことが掲げられた。

〇 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ 見直しを行うこととする。

1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気 筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒 の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、平成14年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、平成13年度中を目途に検討を行う。また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保 安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設(集合住宅、学校、病院等)における腐食等による事故が依然として多く発生 していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充 実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、平成 13 年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方 法等を技術基準上の例示基準に追加すべく平成 13 年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保 安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

3. ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規 定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全 対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

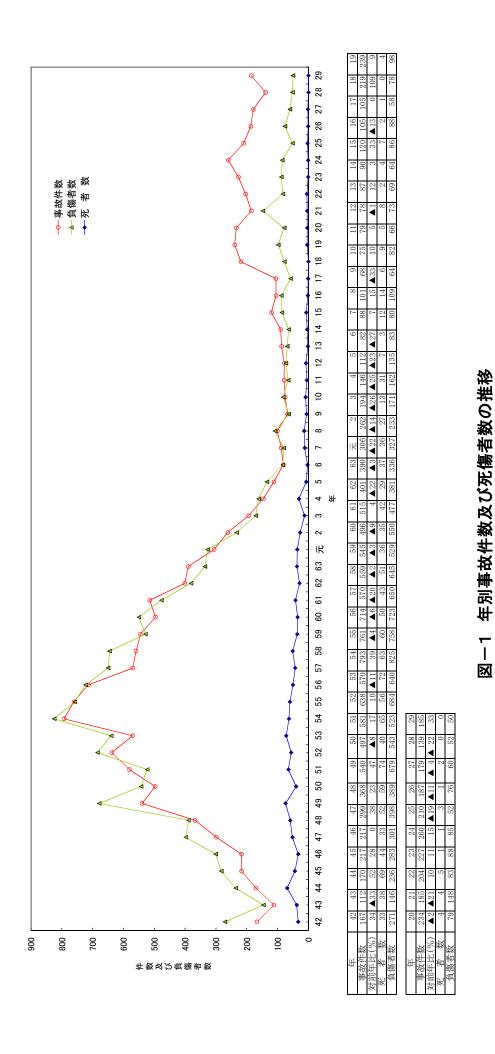
(4) その他

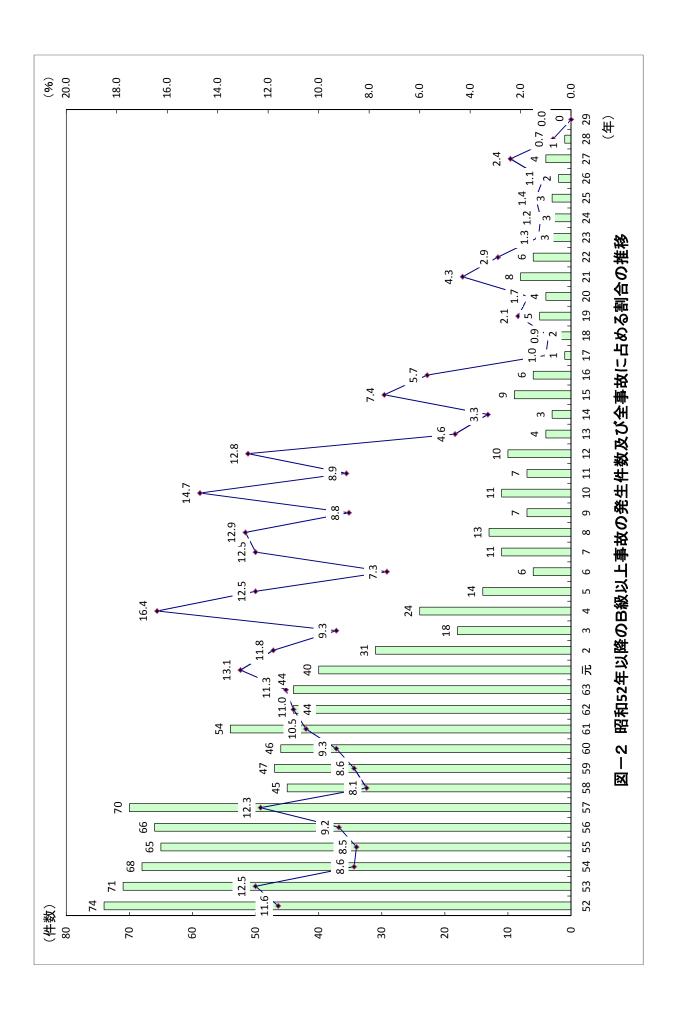
ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット 等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。費者と直結した保安啓発活動の方策を平成14年度中を目途に整備する。

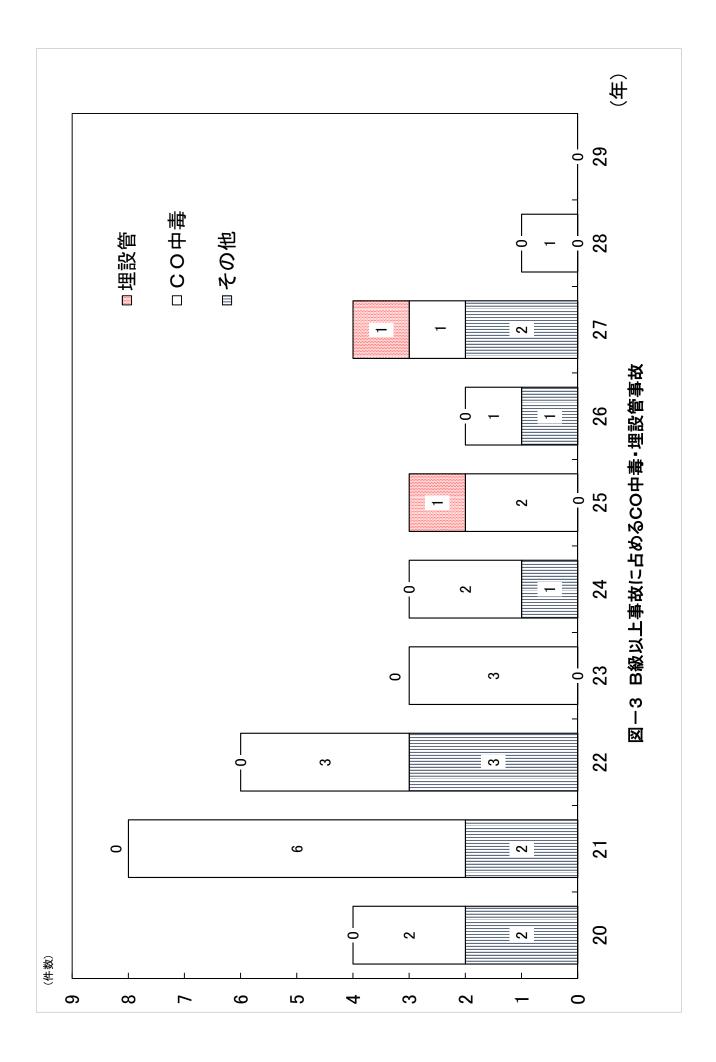
具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、平成 14 年度中を目途に検討を行う。

なお、平成13年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表-19を参照。







表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

年	死者	0	0	ı	ı	_	0
29年	件数	0	0	I	-	I	0
年	死者	0	0	I	I	I	0
28年	件数	1	0	I	I	ı	1
年	死者	0	1	I	1	ı	2
27	件数	1	2	I	1	I	4
年	死者	1	0	I	I	I	1
26年	件数	1	1	I	I	I	2
年	死者	2	0	I	-	1	က
25年	件数	2	0	I	1	1	3
年	死者	1	0	ı	I	ı	1
24年	件数	2	1	I	I	-	3
年	死者	1	0	I	I	-	1
23年	件数	3	0	I	I	I	3
年	死者	3	2	I	I	I	5
22:	件数	3	3	I	I	ı	9
年	死者	3	1	ı	I	ı	4
21年	件数	9	7				8
单	死者	7	7	_	_	_	4
20年	件数	2	7	I	-		4
華		ተ	火災)	和	欠等)	26年	盂
	≪	中 0	漏洩爆発(火災)	內埋設管	その他(酸欠等)	內埋設管	
	强	၁	漏洩		£0,		Ų□

表-2 B級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

項目	年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
容	器	1	1	I	I	ı	ı	1	_	_	_
容器	ドバルブ	_	-	-	1	-	-	-	_	_	-
充て	ん設備	_	ı	1	1	1	1	1	_	_	-
調	整器	_	ı	1	1	1	1	1	_	_	_
^ :	ッダー	_	-	1	1	-	-	-	_	_	-
高圧	Eホース	_	-	-	1	-	-	-	1	_	_
ガス	スメータ	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1
その	他機器	1	ı	I	I	I	I	ı	ı	ı	ı
供	給 管	1	ı	ı	ı	ı	1	ı	1	ı	1
	内埋設管	ı	ı	ı	ı	ı	1	ı	1	_	_
配	管	ı	1	I	I	1	ı	ı	_	_	_
	内埋設管	1	-	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-
末端	ガス栓	-	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	I	1
室内	ゴム管	-	ı	I	ı	ı	ı	ı	I	I	1
J	んろ	-	ı	I	I	I	ı	ı	ı	I	1
炊	飯器	-	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	l	1
レ	ンジ	-	ı	I	ı	I	ı	ı	I	I	1
オ -	ーブン	-	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	l	1
瞬間	湯沸器	-	1	ı	1	1	ı	ı	ı	ı	1
ふる	ろがま	-	1	ı	ı	1	1	1	1	ı	1
ス۱	トーブ	1	1	1	1	1	1	1	1	ı	-
業務	用燃焼器	2	4	2	1	1	1	ı	1	1	ı
その他	の燃焼器		2		-	_		_		_	_
そ	の他	_	_	1	1	_	_	_	_	_	_
不	明	1	1	2	-	-	-	-	1	_	_
合	計	4	8	6	3	3	3	2	4	1	0

表-3 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

項目	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
全事故件数	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185
消費設備に係る 事故件数	136	102	131	126	124	109	96	98	60	103
消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数	43	35	47	28	47	41	27	32	30	39
うち日級事故件数	1	2	2	0	1	1	0	1	0	0
うち CO中毒事故 件数	1	2	1	0	1	1	0	1	0	0

表-4 CO中毒事故(酸欠事故は除く)年別事故件数及び死症者数

Į		年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	件	数	6	14	8	10	8	4	3	4	9	3
	内B級以	上事故	2	6	3	3	2	2	1	1	1	0
	死 者	(人)	2	3	3	1	1	2	1	0	0	0
	症 者	(人)	8	85	16	32	37	4	4	12	29	5
	内B級以	上事故	0	65	7	16	23	1	0	7	15	0

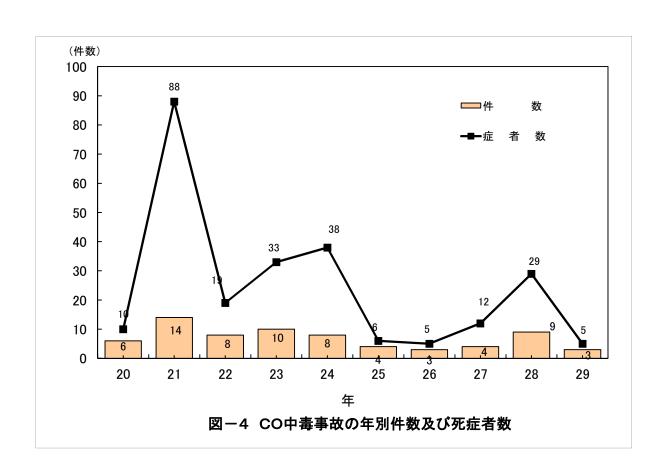


表-5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼	年 器具	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合 計
幽	開 放 式	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3 (4.3)
間湯	CF式	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2 (2.9)
沸器	FE式	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	5 (7.2)
тыг	RF式	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2 (2.9)
	計	1	2	0	3	2	0	1	1	2	0	12 (17.4)
స్	CF式	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2 (2.9)
ろが	BF式	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1.4)
ま	RF式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 (1.4)
	型式不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1 (1.4)
	計	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	5 (7.2)
	ストーブ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (1.4)
(業	その他 務用燃焼器等)	3	12	7	7	6	3	1	3	7	2	51 (73.9)
	合 計	6	14	8	10	8	4	3	4	9	3	69 (100.0)

表-6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数 (平成20年~平成29年)

	原因			排気		備等				犬態等	7	不	
		排気筒未設置	鳥の巣等による閉塞	ずれ・外れ又は腐食等	排気ファンの電源切り等	排気筒不良(基準不適合)等	排気筒トップ異常(逆設置等)	屋内設置(RF式)	長時間使用・換気不良	燃焼器具不良	その他	小 明	合
然焼	器 具 開放式 (5号以下)	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
瞬間	CF式	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
湯	FE式	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5
沸器器	RF式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	計	0	1	1	0	1	0	1	2	3	2	1	12
	CF式	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
ا د.	BF式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ふろがま	RF式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	型式不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)
	計	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2 (1)	0	5 (1)
	ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
(業務	その他 8用燃焼器等)	0	2	2	5 (1)	3	0	0	22	6	6	5 (1)	51 (2)
	合計	0	3	4	5 (1)	4	0	2	25	10	10 (1)	6 (1)	69 (3)

注) ()内は平成29年の発生件数で内数

表-7 CO中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び1件当りの死症者数 (平成20年~平成29年)

	件数·死症者数	件	死症	者数	1件当	当たりの死症	E者数
燃焼	器具	数	死者	症者	死者	症者	死症者
0.552	開放式 (5号以下)	3	2	2	0.67	0.67	1.33
瞬間	CF式	2	0	4	0.00	2.00	2.00
湯	FE式	5	2	8	0.40	1.60	2.00
沸	RF式	2	0	3	0.00	1.50	1.50
器	計	12	4	17	0.33	1.42	1.75
	CF式	2	1	1	0.50	0.50	1.00
,	BF式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
ふろがま	RF式	1	1	0	1.00	0.00	1.00
ま 	型式不明	1 (1)	0	1 (1)	0.00 0.00	0.00 1.00	0.00 1.00
'	計	5 (1)	2	3 (1)	0.40 (0.00)	0.60 (1.00)	1.00 (1.00)
	ストーブ	1	2	0	2.00	0.00	2.00
(業	その他 務用燃焼器等)	51 (2)	5	212 (4)	0.10 (0.00)	4.16 (2.00)	4.25 (2.00)
	合計	69 (3)	13	232 (5)	0.19 (0.00)	3.36 (1.67)	3.55 (1.67)
	中毒事故以外の 発・火災事故等	1941 (182)	8	541 (43)	0.00 (0.00)	0.28 (0.24)	0.28 (0.24)
	全 事 故	2010 (185)	21 (0)	773 (50)	0.01 (0.00)	0.38 (0.27)	0.40 (0.27)

注)()内は平成29年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表-8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

				<u> </u>	<u> </u>	(p T W	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			
項目		/	年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	件		数	31	24	18	18	16	25	27	28	33	41
			うちB級事故	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	死	者	(人)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	傷	者	(Y)	2	0	2	0	0	2	0	1	0	1
			うちB級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

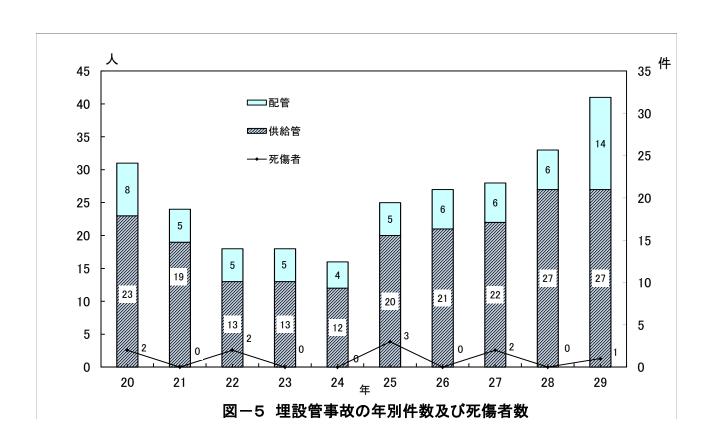


表-9 埋設管に係る年別漏洩等発生箇所別原因別件数

漏涉	等語所	f	漏洩原	年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
供	給	管	損	傷	17	14	11	10	8	18	13	16	23	23	153
				他工事業者	15	10	9	6	6	13	10	12	21	22	124
				消費者による	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1	6
				地盤沈下	0	1	2	2	0	0	1	1	0	0	7
				その他	1	2	0	2	1	5	2	3	0	0	16
			腐食	・劣化	6	5	1	3	4	2	6	4	4	4	39
			その	他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
				接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				工事中酸欠	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
				その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
			不	明	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3
				計	23	19	13	13	12	20	21	22	27	27	197
配		管	損	傷	4	1	3	3	2	2	4	0	6	6	31
				他工事業者	3	1	3	2	2	1	4	0	6	5	27
				消費者による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				地盤沈下	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
				その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
			腐食	・劣化	3	3	2	1	2	2	2	6	0	8	29
			その	他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
			不	明	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
				計	8	5	5	5	4	5	6	6	6	14	64
合		計	損	傷	21	15	14	13		20	17	16	29	29	184
				他工事業者	18	11	12	8	8	14	14	12	27	27	151
				消費者による	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1	6
				地盤沈下	1	1	2	3	0			1	0	0	
				その他	1	2	0	2		6		3		1	18
				・劣 化	9	8		4	6				4		68
			その	1	0	0	0	1	0				0	0	
				接続不良	0	0	0	0	0				0	0	
				工事中酸欠	0	0	0	0	0				0	0	
				その他	0	0	0	1	0			1	0	0	
			不	明	1	1	1	0				0	0	0	
				合 計	31	24	18	18	16	25	27	28	33	41	261

表-10 質量販売先における事故発生件数

年 項目	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
件 数	16 (1)	10 (0)	11 (1)	10 (0)	10 (0)	7 (0)	11 (1)	6 (1)	5 (0)	10 (0)
50kg容器	0	1	0	0	1	2	1	0	0	2
20kg容器	2	2	1	2	1	0	2 (1)	3 (1)	0	0
10kg容器	3	1	5 (1)	1	2	1	2	2	2	3
8kg容器	3	2	3	4	4	0	4	1	1	2
5kg容器	6	3	2	2	2	4	1	0	1	2
2kg容器	1 (1)	1	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0

()内はB級事故で内数

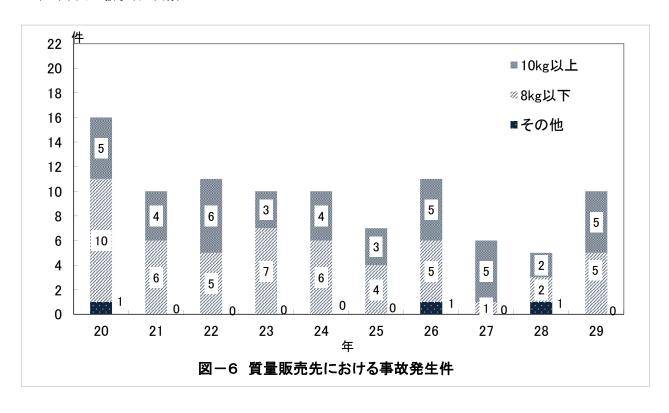


表-11 原因者別事故件数

年原因者	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
一般消費者等	77	49	83	66	78	77	59	59	45	54
一般消費者等及び 販売事業者	4	8	7	10	11	3	6	4	0	3
販売事業者	62	38	33	31	33	25	16	29	23	29
設備工事事業者及び 販売事業者等	0	0	0	0	0	3	3	0	2	0
保安機関(認定調査機間) 及び販売事業者等	0	0	0	2	0	1	5	2	1	3
配送センター及び 販売事業者等	0	0	0	9	1	2	0	0	0	1
設備工事事業者	5	6	5	2	3	5	3	1	2	11
充てん事業者	3	3	2	0	3	1	1	0	2	1
配 送 センター	0	0	0	0	4	1	2	0	4	7
器 具 メーカー	14	10	7	2	6	3	1	4	3	0
自然災害(雪害等)	11	7	7	53	64	40	40	34	8	12
その他	27	24	25	26	31	31	34	32	36	51
他工事事業者	19	16	17	13	23	18	19	16	34	47
動物(ねずみ等)	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他	7	8	8	13	8	13	14	15	2	4
不 明	31	40	35	26	26	18	17	14	13	13
숌 計	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185

表-12 年別・建物用途別事故件数

項		_	4	F 20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	_	般 住	宅	95	63	75	80	97	77	71	75	44	62
	共	同住	宅	61	41	56	60	75	54	48	34	40	51
	旅		館	4	1	2	4	3	2	2	0	1	6
	飲	食	店	28	43	25	28	22	39	23	26	14	25
	学		校	4	3	10	7	10	5	4	5	7	11
	病		院	2	1	1	0	1	3	1	2	2	1
	エ		場	1	3	4	1	5	2	1	3	2	3
	事	務	所	4	3	2	2	7	0	5	1	3	3
道	路下	(側洋	青含む)	4	2	0	0	2	4	2	3	4	3
	そ	Ø	他	31	25	29	45	38	24	30	30	22	20
	合		計	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185

表-13 現象別事故件数

項目	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
漏 え い	115	84	76	116	160	113	98	99	84	106
漏えい爆発(火災)	53	45	60	55	48	48	59	43	27	41
火災(爆発を除く)	60	42	60	45	44	43	27	31	19	35
CO中毒·酸欠	6	14	8	11	8	6	3	6	9	3
숌 計	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185

表-14 漏洩等発生箇所別事故件数

項目	年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	容器	5	6	8	4	6	4	4	3	3	5
	容器バルブ	9	12	4	3	4	2	3	1	8	4
供	高圧 ホース	18	5	12	18	15	15	9	12	4	15
給	ヘッダー	4	2	1	0	0	2	0	2	0	1
設	調整器	21	14	9	28	43	31	20	20	9	13
	バルク貯槽	4	4	3	5	6	1	9	4	3	2
備	供給管	28	30	27	40	48	43	45	34	42	35
	内埋設管	23	19	13	13	12	20	21	22	27	27
	ガスメーター	4	2	2	0	5	1	0	2	6	7
	その他機器	1	4	3	1	5	0	0	0	4	0
	計	94	79	69	99	132	99	90	78	79	82
	配管	15	11	14	30	32	17	24	25	9	35
	内埋設管	8	5	5	5	4	5	6	6	6	14
	末端ガス栓	22	11	14	18	18	11	10	11	6	12
	金属フレキ管	4	4	7	5	7	5	7	6	5	6
	低圧ホース	9	4	5	8	2	9	0	4	2	2
	室内ゴム管	6	8	16	5	7	7	5	12	3	4
消	こんろ	10	7	11	6	5	3	9	3	3	4
費	炊 飯 器	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
設	レンジ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
備	オーブン	2	2	1	0	0	4	0	0	0	0
1/用	瞬間湯沸器	7	7	6	11	6	2	3	3	4	7
	ふろがま	27	17	22	16	17	20	14	12	8	7
	ストーブ	1	0	5	1	1	0	1	0	0	1
	業務用燃焼器	29	24	28	24	20	29	23	19	20	23
	その他の燃焼器	0	4	0	0	4	2	0	1	0	1
	その他	2	2	0	1	5	0	0	2	0	0
	計	136	102	131	126	124	109	96	98	60	103
	充てん設備	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	不 明	2	3	4	2	4	2	1	2	0	0
	合 計	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185

表一15 原因別事故件数

項[年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	接続不良	44	24	23	23	27	12	14	19	21	30
	腐食・損傷	72	60	56	80	81	68	56	57	54	79
	故障・不具合	16	16	10	2	6	3	1	7	4	7
誤操	未使用末端閉止弁 と と	13	7	10	15	15	10	6	8	2	8
作	燃焼器具未設続	1	2	3	2	2	1	0	0	0	0
	燃焼器具の過熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
燃焼		15	12	31	19	20	36	33	21	16	17
器具		0	1	0	0	0	0	1	1	1	1
Ħ	弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ	22	12	13	4	6	8	6	5	8	11
1	給排気設備不良	1	2	2	4	2	0	1	0	4	0
燃	然焼不良及び換気不良	7	10	7	2	5	4	2	2	5	3
雪	書等の自然災害	11	7	7	53	64	40	40	34	8	12
	その他	13	13	7	6	14	12	13	14	8	10
	不 明	19	19	35	17	18	16	14	11	8	6
	計	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185

表一16 年別漏洩等発生箇所別原因別件数

(1)供給設備関係

		関係 年											
漏洩	等	発生箇所 原 因	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
器 容		損傷	0	0	0	1	3	2	2	0	0	0	8
		腐食·劣化	5	3	4	2	2	2	1	1	2	1	23
		その他、不明	0	3	4	1	1	0	1	2	1	4	17
		計	5	6	8	4	6	4	4	3	3	5	48
容器パル	容器パルブ機器等接続不良		5	3	1	1	0	0	0	1	4	0	15
損			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	1	1	3	1	0	0	0	0	0	3	9
		その他、不明	3	8	0	0	4	2	3	0	4	1	25
		計	9	12	4	3	4	2	3	1	8	4	50
高圧ホース	ζ	機器等接続不良	13	2	7	9	8	2	3	4	3	8	59
		損傷	3	1	2	5	4	9	3	3	0	5	35
		腐食·劣化	1	1	3	1	1	2	0	0	0	2	11
		その他、不明	1	1	0	3	2	2	3	5	1	0	18
		ā l	18	5	12	18	15	15	9	12	4	15	123
調整器		接続不良	2	4	0	4	3	0	1	1	2	5	22
			8	5	5	20	32	26	17	17	5	5	140
		腐食·劣化	4	2	1	2	3	2	2	0	1	0	17
		故障	5	1	0	2	3	1	0	0	1	1	14
	その他、不明		2	2	3	0	2	2	0	2	0	2	15
計		21	14	9	28	43	31	20	20	9	13	208	
バルク貯槽	Ī	弁開放等	1	1	1	2	4	1	3	2	0	1	16
		エ事ミス	1	1	1	2	1	0	0	1	1	0	8
		その他、不明	2	2	1	1	1	0	6	1	2	1	17
		ā l	4	4	3	5	6	1	9	4	3	2	41
供給管	埋	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	_	損傷	17	14	9	10	8	18	15	17	23	25	156
	設	腐食·劣化	6	5	1	3	4	2	5	4	4	2	36
	-	その他、不明	0	0	3	0	0	0	1	1	0	0	5
		計	23	19	13	13	12	20	21	22	27	27	197
	露山	接続不良	1	1	0	1	5	1	2	1	2	1	15
	出:	損傷	1	5	5	25	30	19	21	8	9	6	129
	その	腐食・劣化	2	3	2	1	1	2	0	3	3	1	18
	他	その他、不明	1	2	7	0	0	1	1	0	1	0	13
		計	5	11	14	27	36	23	24	12	15	8	175
	小	計	28	30	27	40	48	43	45	34	42	35	372
ガスメータ-	-	機器等接続不良	3	2	2	0	2	0	0	0	4	6	19
		損傷	1	0	0	0	3	0	0	1	1	1	7
		その他、不明	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
		計	4	2	2	0	5	1	0	2	6	7	29
その他			5	6	4	1	5	2	0	2	4	1	30
	合	計	94	79	69	99	132	99	90	78	79	82	901

(2)消費設備関係

\ _//n _		備関係 年		I									
ä	景 洩	等発生箇所 原 因	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
配管		接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	埋	腐食·劣化	3	3	2	1	2	2	2	5	0	3	23
	設	その他、不明	5	2	3	4	2	3	4	2	6	11	42
		計	8	5	5	5	4	5	6	7	6	14	65
		接続不良	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	麗出	損傷	1	1	5	15	23	4	10	13	0	11	83
	*	腐食・劣化	5	5	3	6	3	5	3	3	2	5	40
	の他	その他、不明	1	0	1	4	2	3	4	2	0	4	21
		ā†	7	6	9	25	28	12	18	18	3	21	147
		小 計	15	11	14	30	32	17	24	25	9	35	212
末端ガス	栓	ゴム管の接続不良	5	0	1	0	0		1	1	1	0	9
		未使用側の誤開放	10	7	9	15	11	9	5	7	3	8	84
		弁の不完全閉止等	2	1	0	0	1	1	0	1	0	1	7
		その他、不明	5	3	4	3	6	1	4	2	2	3	33
金属フレ	£	計場を	22	11	14	18	18	11	10	11	6	12	133
亚周ノレ ⁻ 	Τ	操 傷 培練不良	2	1 2	3	2	2 1	2	1	2	2	1	17 21
		接続不良 腐食・劣化	0	0	0	1	3	2	3	2	1	2	14
		横長・男化 その他、不明	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	4
		計	4	4	7	5	7	5	7	6	5	6	56
低圧ホー	ス	接続不良	5	3	2	6	2	2	0	1	2	2	25
		劣化	1	1	1	1	0		0	2	0	0	7
		器具未接続	1	0	1	0	0	2	0	1	0	0	5
		その他、不明	2	0	1	1	0	4	0	0	0	0	8
		計	9	4	5	8	2	9	0	4	2	2	45
ゴム質	F	接続不良	2	2	3	0	4	0	3	6	0	2	22
		損傷	4	3	2	3	2	2	1	2	3	1	23
		腐食·劣化	0	2	6	1	1	2	0	1	0	1	14
		器具未接続	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
		その他、不明	0	0	3	1	0	_	1	3	0	0	11
		ā†	6	8	16	5	7	7	5	12	3	4	73
	2	点火ミス、立消え	0	3	3	1	1	2	4	2		0	17
燃		栓の不完全閉止等	4	3	0	3	0		0	0		0	10
XAR	h	過熱	0	0	0	0	0		0	0		0	
	ろ	その他、不明	6	1	8	2	4	1	5	1	2	4	34
		計	10	7	11	6	5	3	9	3		4	61
	瞬	給排気設備不良 燃焼不足、換気不良	0	0	0	2	1	0	0	1 0	1	0	7
焼	間湯	が成れた、接気不良 点火ミス、立消え	0	1	1	1	0		1	0	0	2	6
	沸器	その他、不明	7	5	4	4	4	2	1	2	1	5	35
	100°	計	7	7	6	11	6	2	3	3		7	56
		給排気設備不良等	1	0	1	0	0		1	0	0	1	4
器		点火ミス、立消え	5	6	16	13	12	14	12	10	8	5	101
和	ふろ	過熱	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	がま	栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	٠	その他、不明	21	11	5	3	5	5	1	2	0	1	54
		āl	27	17	22	16	17	20	14	12	8	7	160
具		給排気設備不良	0	0	1	0	0		0	0		0	1
	スト	点火ミス、立消え	0	0	1	0	0		0	0	0	1	2
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	ブ	その他、不明	1	0	3	1	1	0	1	0	0	0	7
	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		1	0	5	1	1	0	1	0		1	10
		業務用燃焼器具	29	24	28	24	20	29	23	19		23	239
		その他	4	7	3	<u>1</u>	4	6	0	1	0	2	28
マ の 単		小計	78	62	75 0	59	53	60	50	38	35	44	554
その他		<u></u> 숨 計	126	102	121	126	124		0	2		102	1005
	•	合 計	136	102	131	126	124	109	96	98	60	103	1085

(3)その他、不明等

年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
充てん設備	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
漏洩発生箇所等不明なもの	2	3	4	2	4	2	1	2	1	0	21

総合計	年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
事故	牧発生件数 (件)	234	185	204	227	260	210	187	179	139	185	2010
死	者 数 (人)	4	4	5	1	1	3	1	2	0	0	21
負	傷者数(人)	79	148	83	88	85	52	76	60	52	50	773
(参考)死者	· 負傷者事故発生件数(件)	62	56	64	54	46	45	51	37	27	40	482
	漏えい	5	0	1	0	1	0	1	1	1	1	11
	漏えい爆発(火災)	36	25	38	32	27	24	38	22	16	24	282
	火災(爆発を除く)	15	17	17	11	10	15	9	8	1	12	115
	CO中毒·酸欠	6	14	8	11	8	6	3	6	9	3	74

表-17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	県別	年	24年	25年	26年	27年	28年	5年間 平均 24~28年	29年	消費者戸数	24年	25年	26年	27年	28年	5年間 平均 24~28年	29年
北海道	北海	道	58	26	26	19	6	27.0	9	1,463,363	38.8	17.4	17.9	13.0	4.1	18.2	6.2
	青:	森	22	15	14	4	3	11.6	2	327,499	47.4	42.3	40.2	11.6	9.0	30.1	6.1
	秋	Ħ	7	3	0	4	1	3.0	1	204,961	25.1	13.1	0.0	18.3	4.7	12.2	4.9
東北	山 :	形	14	6	4	6	2	6.4	4	317,010	43.5	22.3	15.1	23.1	6.2	22.0	12.6
* **	岩	手	3	2	2	1	2	2.0	2	241,072	7.2	6.0	6.0	3.0	8.1	6.1	8.3
	宮:	城	3	5	3	4	3	3.6	4	798,742	5.5	6.5	3.9	5.0	3.6	4.9	5.0
	福,	島	1	10	6	11	8	7.2	10	412,712	1.7	22.6	13.7	24.9	19.1	16.4	24.2
	栃:	*	6	2	2	3	3	3.2	1	346,708	10.3	5.0	5.3	8.2	8.4	7.4	2.9
	茨:	娍	10	3	3	3	4	4.6	2	428,367	12.4	6.1	6.2	4.4	9.1	7.6	4.7
	群	馬	2	6	4	0	3	3.0	7	410,574	3.3	13.2	8.9	0.0	7.2	6.5	17.0
	埼	₹	12	17	20	11	10	14.0	12	1,159,720	8.9	12.4	14.8	8.4	8.6	10.6	10.3
	東:	京	11	8	8	9	9	9.0	3	2,432,502	19.7	3.7	3.7	3.9	3.8	7.0	1.2
関東	千:	葉	5	8	8	4	5	6.0	10	595,232	6.3	12.9	12.8	5.0	8.4	9.1	16.8
	神奈	Ш	21	17	15	12	14	15.8	19	892,285	16.9	17.8	16.2	13.1	15.4	15.9	21.3
	新	潟	7	10	4	4	4	5.8	4	254,590	25.5	32.8	14.9	15.2	15.5	20.8	15.7
	長!	野	6	5	6	9	1	5.4	3	539,020	7.6	8.8	10.8	10.9	1.8	8.0	5.6
	山	梨	2	1	2	0	1	1.2	2	183,280	6.5	5.0	10.4	0.0	5.3	5.4	10.9
	静	岡	3	2	1	3	7	3.2	5	669,668	3.8	2.8	1.4	2.9	10.4	4.3	7.5
	愛:	知	4	6	1	6	1	3.6	5	1,214,657	3.9	4.9	0.8	5.0	0.8	3.1	4.1
	岐	阜	1	4	2	7	1	3.0	7	513,434	1.6	7.4	3.8	13.2	1.9	5.6	13.6
中部	= :	重	2	1	2	2	2	1.8	2	336,105	3.9	2.8	5.6	5.7	5.9	4.8	6.0
	富(Щ	0	1	1	2	1	1.0	3	210,150	0.0	4.4	4.4	9.0	4.6	4.5	14.3
	石	JII	1	1	3	0	2	1.4	4	264,117	3.3	3.5	10.6	0.0	7.4	4.9	15.1

経済	斉局	県	年別	24年	25年	26年	27年	28年	5年間 平均 24~28年	29年	消費者戸数	24年	25年	26年	27年	28年	5年間 平均 24~28年	29年
		福	井	3	2	0	2	1	1.6	0	158,053	14.5	11.5	0.0	12.1	6.2	8.8	0.0
		滋	賀	4	1	1	1	5	2.4	3	182,867	13.6	5.1	5.1	5.2	26.8	11.2	16.4
		京	都	0	4	2	4	4	2.8	2	183,597	0.0	19.9	10.3	21.0	21.4	14.5	10.9
近	畿	奈	良	0	0	1	0	0	0.2	4	135,316	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	1.3	29.6
		和	次山	2	1	1	0	0	0.8	4	197,754	7.3	4.5	4.6	0.0	0.0	3.3	20.2
		大	阪	1	2	3	9	0	3.0	7	482,734	3.3	4.1	6.2	18.8	0.0	6.5	14.5
		兵	庫	8	2	2	4	0	3.2	5	579,904	14.6	3.2	3.2	6.6	0.0	5.5	8.6
		岡	臣	2	1	3	1	3	2.0	6	471,585	4.0	2.2	6.8	2.3	7.1	4.5	12.7
		広	島	3	5	6	4	9	5.4	3	661,621	4.5	7.1	8.6	5.8	13.4	7.9	4.5
中	国	鳥	取	4	2	1	3	2	2.4	10	151,953	24.9	12.2	6.2	19.3	13.1	15.1	65.8
		島	根	1	1	2	0	0	0.8	1	170,998	4.5	5.4	11.1	0.0	0.0	4.2	5.8
		山	П	4	4	4	3	1	3.2	1	312,378	10.9	11.9	12.1	9.3	3.2	9.5	3.2
		香	Ш	2	2	2	4	1	2.2	1	235,780	7.6	7.8	8.0	16.3	4.2	8.8	4.2
四	⅓	愛	媛	7	3	5	3	3	4.2	0	507,886	11.8	1.8	5.4	5.7	5.7	6.1	0.0
	_	徳	島	0	0	0	1	1	0.4	0	181,196	0.0	0.0	0.0	5.4	5.5	2.2	0.0
		高	知	2	2	0	1	2	1.4	2	214,964	3.5	4.3	0.0	4.4	9.1	4.3	9.3
		福	岡	2	5	4	5	4	4.0	4	1,286,695	1.7	3.9	3.1	3.9	3.1	3.1	3.1
		佐	賀	2	1	2	3	2	2.0	1	180,101	9.0	5.1	10.1	16.2	11.0	10.3	5.6
		長	崎	2	2	1	1	0	1.2	1	239,338	5.6	7.1	3.9	4.0	0.0	4.1	4.2
九	州	熊	本	2	3	1	2	2	2.0	3	380,457	4.0	7.3	2.5	5.1	5.1	4.8	7.9
		大	分	0	1	2	0	1	0.8	0	298,169	0.0	3.1	6.4	0.0	3.3	2.6	0.0
		宫	崎	4	1	2	1	1	1.8	1	270,220	11.7	3.4	6.9	3.6	3.7	5.9	3.7
		鹿り	島	2	1	2	1	1	1.4	0	504,915	3.7	1.9	3.9	2.0	2.0	2.7	0.0
沖	縄	沖	縄	2	5	3	2	3	3.0	5	542,964	3.9	9.7	5.8	3.8	5.7	5.8	9.2
	合	at		260	210	187	179	139	195.0	185	22,747,213 事業団広報No.26		8.7	7.9	7.7	6.1	8.2	8.1

注)消費者戸数は、平成30年1月15日のLPガス消費者世帯数 (LPガス事業団広報No.208 (一財)全国LPガス保安共済事業団より)

表-18 所管別事故発生状況

年 所管	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
本 省	22	17	20 (1)	34	25	33	20	18	28	37
保安監督部	49 (1)	54 (1)	55 (1)	50	59	49	47	64 (1)	33	64
都道府県	139 (1)	97 (7)	118 (4)	118 (3)	166 (3)	126 (3)	117 (2)	95 (3)	76 (1)	75
所管無記載	24 (2)	17	11	25	10	2	3	1	2	9
合 計	234 (4)	185 (8)	204 (6)	227 (3)	260 (3)	210 (3)	187 (2)	178 (4)	139 (1)	185

※1 ()内はB級事故で内数 ※2 平成29年は、速報のため無記載のものを含む。

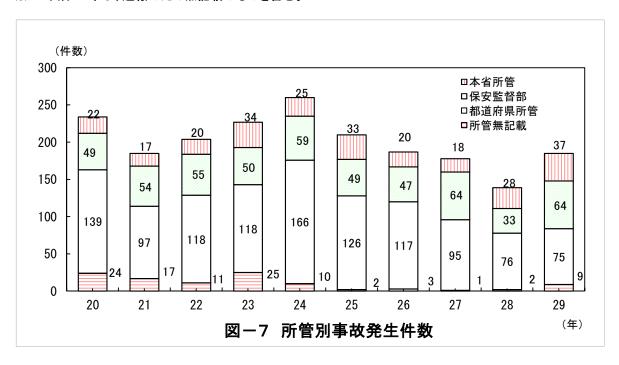


表-19 LPガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

	:			19 LPガ入事以什致、死傷有致の推修と主な心束守
昭和 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
S. 42	167	33	271	〇12月28日、LPガス法公布一高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等
43	112	38	146	│ の製造及び販売等に係る規制を目的として制定 │○3月1日、LPガス法施行
44	170	69	236	C-77-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
45	217	44	283	
46	217	33	301	
47	299	52	398	- □○12月6日、LPガス法規則改正(原則LPガスを体積販売することを義務化)
48	368	59	389	OTENION CONTROL OF THE WALL OF COLUMN TO THE
49	540	74	679	
50	497	40	543	
51	581	65	523	
52	638	56	684	
32	000	30	004	□8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
53	570	72	640	□7月、LPガス設備保安総点検事業の実施(設備改善の期間を含め3年間) ○7月3日、LPガス法改正(周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等)
54	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布(特監法)
55	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
56	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正(LPガスの着臭濃度強化(臭気感知混入率1/200→1/1000)) ○2月18日、LPガス法規則改正(地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け)
57	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化 石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、LPガス法省令補完基準改正(材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化) □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油 ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
58	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でLPガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
59	545	36	529	○7月3日、LPガス法規則改正(料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付 ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化)
60	496	35	550	□7月、「LPガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「LPガス消費者保安月間」と定める
61	515	42	477	□5月、「LPガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うLPガス事故の減少化に関する目標期限(今後 5年間で1/5、10年間で 1/10)を定めた提言ーそれを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、LPガス法規則改正(移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け)
62	401	29	381	
63	390	37	356	●2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたCF式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒が2件発生、共に死者1名(都市ガス事業) ●4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するCO中毒事故が発生、死者2名 ●6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ●7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達

平成年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
H. 元	306	36	327	●6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ピットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
2	262	27	233	□5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
3	194	13	171	
4	146	31	162	
5	112	7	135	●5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでCO中毒事故発生、死者7名(簡易ガス事業) ●7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □9月、安全器具 100%普及目標達成期限(3年早めた)-95.2%達成 □12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 ○12月22日、特監法政令改正(特定ガス消費機器の追加(密閉燃焼式ふろがま等))
6	82	3	83	○10月26日、LPガス法規則改正(排気筒の技術上の基準強化等) ○10月26日、通産省告示制定(使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件)
7	88	12	80	□1月、「LPガス保安対策の在り方研究会」中間報告
8	101	14	109	□12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告 ○3月31日、LPガス法改正(LPガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク 供給に関する規制の創設等)
				○4月3日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正等) ●12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故が発生死者5名
9	68	6	64	○3月10日、LPガス法規則改正(8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ(S型)等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け) □9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始(~平成11年9月30日)
10	75	9	82	□5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋 設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。
11	79	5	66	〇3月26日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正) 〇8月6日、LPガス法改正(基準・認証制度見直しに伴うLPガス法改正) 〇9月30日、LPガス法規則改正(性能規定化、バルク容器を制度化)
12	78	8	73	○8月1日、12月26日LPガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○9月26日、LPガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正(基準・認証制度見直しに伴う省令改正) □5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始(~12月) □12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。
13	87	2	69	□1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置 □4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課宛及びLPガス関係団体宛に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。 □6月、経済産業省原子力・保安院に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上で保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。 ●10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるベーパライザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏えいする事故が発生した。(他に11月26日、同様な事故(高圧ガス保安法対象)1件発生)
14	90	4	64	○10月1日、LPガス法規則改正(液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管(白管及び被覆白管)に係る点検・調査について基準追加、屋外に設置する燃焼器具の排気筒(屋内に設置される部分)の基準化) ○12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加(液化石油ガス中の水銀濃度の規定)
15	120	7	86	○3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正) ○4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41 節「地盤面下に埋設した供給管及び配管(亜鉛めっきを施したもの又は亜鉛をめっき施した供給管に 防しょくテープを施したものに限る。)の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加

平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
16	105	2	88	〇4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和:第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに 短縮)
				●8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。
				●10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故(B級事故) が発生した。
17	105	1	58	○4月1日、LPガス法規則及び供給・消費・特定供給告示改正(販売事業者がLPガスを配管等に接続して販売する必要のない容器の内容積及び質量により販売できる容器の内容積の範囲を容器がカップリング付き器具(容器バルブ及び調整器)により接続されている等の要件を満たした場合に限り25リットルまで加入
				○4月1日、例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板」の改正(石綿スレートに替えて繊維強化セメント板を追加)、第15節「充てん容器等の腐しょく防止措置」の改正(アルミニウム合金製容器について腐しょく防止のための塗装を不要とした)、第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正(配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加)、第29節「供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正(集中監視システム設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム圧力計の比較試験周期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試験の基準となる圧力測定器に選択性を追加)、第30節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の改正(自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加)
18	219	0	78	■5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 □8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、 経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。
				●12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 ○12月22日、LPガス法規則改正(保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃
				焼器の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。) 〇12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正(軽微な工事の内容を変更。)
				□12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通達。
19	239	4	98	○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取り まとめ。
				〇3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要(製品名・型式・製造事業者を含む)を公表。 〇3月13日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の
				燃焼器を定める告示の制定(規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定) 〇3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制
				定(点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定) □3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法に ついて」を通達。
				○6月27日、LPガス法規則改正(液化石油ガス設備工事の内容を変更。) ○6月29日、LPガス法規則改正(保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で 周知を行うべき燃焼器の内容を変更。)
				●9月18日、富山県の山小屋においてCF式風呂釜の排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生した。 ●10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。
	95:			□10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。
20	234	4	79	□4月10日、経済産業省原子力安全・保安院名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について(要請)」を発出。 ○5月30日、認定販売事業者告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更)
				○5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の 低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加)
				○8月1日、LPガス法施行令改正(別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこん ろを追加) ○8月8日、LPガス器具省令改正(一般ガスこんろの技術上の基準等を追加)
		1	l	○○刀○口、LFハへ倫宍泪卫以上(限ルヘニのつの技術上の左手守を追加)

平成	事故	死者	傷者	主な発生事故及び取られた措置等
年	件数	数	数	
21	185	4	148	●1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者18名) □2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突(排気筒)の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、死者1名 軽症者21名) □7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。 □10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。 □11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。
22	204	5	83	□2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し業務厨房用作業注意マニュアルの周知を要請。□4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。
23	227	1	88	 ●1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者10名) □6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の開固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。(C級、重傷者1名、軽傷者3名) □11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。
24	260	1	85	●2月21日、岐阜県の交流施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、重症者1名 軽症者21名) □3月29日、経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について~真に災害に強いLPガスの確立に向けて~」の報告書を公表。 ○6月4日、経済産業省原子力安全・保安院名で「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)」を制定。 □7月30日、原子力安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請。 □8月2日、原子力安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁を集め、業務用厨房における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁を集め、業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □9月19日、経済産業省原子力安全・保安院の組織改編に伴い、産業保安各課は商務流通グループに移行し、「商務流通保安グループ」と名称を変更。また、液化石油ガス保安課とガス安全課を統合し、ガス安全室を設置。 □12月18日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
25	210	3	52	□1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機に実施した、調整器の期限管理に関する聞き取り調査の結果を公表。 □1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、業務用厨房におけるめんゆで器の不適切使用に係る事故を契機に実施した、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する取組等を公表。 ○3月29日、経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規定の認可に係る運用及び解釈について」を制定。 □6月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、警戒体制の充実、被害が発生した場合の復旧対策に万全を期すよう要請。 □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月25日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
26	187	1	76	○6月4日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づきバルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。 □7月7日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●7月29日、山梨県の山小屋(富士山八合目)において、屋外式風呂釜を屋内に設置し使用したため不完全燃焼となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、死者1名)) 8月7日、経済産業省商務流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○10月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
27	179	2	60	●2月19日、千葉県の公共施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名) ●5月29日、福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名) □6月26日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●11月7日、富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名) □11月30日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
28	139	0	52	□1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○3月22日、LPガス法規則改正(認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し) ○6月23日、LPガス法規則改正(認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し) ○6月23日、LPガス法規則改正(供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、周知の方法の改正) □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □7月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、LPガス供給設備の簡易型集合装置における不具合発生の可能性についての注意喚起を実施 ●8月4日、宮崎県の高等学校において業務用ガスオーブンを使用中に、給気不足による燃焼不良及び室内が負圧になった事による排気の逆流が原因の一つと推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者15名)
29	185	0	50	□1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○2月22日、LPガス法規則改正(販売の方法の基準、書面の記載事項の改正及び液化石油ガス関係業界に対しる取引適正化指針の制定) ○3月31日、LPガス法規則改正(供給設備の技術上の基準、供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、消費設備の技術上の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、軽微な変更の改正) □7月5日、経済産業省商務情報政策局・商務流通保安グループの再編及び産業保安グループの創設に伴い、産業保安関係課(ガス安全室等)は産業保安グループに移行。 □8月31日、経済産業省産業保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月22日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

注) ○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表-20 昭和 52 年以降に発生したA級事故

			衣一20 哈和	02 十次件	I〜完生しにA級争以
発 生 年月日	発 生 場 所	現象	建物用途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
S54. 2. 5	愛知県	爆発	飲 食 店 福センター (三河ハイツ) 内レスコンクリ 鉄造地上3階、 半地下1階建	死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7	午後1時20分頃から半地下1階のレストランで従業員の歓送迎会を開いていたが、午後3時10分頃突然爆発が起こり、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。これにより歓送迎会を行っていた従業員2名が死亡し、12名が重傷、7名が軽傷を負った。ガス供給は50kg容器12本で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回り舞台下の空間に滞留していた。
S54. 7.26	千葉県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 2 階建	死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパートや隣接住宅を焼失した。これにより5名が死亡し、1名(当事者)が重傷、7名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因は当事者がガスストーブを片付けた際ゴム管は末端閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25日に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、このゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
S56. 3.13	福岡県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造3階建	死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8	朝7時5分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1家4名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート1棟が全壊全焼し、他の1棟が半壊、近隣の住宅5棟が全半焼、半壊した他、周囲の住宅等20数戸の窓ガラス等を破損した。当該アパートのガス供給は50kg容器4本で行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れは爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われ、推定漏洩量は約32m³であった。原因は不明である。
S58.11.22	静岡県	爆発火災	飲 食 店 レクリエーション センター内レストラン鉄骨平屋建	死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17	午後 0 時 45 分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内 14 名が死亡し、10 名が重傷、17 名が軽傷を負った。ガス供給は 500kg 容器 4 本からベーパーライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内 4 ケ所に設置されていた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁 99 個中 30 個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約 25m³であった。
S58.12. 8	北海道	爆発火災	一般住宅 木造モルタルー 部 2 階建	死 者 5 重傷者 2	朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名が重傷を負った。ガス供給は50kg容器1本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約5m³であった。

発 生 年月日	発 生 場 所	現象	建物用途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
H8.12.30	沖縄県	CO中毒	共同住宅 鉄筋コンクリート 造3階建	死者 5	9時55分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家5人が倒れ死亡しているのを発見し110番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は4畳半二間、6畳一間、玄関を含むダイニングキッチン(DK)及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器(CF式、10号)はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切られ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、すすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は2次排気筒の径が1次排気筒の径より細くなっている(130mm→100mm)上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。

Ⅳ. 平成29年に発生した事故の概要

1. B級事故の概要

平成29年においてB級事故に該当する事故は発生しなかった。

	行政指導等 再発防止策	現は、市の工事担当者及び工事関係者に対し、吸棒気口に養生に大き施さないよう酸度することした。又、同等の工事を行う際には、市の工事担当職員より、請負業者への安全確認の指示等を徹底することした。	は、消費者であって「保養情報を確実に行うよう指導した。 また。点火状態が悪い場合や、炎の色が著段と異なる場合は 窓を削げて後気するように口頭で指示した。 ・販売事業者は、co管報器及び管報器連助自動ガス連断装置 を設置した。	・販売事業者は、消費者に対し、CO警報器の設置を提案し同意の上、設置を行った。
	安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置(対 震)あり ・ヒューズガス栓あり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・イコンにあり(作動な ・自動なな) ・自動ながる経験器なし ・アコーズがス格あり(作 動なし) ・一番数なし ・一・一条数数なし ・一・一条数数なし ・一・一条数据数に ・一・一条数据数なし ・一・一条数据数なし ・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・Cの警報器なし ・楽務用換気警報器なし ・楽務用換気警報器なし ・素物表し、
	販売事業者	たじま農業 協同組合	ヤマカ(株)	(有)矢田郷 商店
	型計	不明	①MGT- 096DS ©RR-30S2	不明
	-たーメ	不明	(株)マル はい (受)ソンナイ (株)	不明
	機種	海呂巖	①集務用3口こ ①(株)マル んろ だり (サンケス 器 報 (株)	食器洗净機
	事故概要	井同佳写において、住人(「韓別・が国品に入がしたとろ。 によから、病院・水気・機差され、一酸化中毒と診断され一般入院した。所区 「は、当該は子にかり産業生工事が行われており、塗装業者が結構項のを握う 持ずが重かに、本によりは表気不良となり、発生した一酸化炭素を含む 持ずが重めて、米型によった。 なる、塗装業者は取捨気口に養生シートを施してはいけないことを認識してい たが、空き部屋と間違え素生シートで覆ってしまったとのこと。	場において、消費者よりガス鬼及び目に過数を励らると消防に適額があり、 調理者であるが帰院へ搬送され軽度の一酸化中毒と診断された。原因は、燃烧 整を使用中に換気周を付けていなかったことから峻気不良となり、不完全能 を表こし一酸化炭素が発生したものと様でれる。 なお、事故当日は素務用こんろのうとの日を使用し、その後業務用炊飯器を点 なお、事故当日は業務用こんろのうとの日を使用し、その後業務用炊飯器を点 なお、事故当日は業務所にあるのうとの日を使用し、その後業務所収飯器を点 はか問題を続けていた。消防と販売事業者による財場間変により一酸化度 素が、検気開発を指すていた。消防と販売事業者による財場間変により一酸化度 素が、検気開発を開発をなかった場合にのみ上昇することが確認され、機器 及じ設備に不備けないことが確認された。また、当該工場は、開業6日目であ り、業務用3日こんろ及び業務用炊飯器は新品の状態であった。	旅館において、厨房の食器洗浄機付近にいた従業員2名がCo中毒の症状で緊急機送されたもの。原因は、厨房で使用していた食器洗浄機が何らかの原因で不完全燃焼となったものと推定される。
	事故原因 法違反の有無	共同住宅において、住人 ことから、病院へ緊急機 は、当該任日が建塗器 は、当該任日が建塗器 は、当該任日が建塗器 持気口の閉塞 持気力の別塞 たが、空差素者は吸掠ぎ たが、空き部屋と間違え	洋費者による後気予良	不明
	原因者	他工事業者 (塗装業者)	一般消費者等	十明
	発生時間	20:00	8:59	23:00
	建物用途構造	共同住宅 鉄筋コンク リート造4階 建	二大 縁裕	旅館 鉄筋コンク リート造
2. CO中毒事故の概要	現象被害状況	一酸化炭素中 毒 軽症1名	一酸七茂素中 毒 鞣症2名	一酸化炭素中 毒 軽症2名
中毒事故	発生場所	兵庫県 豊岡市	· 校	石川県加賀市
2. CO	年月日	2017/1/30	2017/7/6	2017/12/31

行政指導等 再発防止策	・県は、販売事業者からの運務を受け事政裁場に向かい、事政発生状況、対応状況の関き取りを行った。	・県に 服务業業者に対し、事故が発生した際には、速やかに 機合するよう指導した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本で、理設者を打し、大に対し、戸別供称への切り替えを行った。 また、理設者を有する施設に対して、原次額急激定を計画的に 実施することとし、前升年級の近にものから重設管の入音又は 露出配管への切替を検討することとした。	・県は、事故報告の連滞理由の聴取を実施し、液化石油力ス法 におりる事故の速差を表から、また、過去に同様の観告選れ がみられたことから、県内の10世業所で争故の窓職を表すする。 ・販売日頭で指導した。 ・販売事業者は、消費を改し当該事業者に対する周知を行い、 レガス設備を他工事の影響を受けない場所へ移設すること した。	・開は、講習会等で建設管損傷防止の徹底を周知することとした。 ・服売事業者は、水道工事業者に対して、工事前の事前連総を するよう周知した。	・県は、陳永華楽者に対して、工事の連絡が他工事業者から あった場合には、引き続き図面確認や立会を実施するよう指導 した。
安全器具等 設置状況	・ガス放出防止器ない ・イコンをあり(作動な ・自動力ス値解集圏なし ・ローズガス核あり ・の警報器なし ・変務用後気量報器ない ・変務用後気量報器ない ・素務用後気量報器ない ・素務用後気量報器ない	・ガス放出防止器なし ・マイコンをあり(作動な し) つかえ で	・ガス放出防止器あり (作動な) (イ動な) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	・ガス放出防止器なし、マイコンSあり(作動あり)・自動ガス遮断装置なし、ヒューズが大をあり。の際観路は、業務開換 (警報なり、業務開換 (警報路は、業務開換 (警報路は、業務開換 (事数)・100 (ガス放出防止器なしマインメータなし、マイコンメータなし、ロリカス運転機能なし、ローズガスをなし、の登集機なし、受験開放の重要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	・ガス放出防止器あり (作動不明) マイユンの ・マインを断検 自動力ス遮断接置た ・ヒューズガス性をり(作 即なし) ・・の警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	イワタニ長野(株)	(株) 吉川 液化ガス	三ン輪座 (株)	(株) サイサ	伊藤むエネ クスポームラ イフ西日本 (株)	ミライフ東日 本(株)
型式	吊	PE25A (2006年製 造)	不明	不明	PE25A	GP25A
メーカー	平明	不明	不明	不明	不明	三井化学産 資(株)
機種	供給管 (鋼管(埋設部))	供給膏(PE膏 (埋設部))	供給管(埋設部)	配管 (埋設部)	供給管(埋設部)	供給管(PE管)
事故概要	本語では、1974~1974~2014~1974) 大いいたもの。原因は、当該工事業者が永道等の「職から2階への立ち上げ工事中に、2階の共用廊下の土間下に建設してあった供給管にドリルの先端を 養中に、2階の共用廊下の土間下に建設してあった供給管にドリルの先端を 接触させ、誤って損傷させたため、ガスが漏えいしたもの。	非同任官において、他工事業者が指導体業の同じ職って供給管を指揮しガス が漏えいた。原因は、他工事業者が短削作業の際に建設供給管の位置を 把握しないま非常果したため、理設供給管を損傷、切れが満えいしたもの。 なお、他工事業者から販売事業者への事前連絡在なかった。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事務所において、圧力低下運動の信号を受信した実力機関が消費者に連絡 をとり状況の確認をしたころ、「工事業者が力入管を損傷した」との情報を得 た。保安機関が収場に出動したとう。埋設配管が損傷していることを確認し た。原因は、前日より「水工事業者が置みトイレ新設のため、ロードカッターを 用いて体業をしており、埋設されていた力ス配管に気づかず「こ配管を損傷し こよった。疾疫機関には、事故発覚の間目よりガスメータからの合計、増加減量。配管 は対象の通数が複数のあったが、いずれもメータ運動を確認した後、復帰操作を 消費者に括示していた。 非た、事故発覚当日はメータの復帰操作ができず、ガス臭を感じた消費者が 容器/いプを開止レていた。		市道において、職員を弁がが選工事の際に関って43世帯(一般住宅及び共同住宅)に集団供給を行っている供給管を提備させたためガスが漏えいした。原因は、建設会社が工事をする際、ガス管がないものと判断をし、掘り起こし作業を行ったことによるもの。
事故原因 法違反の有無	他工事業者(リフォーム工事業者)による作業ミス	他工事業者による供給管の損傷	経年による供給管(白管)埋設部 の腐食・劣化	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	他工事業者による作業ミス
原因者	他工事業者 (リフォーム工 事業者)	他工事業者	販売事業者	他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業者
発生時間	9:55	15:00	12:50	13:37	10:20	10:36
建物用途 構造	共同住宅 鉄筋コンク リート造2階 踊	共 共司在名 等 。 注 。	来同在 本造1階建	事務所 木造1階建	その市 (集合 供給の団 抽)	その他(市 道)
現象 被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい
発生場所	長野県飯田市	+ \$5 減整 最七	在 体	長在 野久 県市	山口県田市田市田市田市田市田市田市田市田市	福島 郡山 市 市
年月日	2017/1/6	2017/1/30	2017/2/6	2017/2/10	2017/2/13	2017/2/20

行政指導等再発防止策	・販売華業者は、社内にて事故情報を共有し、再発予防の注意機直を行った。	・販売事業者は、消費者に対し、小規模導管供給から戸別供給 に切り替えることを提案し、了承を得た。 おた、社内で事故情報 を共有し、事故再発防止の注意喚起を行った。	・興に、販売業業に対して、保管條件工事等に対しては、 ガス供給信止値認定実施するよう指導した。また、同社の供給 先で解体工事等が実施される場合には、レガス配管系統図及 じ現場の信認を元うと計算した。 「おから場合、回答系成型と解析現場の事前配置を実施する においる場合。 は、供給先の物件及び同数地内で解体工事等が 行から場合。 である。 でしる。 である。 でし。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でしる。 でる。 でる。 でる	・興化、販売事業者が以下水工業者に対し、平成29年度等化 石油力ス販売事業者等保安対策指針に開業されら内容等再度 確認し事故的に1990名も3-指導した。また、原協会に対して、 事故内容の限制を行い、販売事業者に対して他工事による事 故防止についての注意機のを行うが発動した。 ・販売事業者は、ガス供給先に対し、供給停止を通知した後、、 ・製工事を行うに、 ・原治事業者に対し、供給停止を通知した後、 ・原治事業者に対し、保給等に対し、供給停止を通知した後、 ・原治事業者に対し、任命支部長を通じて、各販売事業者に対し、他工 事による事故防止についての注意喚起」を実施した。	・販売事業者は、水が治れている中での損傷した供給管の復旧作業は困難と判断し、埋設管を露出配管へと変更した。	・販売業者は、御剛顕者を実施し、損傷した供給管を修繕した。また、解体業者に対して、ガス管数設状況について事前照会を徹底するよう依頼した。
安全器具等設置状況	・マイコンSあり(作動あ ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・集中監視システム(双 方向)あり	・その他(親子差圧式自動)切替式調整器)	・ガス放出防止器なし ・マイコンろあり(作助あ り) ・ローカス 盗断装置ない ・ロー 一 ガス な かり (作 ・ の 登報器なし ・ の 警報器なし ・ 素務用換気警報器なし ・ 素務用換気警報器なし	ガス放出防止器なし マイコンメータなし ・自動力ス連解器でして ・ローズが対象は ・ので表現を表現を ・一・一、ので表別をなり ・一・一、一、一、一、一、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ラ 木 明	・ガス放出防止器なし、マイコン5あり(作動な ・ 自動力ス値断装置(対 間 動力(作動なし) でコーズガス栓なし、50階機器なし、60階機器なし、乗務用換気管機器なし、乗務用換気管機器なし、乗券用換気管機器ない。
販売事業者	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)	ENEOSグ ローブエナ ゾー(株)	4.2(株)	無 (株) (株)	伊藤忠エネ インスポームラ イン西日本 (株)	**; ** * * * * * * * * * * * * * * * * *
型	电子	明	中	明	中	不明
メーガー	明 不	吊	中中	吊	用	吊
機種	場 2世	(埋設部)	供給管(エル ボ)	供給管 (PE管(理設部))	株給管(埋設部)	供給管 (PE管 (埋設研))
事故概要	格性等において、集中監視センターよりな表示(合計・機能消産基準)発生 の通輪を受けた販売事業者が選集者に選集をしたとろ、水道事業者が誤っ て配管を切断したとのことであったため、ただちに出助し建設配管が規稿して んとを確認した。原因は、水道事業者が漏水箇所の特定作業中に誤って は設工を成立したこともある。 なお、事前に販売事業者への水道工事の連絡はなく、埋設ルートの打合せが なされていなかった。			下水道工事業者が作業中に成って盟設された供給管(でき)を推廣した。 め、ガスが漏えいし、発生した火災により作業員(名か、機を登った。原因は、 工事業者が網当機でコンターーをはつり中に、関って供給管を損傷を行 によりガスが漏えい、「のうかの着火源」により火災が発金したもの。 たお、工事業者は事前に販売事業者に、編絡をし、供給管が埋設されている。 とを認識していたが、試描等による供給管の埋設位置及び深定の確認は不十 分であった。 (ゾルク貯槽 980kg×1基)		一般住宅において、近隣体人よりガス奥がするとの連載があり、販売事業者が現場に出動いたところ、ガス漏スとを確認した。原因は、建物解体工事業者が続って埋設された。供属に、建物解体工事業者は事前に埋設管の位置把握を行っていなかった。また、解体工事業者は事前に埋設管の位置把握を行っていなかった。
事故原因 法違反の有無	キュー (早幸	他工事業者 (解体工事業者) による供給管理設部の損傷	売売事業者による記憶系制図の 更新不識 他工事業者(解化工業集化)は る供給管理設部の損傷	他工事業者による供給管理設部の損傷	(東楽東工原名) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	他工事業者による供給管埋設部の損傷
原因者	他工事業者 (永道工事業 者)	他工事業者 (解体工事業 者)	販売事業 他工事業 (解休工事業 也)	他工事業者 (永道工事業 者)	他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業市 (窮休工事業者 者)
発生	09:6	19:45	16:16	11:33	12:35	18:30
建物用途構造	− 撥住宅 木造2階建	 数 世 名	共同住宅 木造2階建	そのも(道) 密)	来 不 一 一 一 一 七	- 晩住宅 木造2階離
現象被害状況	漏えい	漸えい	遍えい	漏えい火災 軽傷1名	漏えい	漏えい
発生場所	三 多 阿 阿	抚庫票 明石市市	山形県山形市	茶 II 風觀 民	總 四 日 十 十	埼玉県 ふじみ野市
年月日	2017/3/6	2017/3/7	2017/4/8	2017/4/10	2017/4/12	2017/4/25

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、漏入い箇所の配管を取り外し、プラグ止めを 行った。また、消費者及び外構業者に対し、事前に工事の運絡 を徹底するよう依頼した。	・販売事業者は、損傷箇所を切断しメカニカル継手による接続により復日を行った。	・販売事業者は、共同住宅の管理者に対し、事前に工事の連絡を行うよう注意喚起した。	・県は、販売事業者に対して、再発防止対策を講じるよう指示した。	・販売事業者は、建物の管理者に称うをり組みで放去を行った。また、当該建設的管を露出記管に変更するともに、供給でこいても調査を実施し、樹木の根に触れている部分を一部業出供給管に変更した。	・販売業業者は、指傷した供給費用辺を指制し、修繕箇所のな その周辺よりガスの漏えいがないことを確認した。また、他の集 可能表についても他工事による影響の有無を定期的に確認 することとした。
安全器具等設置状況		・ガス放出防止器なし、マイコンSあり(作動なし、) (一個助力ス遮断接置ない、ヒューズガス遮断接置ない、モューズガスをり(作動ないの機器ない、業務用機気離器ない、業務用機気離離ない、業務用機気に乗びたい。	不明	・ガス放出防止器あり (作動なし) マイコンをあり(作動あ り) (重し動力ス速断装置(対 意)(作動を到) ニューズス校あり(作 動み到) ・の多解器だし ・の多解器だし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり (体動なし) マイコンをかり(体動な ・自動がス節禁電なし ・ニューズガスをかり(体 動なし) ・の 一般報等に ・ の 一般を ・ の で ・ の で の で	・ガス放出防止器あり ・集中監視システム(双 方向) あり
販売事業者	(株) サンサ サンサ	伊藤忠エネ クスポームラ イフ西日本 (株)	伊藤忠エネ クスホームラ: イフ西日本 (株)	三い輪産 (株)	アモンガス (株)	正路廢款 (株) (株)
祖	不明	吊	不明	不明	PLV15A	к #
メーカー	不明	吊	不明	不明	吊	平
機種	配管用フレキ	配管(鋼管)	供給管(鋼管)	(吳 <i>麒</i>) 吳理	配會 (種設等)	来 ((((((((((((((((((
事故概要	機性等において、将業業者とり理設管を建場によるの連載を受け、販売事業者が、ルフを開止するよう指示を出し、その後現場でガス配管が損傷していることを確認した。原因は、外籍業者が発車、環境工事の際に、重複で世のを担り起これをことにより、建設配管を持備に、ガスが漏えいしたもの。 おされ、特集業者の近端費者は販売事業者に対し、事前に工事の連絡を行っておお、対よ、外籍業者の現場費は既認が不平分であった。	非同任宅において、水道工業者より配管を指揮したとの連載が歩い、販売 事業者が規制に出加いたころ、建設された置きの接続及び容器がいプの開 止を確認した。原因は、水道工事業者が既存コンツリート解体の際に、ハン マードリルにより、理診された記書を指揮し、ガスが漏えいしたもの。 なお、水道工事業者は販売事業者に対して、専削に工事の連絡を行っておう ず、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。	果同任宅において、解体工業者より供券管が場像したもの連絡を受け、販売事業者が収場に出動行ったところ供給官が場像してしたのは、解体工事業者がダイヤモンドコアにて文柱基礎部分を切断時に、誤ってお、解体工事業者がダイヤモンドコアにて文柱基礎部分を切断時に、誤ってお、解体工事業者は、販売事業者に対します。 プ、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。 (バルク貯槽 980%×1基)	共同住宅において、水道工事業者より配管を構造によりの通常を構造を受け、販売 事業者が影場に出動したところ、理設された配管が措備に、マイコンメータの 日本・増加が置。運動が作動していることを確認した。原因は、水道工事業者が 下水工事のためコンプリートはつり作業を行っていたところ、誤って理設された 配営を切断し、ガスが漏えいしたもの。 なお、はつり作業は散水しながらの作業であり、火花は発生しないものであっ た。	共同住宅において、消費者より「力が使用できず、復帰操作を行ったが復帰 ができない」との通報を受け、販売事業者がイクラ券のの配数を存掘したところを表示(合計・増加流量が割りてあったが、現場で漏えい様を発展しい 音紛がでの方、漏水で在部とに、一般のは、自じている機を発展し配 管信の選いかなさるように成長パインとから、理解配管の屋内への飛び込み部 分に使用されているエルボの本?接合部に隙間が生じ、ガスが漏えいしたも なお、機陽面所の特定に至らなかったことから、理股配管を撤去し、当該配管 なお、機陽面所の特定に至らなかったことから、理股配管を撤去し、当該配管 なお、機陽面所の特定に至らなかったことから、理股配管を撤去し、当該配管 すた、振売事業者は、緊急時連絡から現場到着まての間、消費者への連絡を(埋 行っていなかった。	一般住宅において、他社販売事業者より「外籍業業者と別の様果があり、作業中 「共同住宅でガス漏れが発生し、応急処置をしている」との連絡を受け、販売 事業者が現場に出動したところ、理設供給管の接続部からガスが高元いい。 連業者が現場に出動したところ、理設供給管の接続部からガスが高元いい。 者が、掘削体業の際に、理設された供給管を引張ったとが、供給管接続的が 指傷しガスが漏えいいたもの。 なお、外籍業者に、販売事業者に対して、事前に工事の連絡をしておらず、ガ なお、外籍業者に対して、事前に工事の連絡をしておらず、が くだいク貯槽 990kg×1基)
事故原因 法違反の有無	他工事業者による記管埋設部の 損傷	他工事業者による配管埋設部の 損傷	他工事業者による供給管理設部	の時級重量記念よご音楽等工計	樹木の成長による配管埋設音	他工事業者による供給管の損傷
原因者	他工事業者 (外構·發地業 者)	他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業者 (解体工事業 者)	他工事業者 (水道工事業 者)	自然現象 (樹木の成長)	也 (外 ((一 (一 (一 (一 (一 (一 () () () (
発電	9:47	14:10	10:40	12:30	18:50	9:40
建物用途構造	級住宅 木造2階建	共同住宅 鉄筋コンク リート造3階	共同住宅 鉄筋コンク リート造13階	共同任宅 鉄骨造2階 建	共同住宅 木造 2階 建	− 般住宅 木造2階建
現象被害状況	当えい	満えい	漏えい	当元い	当人に	瀬えい
発生場所	静 浜松市	広島県 三原市	鳥取 倉 古 市	山梨県昭和町	本 孫 孫 子 七 七	總 米 本 七
年月日	2017/5/8	2017/5/12	2017/5/15	2017/5/18	2017/6/2	2017/6/5

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、家主・管理会社、水道工事業者及び市水道局に対し、事前に工事の連絡等するように周知を行った。	・販売事業者は、復旧工事売了後、各戸訪問をし点火確認を 行った。また、水道工事業者に対し、事前の連絡を徹底するよう 依頼した。	・販売業者は、仮製を付うなの圏の供給でで勝え、 ・販売業者は、成立の圏の開発が 砂ル、周切を行うた。また、水道工事業者及び消費者に対して、 春前に工事の選絡を行うような類、工事の際には現場立会を 行うこととした。	・販売事業者は、当該理設配管を露出の配管用フレキ管に変更した。	・県よ・原本事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 ・施売車業者は、周辺住民に対し、事故発生時の緊急連絡先を ・施売事業者は、周辺住民に対し、事故発生時の緊急連絡先を 再周如するとともに、当該物件周辺に緊急連絡先を指示した。
安全器具等設置状況	ガス放出防止器あり マイコン8かし 自動力ス連所装置なし ・ロー動力ス連所装置なし ・ロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- ガス放出防止器ない - マイコンメータない - 自動ガス運動装置なし - に重っがガスをなし - に重っを表現を - 実務用検気機器ない - 業務用検気機器はない - 業務用検気機器はない。 - 集件監視システムない	・ガス放出防止器なし ・マインメータなし ・自動力ス連修器でした。 ・ニーズガダなし ・の意義器がし ・変務開放質等器等なし ・実務開放質等器等なし ・業務開放質等器等なし ・集中監視システムなし	ガス放出防止器なし、マイコンSあり(作動なり) 自動力ス連節装置なして、エーズガスをもの(作動なり) のの機器なし、のの機器なし、のの機器なし、のの機器なり(作動なり) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなじ ・自動力な運転機能なし ・ニューズガス栓なし ・のの業報器など ・業務用後 気 実験事な ・乗中整視・ステムなし
販売事業者	(本) (本) (本)	伊藤忠エネ クスポームラ イン西日本 (株)	伊藤むエネ クスポームラ イプ西日本 (株)	日酪ガス販 売(株)	日商ガス販 売(株)
対	PE25A	PL S25.4 (製造年月 不明)	PI S25A (製造年月 不明)	⊕sgP @bess- 67KG	本明
メーガーメ	用	中	用	① 不明 ② (株) 日立 製布所	用
機種	供給管(PE管)	供給管(鋼管)	供給管(鋼管)	①配管 (鋼管) ②鳳呂爺 (BF 式)	記憶 (暗凝期)
事故概要		な、「は世年のの予選において、水道工事業者が下水道工事を行っていたところ、埋股された供給管を損傷した。原因は、水道工事業者が援制作業中に、開めて重優により埋股されていた供給管を損傷したため、ガスが漏えいしたもの。	権力を関する。 ・ は、は、大人とりが表現が使えないたの連続をサイネ物産業 をおり連絡を受け、販売事業者は、住人が一等期間17-ところ、ガスメータの圧力化 下塗断を確認した。販売事業者は、住人が一等期間日本がらわれたため、仮 砂、水道工事業者立をも、のもと供給管の調査を行い、供給管の場場を結 が、流工事業者立た会、のもと供給管の調査を行い、供給管の場場を が漏えいたもの。 なお、水道工事業者は、施工の際に供給管を損傷を社会 なお、水道工事業者は、施工の際に供給管を損傷をせたため、ガス なお、水道工事業者は、販売事業者に対して、専削に工事の連続をしておら ず、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。。	が根本的には、消費者と対力が成英ながとの連載を受け、販売事業者が現場に出動したとろ、BF式配呂金に接続している配管建設部からのガスが高えいを確認した。原因は、建設された配管が接年により腐食したこの、ガスが満えいしたもの。 なが満えいしたもの。 なお、当該住宅は業40年以上であった。	解体工事現場において、体業者とり理設配管を指傷したとの通報を受け、都 市力ス事業者的破場に出動したところ、配管が積傷したいることを確認した。 通電を施した。成別は、解体工事業者が体準中に、親って理設されていた。 管を損傷したため、ガスが漏えいいたもの。 なお、解体工事業者も必能を指したの。 方名、解体工事業者が直接配管を都市が入のもの起源はていたため、第市 ガス事業者・延續を指し登配管を都市が、 よ、解本書者の直轄を有っており、その後、連絡を受けた販売事業者が敷地道 こよ 非た、販売事業者は、裁地所有者から解体工事について連絡を受けていた。 が、すでにガス取引がなかったことから工事の立会を実施せず、解体事業者 からの立会要請もなかった。
事故原因 法違反の有無	他工事業者による供給管埋設部の損傷	他工事業者による供給管理設部	他工事業者による供給管理設部の損傷	経年による配管理設部の腐食・劣化	他工事業者(解体工事業者)による配管連設部の損傷
原因者	他工事業者	他工事業者 (永道工事業 者)	他工事業者 (永道工事業 者)	販売事業者	他工事 (解於工事業 也)
発生調		9:50	11:40	19:20	12:31
建物用途構造	, 从同在宅 教育造	, 共同住宅 本造建	井 村間 本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 接在市 大造 2階建	その市(建物 解体作業現 場)
現象被害状況	当たい	当えい	鯔えい	当えい	漸えい
発生場所	国国 田田 田	國山 原 島 教 市	两 中 所 明 中	春卷 田 本 中	海 二 民 祖 選
年月日	2017/6/10	2017/6/16	2017/6/19	2017/6/25	2017/7/15

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、埋設配管の修繕工事を行った。	・県は、販売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出を指示した。	・県は、販売等業者に対し、原因調査の実施及び事故届の提出を指示した。	・順に 販売事業者が工事を実施する際には販売業者へ進移をするが開発をするよう間別するよう指導した。また、工事の 電線があった場合は、引き続き図面確認及び立会を実施する よう口頭で指導した。 ・販売事業者は、日頃より行っている他工事事故防止のための 開金対応、工事立会及び周知活動を引き続き行い、2~3ヶ月 毎にチランを活用した周知を実施することした。	・販売事業者は、当該供給管を修繕し、気密試験を実施し異常がないことを確認した。	・県は、販売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 ・販売事業者は、解体刻事業者に対し、ガス管末端部や官民境 第上に豊富されている表示析に注意し、工事の際「季前に進 第を入れることながスや曽周辺の脂削は手作業で行うことを周 知するよう要請した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器ない マイコンあり(作動あ り) ・ロ動ガス遮断装置ない ・ロッカガス核あり ・の警報部は ・実務研数を ・乗中監視システムなし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンあり(作動なし) ・マイコンあり(作動なし) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なしいマイコンと4あり(作動あい)・マイコンと4あり(作動あい)・自動力ス運断装置ない。 ロッカス 対をあり(作動を明)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり (作動が年明) マイコシメータルし 自動ガス運断接置なし ニューズガス栓あり(作 動なり) ・の警報器なし ・の警報器なし ・、業務用域気響機器なし ・、業務用域気管器器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・マイコンSおり(作動な い) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし)	ガス放出防止器なし マイコンなし ・自動力が高解験でし ・ニューズが高解験なし ・のの警報器なし ・業務所数が重要なり ・業務所数が重要なり ・業務所数が重要なり ・業の数のである。
販売事業者	不明	河 (株) (株)	ミライフ(株)	ミライフ東日 本(株)	富士 (株) (株)	日本瓦斯 (株)
型	中	吊	中	GP25A	中	吊
メーガー	不明	不明	不明	三井化学産 資(株)	不明	平明
機種	配管 (埋設都)	部) 供給管 (埋設)	部) 供給管 (埋設	供給管(PE管 (埋設部))	供給管(埋設部)	部) (埋設 部)
事故概要			・ 保存のでは、 はないのでは、 ないでは、		を選集し、供給管の切断と下が選工事業者によった。 ところ、供給管の切断と下水道工事業者によっ 別止を確認した。原因は、下水道工事業者によっ コングリー・切断作業をしていたところ、誤って されていた供給管を操傷したため、ガスが漏え 供給管の存在を認識していなかった。	機性を完まいて、線体工業者が解体工業を行っていたところ、理験供給 電が指揮し、以前が発生した。原因は、解体工事業者がいわずスの表示抗の設 電があったものの、販売事業者に連絡を取らずに工事を行い、誤って重機に が引火したもの。 が引火したもの。 (バルク貯槽 3900g×1基)
事故原因 法違反の有無	(幸) (宝子)	他工事業者(掘削工事業者)による供給管理設部の損傷	他工事業者(住宅設備工事業者)による供給管理設部の損傷	他工事業者(建設業者)による供 総管理設部の損傷	他工事業者(水道工事業者)による供給管理股部の損傷	他工事業者 (解体工事業者) による供給管理院部の遺瘍
原因者	他工事業告 (水道工事業 地)	他工事業品 (短割工事業 也)	他工事業者 (住宅設備工 事業者)	他工事業者 (建設業者)	他工事業告 (水道工事業 地)	他工事業者 (解林工事業 者)
発生調	10:50	10:30	10:07	9. T	14:00	13:54 (
建物用途構造	争校 鉄筋コンク リート造3階	一般在宅 木造2階建	事務所 鉄筋コンケ リート造5階	大 大司僚 大 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	共同住宅 鉄骨 造2階 建	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい火災
発生場所	# 生 生 生 生	据	地	福島県 郡口市	茶水源产	地 は さいた ま市
年月日	2017/7/24	2017/8/2	2017/8/23	2017/8/24	2017/8/25	2017/9/11

行政指導等 再発防止策	・販売業者は、此本の予定を構設した場合、切取での協議 議、②力ス様工図画等と実際の敷設位置が異なっていないか 表示ピンスはハイブロケータ等による確認、③ガス管埋設箇所 をマーキング等で明示する等の措置を行うこととした。	・販売業者は、当教配管を露出配管・変更することした。また、教皇日に対し、掘削工事をする際は、専前に販売事業者に「結婚を入れるよう依頼した。	・販売事業者は、他工事業者及び消費者に対し、工事の際に事 前開会、連絡を行うよう周知した。また、他工事実施の際は従 業員の立会を実施することとした。	・県に、販売事業者に対し、原因動産の実施を指示した。また、 一頭にて、他の保格をの理設管の設置年数を調へ、経年劣化 が疑われる場合には設着えを依頼し、同様の事政発生を防ぐ よう指導した。	・県は、販売事業者に対し、事故層の提出を指示した。・販売事業者は、配管をメータ出口から再配管した。
安全器具等 設置状況		・ガス放出防止器あり、マイコンSあり(作動あり)・マイコンSあり(作動あり)・自動がス速彫装置(ガス漏れ整線器重動)あり(作動あり)・ヒューズが及あり。この登載器がステムなし・集中監視システムなし	ガス放出防止器なし、マイコンメータなし ・ロカガス運断装置なし ・ヒューズガスななし ・Cの登載器なし ・業務用検気 整線なん ・業務用検気 整線なん ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン1 あり 自動力ス連断装置(対 自動力ス連断装置(対 ピューズガス栓あり(作 動なし、業務用換気 業務銀化、業務用換気 業務器なし、業格用換気 業機器なし、集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンSあり ・目動力と画検別で国際機関なし ・ローインが入校をか(作 動なし、 ・の答解器なし、 ・実務用検索管機器なし、 ・業符品検索を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	鳥取瓦斯產 業(株)	(株) イナキ(本) イナキ	(*) (*) (*)	盾 業 馬切り で、銀 名	田
型式	不明	中	吊	吊	明
メーカー	不明	中子	平明	田	不明
機種	ポリエチレン 管 (配管 (埋設 部))	配管用フレキ シブルホース (埋設部)	供給管 (埋設部)	配谱 (白 音 (埋設勢))	配管 (白管 (埋設部))
	が出ておいて、水工事業者が振測を行っていたとろう、理験配管を構備し、 ガスが漏えいした。原因は、販売事業者が奪削に提供した図面と実際の変数 箇所か一部異なっており、かつ理数表示シートもおかったことから、下が道工 事業者が重機(パックホー)により振削を行い、理数パリエチレン管を損傷させ たため、ガスが漏えいしたもの。	後食品において、店主よりガス補土業機等が開助にたの通報を受け、販売 事業者が現場(出助したとこ。ガスメータによがカス漏れ警輪器運動運動 確認した。原因は、水道工事業者が漏水核査の際に、電動いリルにより 削したため、土間下に理股されていた配管用フレキ管を破損し、ガスが漏えい したもの。	一般住宅において、解体工 ・販売事業者が弱場に出 解体工事業者による応急 因は、解水工事業者が錯得 したため、ガスが漏えいに なお、解水工事業者は、腕 ず、また、ガス管の有無等 (バルク貯槽 985kg×1基)	原用を記されて、消費者と対象変かが対象がありませんもとの重要を受け、販売事業者が領場「出版」たところ、浴室の屋口金付近にてガス果を確認した。 原因は、浴室の壁内より伸びた理胶目管が発年により腐食したため、ガスが 漏えいしたもの。 なお、当該建物は昭和54年に立てられたものであった。	- 操住宅において、消費者と対グ、場が有るとの連載を受け、販売事業者が 環場に出動したところ、ガスメータの圧力式像や漏えい警告(BR)表示と自所 付近でのガス臭を確認した。原因は、FR POユキリニ種皮おいていた配管(自 智うが様年により腐食したため、ガスが漏えいいよもの。 なお、自卸圧力計を用いた2分間の測定(初期圧力44Pa)の結果、圧力降下は 44Paであった。
事故原因 法違反の有無	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	他工事業者 (解体工事業者) による供給管理設部の損傷	経年による配管 (埋設部) の腐食	経年による配管埋設部の腐食
原因者	他工事業者 (下水道工事 業者) 販売事業者	他工事業者 (住宅設備工 事業者)	他工事業者 (解休工事業 也)	—般消费者等	販売事業者
発生時間	9:28	11:06	13:32	22:45	18:00
建物用途 構造	その他(市 道)	飲食店 鉄骨造2階 建	- 般在宅 その他(更 地)	共同住宅 鉄筋コンク リート造3階	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい	遍えい	黒次に	当次に
発生場所	鳥取県米子市	神 奈二県 箱根町	群袋 医井 岷七	福 田 村 市 市	神 相 楼 原 市
年月日	2017/9/13	2017/9/14	2017/9/26	2017/10/1	2017/10/3

行政指導等再発防止策	・県は、販売事業者に対して、聞き取り調査を実施した。	・県よ 徳寿集業者は、電力会社及び関係工事業権した。 ・原元事業者は、電力会社及び関係工事業者に工事の事前連 ・施売事業者と、周辺全党を依頼する周辺を実施した。また、周辺生民への周知・アランの配布及び工事に関する情報の収集を行った。	・販売事業者は、当該供給管の復旧件業を行い、気密試験により漏えいが無いことを確認した。	・県よ・成売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 を指示した。 ・販売事業者は、共同住宅のオーナー及び関連会社に対し、他 工事を実施する際には、販売事業者に連絡をするよう依頼し た。	・順は、動売等業者では、集団供給を一時停止、破損した 機能管の復旧を行うよう指示し、緊急事材のの役実業務の衛 度及び事故的生物の事務通職体制を確立するよう口頭で指導 し、立人務金を予定し、事だ、近間に い、立人務金を予定し、事だ、近間に い、立人務金を予定し、事だ、近間に ・、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
安全器具等設置状況	が止器あり いり いり いり がり 7.大栓なに がた がた 気 驚報器なし システムあり	・ガス放出防止器なし、マイコンSBあり(作動不) 自動力ス運断装置なしてユニューガカス経動り(作動形) いの警報器ない。「金素の発展といる。「金素の表現を発展など、「金素の指数を発展して、素用を発展を表現し、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし、 ・マインメータに ・マインメータに ・ロップ・アメルタを ・ロップ・アメリタの ・ロップ・アメリタの ・ファップ・アメリタの ・ファップ・アメリタの ・ファップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・アップ・ア	・ガス放出防止器なし (作動な ・マイコンSあり(作動な ・コーンガス栓あり(・コーンガス栓あり(・ローン ・Cの警報器なし ・業務用残気 警報器な ・集中監視システムな	・ガス放出防止器なし、マイコン II あり(作動なし) マイコン II あり(作動なし) とし 一日動力ス重断装置なし、ヒューズガスをあり(作動不明) の室報報あり(作動不明) 第第用数気業練器なり(作動不明) 業務用数気業練器なし、業本質数分がよった。
販売事業者	(株)モテキ	(株) JOMO プロ関東	イワタニ北陸 (株)	伊藤忠エネ クスホームラ イフ関東 (株)	大阪マルキ ガス(株)
H H	25N-16-12- 12224 (2008年11 月)	不明	不明	不明	甲
メーガー	清水化学工業(株)	不明	不明	不明	本明
機種	供給管 (PE管 (埋設部))	配管 (PE管 (埋 設部))	供給售 (PE管 (埋設箭))	供給管(埋設部)	供給管(建設 册)
	のかまたんまりません。 知し、理股供給管(PE管)が破断していることを 住宅が太陽が発電(PE管)が破断していることを されていた、供給管を損傷しガスが漏えいれたもの いた土は最近掘り起こした形跡があり、供給管 いることから、損傷した際に当事者が土を照り と推測される。	複角において、電気工事業を与り理整管を開催したの連絡を受け、膨系 事業者が環場に出助したところ、理設PE管の切断と対え漏えい及びビニール テープによる応急措置を構設した。原因は、電気工事業者が送電機の掘削す が漏えいしたもの。 なお、電気工事業者は、販売事業者に対して、事前に工事の連絡をしておら す、ガス管の有無等の環境の確認が不十分であった。	道政管理業を及び団地住民り隣の空き地 情からガス漏えいの連絡を受け、販売事業者 終管(ポリエチレン管)が破損し、ガスが漏え は、宅地造成管理業者がパワーショベルによ って埋設株給管を損傷させたため、ガスが漏え	有限を記されて、水道工業者とり供給を発掘したとの連載を受け、販売機を受け、販売業者が掲載に出勤したとろ、供給管の排傷とデープ巻きによる応急処置を確認した。原因は、水道工事業者が、漏水点核のため床コングートで対した。原因は、水道工事業者が、漏水高核のため床コングートである。 大型財化管を指摘し、力なが漏水にしたもの。 なお、水道工事業者は、販売事業者に、販売事業者に、単前に工事の連絡をしておらず、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。	は一般性終地値において、配送サンターより配送開射が解び調えいの際いがあるとの連絡を受け、配売車業者が取場に出助したところ、他性を(定き家)の門柱で付近の建設供給管からのガス漏えいを確認した。原因は、維排が中国と野のの場場により水漏れが生じていたことにより、老朽化した建設供給管が腐食しガスが漏洩したものと推定される。
事故原因 法違反の有無	備事業 :部の損傷	45)(主業集工協会) 事業事工の場合を担保を担任の場合を対している。	者による供給管理設備の登場権	45) (本業年7世別の場場 45) (本業年1年別の場場 5) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	設置環境不良による供給管理設 部の腐食 (法・海上を (共・総設・備の基準 通合義別) (共・総設・備の基準 通合義務) 近第 27 実務 7 1 (第 1 号) (保安 業務を行う義務) 規則 第 18 条 第 5 号 (供給設備の対策 10 条 第 1 項第 1 号 規則第 3 8 条 第 1 項第 1 例 表 1 項第 1 例 表 1 页 第 1 例 表 1 页 1 例 表 1 页 1 例 表 1 页 1 例 表 1 页 1 页 1 页 1 页 1 页 1 页 1 页 1 页 1 页 1
原因者	他工事業者 (太陽光設備 事業者)	他工事業者	他工事業者 (宅地造成管 理業者)	他工事業者 (水道工事業 者)	その音
発生		13:50	18:00	8.49	
建物用途構造		饮食店	その他(空き 地)	共同住宅 鉄骨造2階 建	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	漏えい	遍えい	漏えい	漏えい	漏えい
発生場所	群	群 昭 中 十	石川県かほく市	游玉県 下 田	大門 阪具 存在
年月日	2017/10/27	2017/11/13	2017/11/17	2017/11/29	2017/11/6

発生場所 現象 建物円油 条性 原因者 法認め有無 非常性的によい、水温・素素が、2011年 第40 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
発生場所 被害状況 構造 時間 所因者 毒粒原因 中の名 本の表別 本の名 本の名	行政指導等 再発防止策	・県は、販売事業者に対し、事故発覚後すぐに報告をすること及び事故届を提出するよう指示した。	は、、原売業者に対し、集合物件の大変及び管理会社に対 いて他工事の 周知を徹底するよう指導した。 ・販売事業者は、従来より入居者に対して定期配布していた他 ・販売事業者は、従来より入居者に対して定期配布していた他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発生場所 被害状況 構造 時間 所因者 毒粒原因 中の名 本の表別 本の名 本の名	安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(件動な し)	不明
発生場所 投票 建物用途 発生 所因者 非遊原の有無 共同住宅において、水温工事業者が、理したもの。 本型及供給管を損傷したの連絡を受 機種 メーカー 千葉県 無面えい 大造を贈述 12:30 (地工事業者(水道工事業者)によった容器が、120円によった。 原因は、水道工事業者が調本 (理股部) 市川市 新元い 大造を贈述 (本道工事業者の報報といきままままままままままままままままままままままままままままままままままま	販売事業者	ミライフ(株)	(株)ミツウロ コヴェッセル 関西
発生場所 被害状況 構造 時間 法違反の有無 共同住宅において、水道工事業者より、埋設供給管を損傷したとの連絡を受 機種 十葉県 本造を開建 12:30 (水道・事業者 他工事業者 他工事業者 (水道・事業者)による姿勢ハルフの関山を確認した。原因は、水道工事業者の編水 大きを開建 12:30 (水道・事業者 (水道・事業者)による姿勢ハルフの関山を確認した。 理段されていた。 (建設部) 指導 大造を開建 12:30 (水道・事業者 (水道・事業者)による定義を引きました。 (本語・事業者)によるでは、水道工事業者の編水 大きを開建 12:30 (水道・事業者 (水道・事者 (本 事業者 (水道・事者) 年 (本 章) (本 年) 年 (本 章) (本 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年	対対	不明	不明
発生場所 被害状況 積益 時間 原因者 法違反の有無 共同住宅において、水道工事業者より、埋設供給管を損傷したとの連絡を受 下薬機 (他工事業者 (水道工事業 を)による容器 (小力の関ルを確認した。原因は、水道工事業者が成功を 下薬の (水道工事業 を)による容器 (小力の関ルを確認した。原因は、水道工事業者が減少者に対したとう。 地域の指す。 本造を除建 (水道工事業 を)には、水道工事業を(水道工事業者)には、水道工事業者は、販売事業者が、成功をしておう。 ・ 大造を除建 (水道工事業 を)には、水道工事業を(水道工事業者)には、水道工事業者は、販売事業者が、成功をしておうた。 ・ 大きを (本)	メーカー	不明	不明
発生場所 被害状況 積益 時間 原因者 法違反の有無 共同住宅において、水道工事業者より、埋設供給管を損傷したとの連絡を受 下薬機 (他工事業者 (水道工事業 を)による容器 (小力の関ルを確認した。原因は、水道工事業者が成功を 下薬の (水道工事業 を)による容器 (小力の関ルを確認した。原因は、水道工事業者が減少者に対したとう。 地域の指す。 本造を除建 (水道工事業 を)には、水道工事業を(水道工事業者)には、水道工事業者は、販売事業者が、成功をしておう。 ・ 大造を除建 (水道工事業 を)には、水道工事業を(水道工事業者)には、水道工事業者は、販売事業者が、成功をしておうた。 ・ 大きを (本)	幾種	共給管 継手 (埋設 部)	共給普 (埋設 部)
発生場所 現象 建物用途 発生 原因告 千葉県 浦えい 井同住宅 他工事業者市川市 市川市 東島・原田建 12:30 (水道工事業者市川市 奈良県 瀬えい 井同住宅 (水道工事業者事) 天理市 東南住宅 他工事業者事 天理市 東東省・ (水道関係工事業者事業者) 東東省・ 東東省・ (水道関係工事業者事業者) 東東省・ 東東省・ 事業者・ 東東省・ 事業者・ 事業者・	事故概要	共同任宅において、水道工 地売事業者が弱場によ 日事家者による智能が下を職別 工事の為、地盤面下を職別 経管額率・部な場個に対え なお、水道工事業者は、販 な、ガス管の有無等の弱増	集内性を存在人からが異ないるとの通報を引、販売業者の環場に出 動いたころ、水道メーラー付近の理影供給管からのガス漏えいを確認いた。 原因は、2日前に水道関係工事業者が水道メーター付近に活水器を設置いた 所に、関っての時間では、2世紀代音を指動にためが方漏えいたため。 なお、水道関係業者は、販売事業者、水道業者、管理会社に工事の連絡を 行ったおり、単数供給管を指摘にもは、単元、上一丁で巻きでの に 非理め戻して工事を終了しており、供給管制備の発展を行っていなかった。 また、水道管と供給管の離隔部離がほとんどなく、地域で定める条例や工事 の申し合わせに従った工事となっていなかった。
発生場所 被害状況 建物用途 条件 構造 干葉県 浦元い 共同住宅 市川市 瀬元い 共同住宅 奈良県 瀬元い 共同住宅 天理市 鉄青途2階 1815 英理市 鎌青途2階 1815	事故原因 法違反の有無	他工事業者 (水道工事業者) [c. る供給管維手埋設船の損傷	他工事業者 (水道関係業者) [C. 6供給管理設部の損傷
第生場所 被害状况 建物用途 横端 海 海 海 海 海 海 海 海 海 河	原因者	他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業者 (水道関係工 事業者)
発生場所 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 は は は は は は は は は は は は は	光空車	12:30	18:15
発 十市	甲生	共同住宅 木造2階建	共同住宅 鉄 青造 2階 建
発	現象被害状況	淵えい	漏えい
P P 2/23	生場	十 禁二 宗	奈 K 政理 市
年月2017/1:	皿	2017/12/23	2017/12/31

	行政指導等 再発防止策	・興味、販売事業者に対し、幸な価の提出及び他の消費をのバール評価の対策をのバール評価の対策を対しても確認し対応結果を報告するよう指示した。 ・販売事業者は、他の消費先のバルク貯槽のブラグについて確認を行い、機脂製のものを金属製に交換した。	た。 ない で、調査を依頼した。 に、調査を依頼した。
	安全器具等 設置状況	ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、マイコンメータなし、ロリカス運転機能といる警察器なし、の警察器など、業務用機の対象を表現を表現する。	- ガス放出防止器あり - マイコンSBあり - ・ 自動力な運転機 置なし - ヒューズガス核なし - Cの警 報器なし ・ 集中監視システムなし
	販売事業者	(**) サンH	南九州マル ヰ(株)
	型式	V-81BF (2003年5月 製造)	DSK2309 (2007年2月 製造)
	メーカー	(株) 宮入バルブ製作所	神銅機器工業(株)
	機種	(株) 四人/ (株) 四人/ (水) 四人/ ルン製作所	バルク貯槽(地上設置・練型)
	事故概要		本人上において、水で水・水では素素もガス高泉、の連絡を実施が、 現場に出動したところ、バルン幹槽液取出に口からのガス漏えいを確認した。 原因は、バルク幹槽の液取り出し口のフラン学後舎船に向らかの原因により 体が、膨小な解的では、カスが漏えいしたものと推測される。 なお、販売事業者は、当該バルク貯槽に対して応急処置を施した後、バルク 貯槽の入着えを行った。 (バルク貯槽 990%×1基)
4. バルク供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に限る)	事故原因 法違反の有無	辞年による凌敬出し弁ブラグの 劣化	経年によるパレク計権の議えい
,設備及	原因者	販売事業者	不明
充てん	発生時間	18:30	13:50
の概要(建物用途構造	来 同 中 中 名 中	旅館 鉄防コンク リート造5階 建
こ係る事故	現象被害状況	無えい	淵えい
ク供給に	発生場所	泰 李 田田 副 治	無本 三 三
4. バル	年月日	2017/7/1	2017/10/25

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、消費者に対し、燃焼器具の付近に可燃物を置かないように指示するとともに、ガスこんろの使用後 はその都度 万姓を防めるよう指示した。また、安全のためガス警職器の設置を促した。	・府は、保安機関に対し、容器交換時等供給設備点接限の外 関係をの際は、自我信義な、記載、心義での連形するよう指導 した。また、設備維持管理状況を把握し、設備機器の重新時期 指導した。 高売事業者は、保安機関に対し、腐食又は劣化が確認された 場合に速やかに販売事業者に連終するよう指示した。	・順は当該湯沸器の検分及び販売事業者への聴取を実施し、 同の調査と再発的上策の終済指導した。東、該化石油が 大設備上再調置等を推議宣会に「注意機起を表演」をこと した。 販売事業者は、事故が発生した同様の設備について設備状 次の調査を実施することとした。また、接続導等について社員 発育を発展し、以降も保安教育として年間計画に組み込むこと とした。 ・県協会は当該湯沸器の検分及び販売事業者への聴取に同行 し、事故原因調査等を行った。	・開工・開発で「製品事故防止のため協会員に対する情報共 有等の対応を核制した。 ・販売事業者は、自社の質量販売における自己点検マニコアル ・原売事業者は、自社の質量販売における自己点検マニコアル ・原理に大変施すると共に、県に再発防止指置等を報告した。 ・原理会は、協会員に対し類似事故防止のための注意検起文 書を発出した。	・場よ、係安機関に対して、容器交換時等供給設備点検の際に、容器と容器バルブの接続部についても念入りに確認するよう指導した。
安全器具等 設置状況	・ガス放出防止器あり(作動 がし) ・マイコンをあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス柱あり(作動なし) ・Cの警機器なし ・Cの警機器なし ・変務用換気 ^準 機器なし ・業務用換気 ^準 機器なし ・薬物に表えてかなり。	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(不明) ・ヒューンが高端発管なし ・ヒューズガス体あり(作動 不明) ・ 不明 ・ 条を用扱気警報器なし ・ 素を用扱気警報器なし ・ 素を用扱気管報器なし ・ 素を用扱るでするなし ・ 集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動 でし) ・マーンの参り(作動なし) ・自動ガス運断装置なし ・ヒューズガス柱あり(作動なし) ・Cの警報報報な出 ・の警報報答は出 ・乗を開始変響報器なし ・集中監視システムなし	・ヒューズガス栓あり	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり作動なし) ・ヒューズガス連防装管なし ・ヒューズガス栓あり(作動な ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	とびあ浜松 農業協同組	平田商店	南九州マル ヰ(株)	藤木商店	福島さくら 業協同組合
型計	不明 (2014年製 (2014年製	SKH-6 (1.993年2月 製造) HBS-302- (1.993年2月 製造)	PH-58W	民	MT-68W (2016年6月 ⁴ 23日製造)
メーカー	性 女ゴムエ 発 (株) ((株)	(株) 桂精 製作所 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	(株)パロマ	⊕ ⊕ ►	应入商事 ((株) (株) 22
機種	#u	オース インディング	公司 (明 (明 (明	体報/ベルブ	阿でいた。
事故概要	一般住宅において、消費者よりゴム管が無げたとの連絡を受け、保安機関が 出切したとう、北台管とんろの海接部のいうプリが無けていることを確認し た。原因は、こんろをアルミ製のこんろガードで囲い、その横に立てかけてい ため、エールが、こんろ使用場の余熱で発火し、その状によりゴム管が溶けた ため、ガスが漏えい、引火し、こんろ接続部ののリングが加熱されて溶けたも のと推定される。 なお、こんろの火は消えた状態で引火しており、また、漏えい試験を行ったと なお、こんろの火は消えた状態で引火しており、また、漏えい試験を行ったとこ る、配管からガス栓にかけての漏えいは確認されなかったとのこと。	共同住宅において、住人より容器電場(50kg×8本)付近で強いが天東がする での無を受け、消防及の原本等、業者が出間の1とところ、背原設備の砂袋店口 付近で力が衣検却した。供格側容器(50kg×4本)周小においては、瀬えいが開 認されず、手機等(50kg×4本)周がはから一点とした。漏えいが開 だったができなかったため、翌日充てん容器と交換し、漏えい競棒 だったとができなかったため、翌日充てん容器と交換し、漏えい競棒を行った ところ、集全管に接続している高圧逆止并付表示がいフ及びバルフと高圧 逆出弁付権元、バルブ及び高圧ホースのわじ込みナット部分が様年劣化により 機み、ガスが漏えいしたものと推定される。しなカナット部分が様年劣化により 機み、ガスが漏えいしたものと推定される。しまり 造しているものであった。 また、直近の容器交換時点検では、目視による確認のみ行われ、異常に気付 かなかった。	一般住宅において、焦げ臭さを感じた消費者が期間湯沸器を補悶したところ、 は高沸揚級と通常コレキンプルボースの接続部から1~2m程度の火が出て いることを確認した。 同に、約2週間前に販売事業者、後代も加入設備士)は当貨湯沸器を交 幾した際、意同フルキンプルボースの接続金具(ROCと湯沸器との接続におい で、ブール材を使用せず接続したとか、緩みが徐々に生じ、湯沸器と接続金 具との間から湯えいしたガスに点な時の火が引火したものと推定される。 なお、消費者によると、出火確認時に湯水鏡巾を被せて消火したとのこと。		一般住宅において、消費者から万工泉」との直接を受け、販売事業者が出動したところ、容器パルプの容器と接続するおじ部分から漏えいしていることを確認した。原因は、容器を直後のパルプ交換の際、おじの締め込みが甘かったことによりガスが漏えいしたもの。
事故原因 法違反の有無	殿	総年による高圧ホース及び高圧 近止弁付根元バルブの顧食・分化 化 化 イ イ ・ ・ は第34条第「項係安機関の業 法規別第18条第19条件の技術設 施別第18条第19条件を が持りが出りる がおしの基準) 法規則第38条第194件と 統裁関第38条第194(1)(株	エ事ミスによる金属フレキシブルホースと燃焼器の接続不良	消費者による器具の取扱ミス	容器検査後の容器バルブの取付 リミス
原因者	一般消費者等	保安機關	販売事業者		保安機関
発生時間		17:40	16,00	9:34	9:40
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	共同由在 然務コレモ リート造3階 離	 	そのも(編 币)	後 本 本 本
現象被害状況	漏えい火災	瀬えい	漏えい火災	端えいい 軽額3名	漏えい
発生場所	聯	大阪府	何 何 婚 婚 紙 七	無 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 一 子 一 一 一 一 一 一 一	祖 祖 日 古 古 古
年月日	2017/1/1	2017/1/1	2017/1/2	2017/1/3	2017/1/4

行政指導等再発防止策	・販売業者は、消費者に対し、存取間的を行い。実施用にんろ に交換するよう提案し了承を得た。ただし、消費者が交換にあたり他店での購入を希望したため疑問時に連絡をもらうことした。	・県よ、販売事業者からの連絡を受け事故現場に向かい、事故発生状況、対応状況の闘き取りを行った。		・県は、販売事業者に対し、事故原因の究明と再発防止を指示 ・販売事業者は、配送事業者に対して、容器交換時の漏えい検 知资等を使用した点核の徹底を指導した。	· 提供與操放至各行之。非化販売事業者に対し、再発防止のため、定期消費設備調查の機匠について回貨程導心。中国四回産業保安監督部四回互部は、四回支部管轄の活事業者にから、四回担全企業、(株)に対し立入接査を行い、改善等無合業の提出を指示した。 - 販売事業者は、確実な点後、見落とし防止、職員研修の実施、消費者への周知、緊急時対応改善等の実施内容に関する改善報告書を作成し提出した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり ・マイコンるかり(作動なし) ・自動が入るに ・ニューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンを別作機をし、マイコンを別作機をし、 ・マイコンを削減を置なし、ヒューズガス栓をし、 ・での警機器なし、 ・実務用機変響器等なし、 ・業有性数質器をし、 ・集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし ・イコンがり作動が形 ・ロコーズがる ・ロコーズガス核あり(作動 不明) ・の警察器なし ・業務用接気管報器なし ・業務用接気管報器なし ・業務用接気管報器なし ・業務用接気管数をして	・ガス放出防止器なし ・マイコンSB(ガス漏れ警報 器運動のあり(作動なし) ・1動力ス定時度なし ・ヒューズガス柱あり(作動なし) ・CO警報器なし ・乗務用核気警報器なし ・乗務用核気警報器なし ・乗務用核気管線器なし ・乗務用核気管線器なり ・乗務用核が多数であり	・ガス放出防止器なし、マイコンをあり ・マイコンをあり ・ニューズガスをあり ・自動ガスを断装値なし ・OO警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	ベサトサ (株)	イワタニ長野(株)	(株)協立ガ ス機器	(株) 水新	四国岩谷產業(株)
型	不明	不明	不明	LSH-6S (2013年7月 製造)	8. 平
メーガー	不明	不明	矢崎総業 (株)	富士工器 (株)	舟
機種	業務用こんろ	供給管 (鋼管 (埋設部))	2ロヒューズガ ス栓	高圧ホース	未譜ガス栓(7 レキガス栓)
事故概要	連位性をにおいて、体目からガス集がするとの連絡を受け、販売事業者が現場に出動したとろ、通線した漢葉をは対り的層面からの漏えいを確認した。 漏えいを確認した部屋の存よが存在であったとの、イコンメーダによる開係 の設置した業務用こんろの器具柱が成かに同路をつていたことにより、ガスが 調えいとなる器用にいるの器具体が微かに同路をつていたことにより、ガスが 調えいしたもの。 がお、は人の不在期間から、8日前に誤ってコックを微開状態にしたと推定さ れる。	其同性字において、リフォールで素者が工事中に株務を表籍権とす。方なが満 えいいた。原因は、当該工事業者が水道管の「勝から2階への立ち上げ工 事中に、1階の共用廊下の土間下に重設してあった供給管にドリルの先端を 接触させ、誤って損傷させたため、ガスが漏えいしたもの。	- m //	連続的なので、連載を受けて対すがが出動したころ、要器と高圧ホースの 連載的分かさガスが漏えいていることを確認した。原因は、容器と高圧ホースの連結ナットが優かでいたことにより、ガスが漏えいいたもの。 なお、販売事業者によると、前日に容器交換が行われているが、その際の点 様では異常は確認されなかったとのこと。	・ 操住宅において、集中監視センターにガス直部の緊急連絡が入り、当該住 ・ 企業等するも不在、その数分後、当該住宅付近を歩いていた通行人より 塩鶏でガラスが被乱している」との通報を受け、消飲及り販売事業者が出版 塩の田に、警察、消防、課 及り販売事業者の4者で現場検証を行ったとこ ・ 当該住宅の台所、壁、玄関が修摘し、消費者2名が火傷を負ったしを確 別し、当該機を接続されていない、末端ガスを(同と7億元大及及びヒューズ 30日、放課器と接続されていない、末端ガスを(同と7億元大及及びヒューズ カスをの司と7億元を発展があれるがよがよれよっずで栓をしており、年 が譲いて消費者が誤って当該ガス栓を開いたため、ガスが漏えいし何らかの は高によりた。 を表現によりを構造される。 を表現によりた。 を表現によりた。 を表現によりた。 を表現していた。 を表現していた。 を表現した。 を表現
事故原因 法違反の有無	消費者による器具栓の不完全閉止	他工事業者(リフォーム工事業 者)による作業ミス	消費者による未使用ガス栓の誤開放	容器と高圧ホースの接続不良	消費者による未使用ガス栓(大法等) 大法等(大法等) 大法等(大法等) 大法等(大法
原因者	— 般消費者等	他工事業者 (リフォーム工 事業者)	一般消費者等	販売事業者配送センター	— 敖涓墳古等 厥売事業古
中 語	91:0	9:55	4:30	8:35	17:10
建物用途構造	共同在宅 鉄骨造2階 離	共同住宅 鉄防コンク リート造2階 建	一般住宅 木造1階建	飲食店 鉃骨选3階 建	一
現象被害状況	黒次い	漏えい	漏えい火災	漏えい	議えい 連 新 が 接 総 が 接 総 が 接 総 の が を の の の の の の の の の の の の の
発生場所	千萊県留市野市	長野県飯田市	福島県いわき市	新潟県 新潟市	高知 本 本 市
年月日	2017/1/5	2017/1/6	2017/1/13	2017/1/15	2017/1/15

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、バルク供給基地よりガス供給の停止措置を行った。	・県北、販売事業者と共に製地研究実施した。次、別件で事業機管漏れがあったことからも、販売事業者に対して立入検査を実施した。 ・販売事業者は、記管を重視等が接触しづらい経路に変更するともに、他の消費者に対して同様の事故を防止するための周知を行った。	・道に、概念事業者に対し、顕敬的の連結的止及が電害等「3対 子名保安意識の向上等、事故防止対策を強化するよう口頭で 指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、電を供給設備に捨てないよう 情類した。また、メーカに調整器から漏えいした。原因の調査を 依頼した。	・興に、売売等等で対、・事務が発生に影響 告するよう指導し、私に中の影響については影響が列力の 有無を確認の上、消費者に注意を促すよう指導した。 また、・学校関係等に対して、後に右部が入の機能、消費設備の 付近で工事計画がある場合には、販売等業者に連絡するよう 他工事業者等に対して、供給設備や消費設備を休止する際に 様の事な別し上流で関格施工するよう指導した。伊藤 様の事なの比上が質の機能はするよう指導した。伊藤 様の事なの応止対策の機能を配る。 に同けて文章により通知した。	・販売事業者は、折積した調整器を折積遮断式の顕影器へ交換した。また、客電による事故防止措置のため、容器上部に屋積掛けを設置した。
安全器具等設置状況	不明	・ガス放出防止器なし、マイコンと(ガス漏れ警報 器運動)あり(作動あり) ・自動ガス運節装置(ガス漏 ト音動がる運動発し(作動な)リリリリンの ・ニューズガス栓なし、この警報器なし、 ・実務有損気(重視器あり(順 動なり) 動なり、 動なり、	・ガス放出防止器なし、マイコンを別付離かた) ・有力ンを別付離かた) ・自動力ス速断装置なし、 ・この警察数をリ(側部など) ・乗券用換点整線器なし、 業券用換点整線器なし、 ・集中監視システムなし	- ガス放出防止器なし - マイコンメータなし - マイコンメータなし - 自動が方を断発置なし - ヒューズガスをなし - Cの警報器なし - 集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンを制み ・マイコンを断禁管し、 ・ロューズ力な移り、 ・ロューズ力な移り、 ・の警報器なし、 ・実務開致、警報器なし、 ・業用級、警報器なし、 ・業中監視システムなし、
販売事業者	河原実業	(株)サイサン	(株)エネサンス北海道	日東エネル ギー(株)	ミライフ東日 本 (株)
型式	不明	不明	RH20R (2011年9月 製造)	不明	R5A-SF (2009年5月 製造)
メーカー	不明	不明	器工工器 (株)	不明	朱崎総業 (株)
機種	(宋) (李) (宋)	夢 20	親子式差圧調整器	場記	東 東 森 田 本 田 本 田 本 田 、 田 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、 日 、
事故概要		は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	某同性等におい、新聞配達員より、非者を関が方式臭い」との連載を受け、 消防及び保安センターが顕著したとこう。顕整器(下流側)の通気孔からガス が漏えいしていることを構設した。 原因は、当該調整器の通気孔が雪の付着により減結し、機器内部のダイヤフラムが閉塞不良を起こしたため、ガスが漏えいしたものと推定される。	学校施設において、他工事業者が廃止済みの登録庫の政権事をしていた ところ、原因は、他工事業者がガスの経路を把握しないまま作業を行うたこと 負った。原因は、他工事業者がガスの経路を把握しないまま作業を行うたこと もことり、ガスが流れている配置を分断に、漏えいしたガスに電助工具(サン グー)による火花が引火したもの。 がた、工事に際して、原売事業者への事前連絡はなかった。ただし、原売事業 者は、以前供給して、原売事業者から配管図等を引き継いでおらず、ガス の流路を正確に認識できていなかった。	機性官において、消費者という。 通義を受け、既未業者が出動したとろ、調整器が指摘していることを確認 した。原因は屋根からの落電により容器に直結していた調整器の容器との接続的が積傷し、ガスが漏えいしたもの。
事故原因 法違反の有無	他工事業者 (解体工事業者)による供給管維手部の損傷	除電作業による配管の損傷	凍結による調整器の閉そく圧力 不良	他工事業者による配管の損傷	落置による調整器の損傷
原因者	他工事樂者 (解体工事業 者)	—般消費者等	その他(凍結)	他工事業者	その色(幽帯)
発時	11:30	17:30	3:57 - 6	11:20	18:52
建物用途構造	一般住宅	旅 市 本造2階建	井同在宅 鉄筋コンク リート造	学校 コンクンコート ブロック造1 階建	- 般在で - 般性で
現象 被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい火災 軽傷1名	臘えい
発生場所	東 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	表野 日 馬村	北	千葉県柏市	炎 無田 題 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
年月日	2017/1/17	2017/1/19	2017/1/25	2017/1/26	2017/1/28

行政指導等再発防止策	・県よ 成事等業者に対し、事故が発生した際には、速やかに 現後するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、供給、消費設備周辺で工事の 計画がある場合には、事前に連絡をするよう周知した。	・県よ 内の工事担当者及び工事関係者に対し、吸接気口に養 センートを施さないよう機度することした。又、同等の工事を 行う際には、市の工事担当職員と、請負業者への安全確認 の指示等を徹底することした。	・販売事業者は、メータニーオンパッキンを交換し、漏えい・検査により異常がないことを確認した。	・道は、販売事業者に対し、連滞なく事故の届出を行うよう指導した。 一般な事業者は、配送事業者に対し、引張応力が加わらないように高圧ホースを接続するよう指示した。	・販売事業者は、風呂金とガス栓の接続を取り外し、当該ガス栓でプラグ止めをし、使用禁止とした。
安全器具等設置状況	- ガス放出防止器なし - マイコンSあり(作動なし) - マイコンSあり(作動なし) - にコーズガス栓あり - Cの警報器なし - 集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ロ動ガス連断装置(対震) あり トニーズカスをかり ・00を観器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし) でなし) マイコンSあり(作動なし) ・自動力ス遮断装置(対震) ・ヒューズガス栓あり(作動な ・Co)警報器なし ・Sを開放気警報器なし ・素務用換気警報器なし ・素務用換気警報器なし ・素務用換気警報器なし ・素務用換点響級なし ・素務用換点響級なり	・イス放出防止器なし、イス放出防止器なし、イイコンを別(体助なし) ・ロュースガスをあり(体助なし)、 ・ロューズガスをあり(体助なし)、この業務器をリーの動なし、 ・業務用核気量機器なし、 ・業務用核気量機器なし、 ・無の数のである。	・ガス放出防止器あり(作動なし) なし) マイコン8かり(作動なし) 自動力ス 運筒接管なし・ヒューズガスをあり(作動ないの警報器なし・窓を開放気 警報器なし・業務用級気 警報器なし・集件監視システムなし
販売事業者	(株)吉川液 化ガス	たじま農業協同組合	二ツ輪産業(株)	(有) 真栄燃料店	東彩ガス (株)
革	PE25A (2006年製 造)	不明	SYZ5MT1e (2009年5月 製造)	不明 (2009年6月 製造)	CAQ-5A-1 (2010年2月 製造)
メーカー	不明	不明	矢崎エナ ジーシステ ム(株)	器工工調 器工工調	ぐ(十) (株)
機種	供給管(PE管 (埋設部))	梯田岡	ガスメータ(メー (ントニエヤ)	恵圧ホース	圖呂簽(8F式)
事故概要	有性を行よが、他工事業者が指導体業の際に埋設は保給管を指傷しガス が満えいした。原因は、他工事業者が指導体業の際に埋設供給管の位置を 把握しないまま作業したらか、建設供給管を指傷しがスが満えいしたもの。 なお、他工事業者から販売事業者への事前連絡ばなかった。	共同住宅において、住人(海内)が国民に入がいたところ、随眼傾向となった。 たから、病院~緊急機送され、一酸化中毒と診断され、一般人が同じ、 は、当該住宅は水量塗装工事が行うがており、塗装業者が結構第四を握うよ 持気が運行・たといったりは、発生した一酸化炭素を含む 持気が運行・滞留したもの。 なお、塗装業者は吸抹気口に養生シートを施してはいけないことを認識してい たが、空き部屋と間違え養生シートで覆ってしまったとのこと。	機能を記され、消費者という、「消費者という、「消費者という」という、「消費者が原因の確認をしていたところ、ガスメータの入口機維手部とりガスが 漏えいした。原因は、販売事業者がガスの供給を確認する際に、ガスメータを おりれたが、シャンコーメンのバッキンを未設置の非非再取付けを行ったと め、漏えいは腹の際にガスが漏えいしたもの。 なお、お湯が出ない原因は、風呂釜の水配管が凍結していたことによる。	作用を言えない、近隣保長と「農水で力に、遊客を見ず、海防 が現場に出動いたとう、高圧ホースが折測していることを確認した。原因は、 容器設置、場所の土壌が流視した際に、地盤の陰起に保い容器が移動したこと 上り、容器が八つが供給管と接触したため、接続されていた。高圧ホースが 折揃し、ガスが漏えいたもの。 なお、接触した供給管は漏えいば酸により漏れがないことが確認された。	権権を指すによい、「指者者より国告後の火がつかないとの連続を受け、順売 事業者が現場「出間したところ、BF式園品等のケーシングの変形を確認し た。原因は、風呂金の種火が保持しづらくなっていたことにより、消費者が繰り のと推定される。 なお、事故当日の漏えい検査では異常は確認されず、製造事業者による風呂 金の調査においてもガス漏れ、安全装置の異常は確認されがないた。
事故原因 法違反の有無	他工事業者による供給管の損傷	他工事業者(塗装業者)「よる給 排気口の閉塞	販売事業者によるガスメータ交換 時の施工不完全	土壌凍結時の容器移動による高圧ホースの損傷	消費者による器具の取扱ミス
原因者	他工事業者	他工事業者 (塗装業者)	販売事業者	その他(漢上)	
中 語	15:00 4	20:00	17.30	20:30	18:00
建物用涂構造	共同住宅 鉄骨造2階 離	共同在宅 鉄防コンク リート造4階 離	一般在宅 木造2階建	, 共同在完本。 本选2階建	井回住 安 鉄筋コンク リート値 5階
現象被害状況	漏えい	一酸化炭素中 軽症 名	漏えい	漏えい	当えい経路
発生場所	并给 凝整 最市	兵 ə 庫 區 岷 市	華 徐 孫 孫 孫 子 市	光	奉 本 本 中
年月日	2017/1/30	2017/1/30	2017/2/1	2017/2/4	2017/2/4

行政指導等再発防止策	作品を募者は、任人に対し、即供体への切り様えを行った。 また、理覧管を有する施設に対して、順次確食測定を計画的に 実施することとし、前月年級の冠いものから連設管の入着又は 露出配管への引音を検討することとした。	・県氏 優先事業者に対し、他の記憶でついても腐食の有無を 循認し、必要な措置を請じるよう指示した。 ・販売事業者は、その他の配管についても経年劣化(漏れなし) が認められるため、近日中に改善工事を予定した。	・県よ、華政務の直接推理的の職党を獲施、液化石油ガス法 における事故の定義を教示した。非た、過去に同様の報告選れ がみられたことから、県内の100重乗所で毒板の認識を共有する ように口調で指導し、 原売事業者は、消費者及び当該事業者に対する周知を行い、 レガス設備を他工事の影響を受けない場所へ移設すること した。	・県よ、鹿売等業者に対し、事故が発生した際には進やかに執 をするよう指導した。 ・販売等業者は、バート従業員を含めた全従業員に対して、事 故要位とかったコールンがスの面定。 薬料用機能の危険性、 とした。併せて、業務用機能器を使用する他の消費者に対して も同様に配布することした。	・現よ、施売事業者に対し、立外機を行い、これを対しませて ・ 一 一 一 で で で で で で で で で で で で で で で で
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動なし)、マイコン8あり(作動なし)・自動力ス選断装置なし、ヒューズカなをり(作動ないの警報器なし、20警報器なし、業務用換気警報器なし、業務用換気警報器なし、集中監視システムなし	・マイコンSあり(作動なし) ・自動力ス運耐装置あり(作 動なし) ・ヒューズガス栓あり	・ガス故山防止器なし ・マイコン・あり(作動あり) ・自動力スを耐発管なし ・ヒューズカスをあり ・の警報器なし ・実務用検気警報器なし ・業務用検気警報器なし ・集中監視システム(双方	・ガス放出防止器あり ・マイコン88あり(作動なし) ・日動がス感断装置(ガス漏 れ楽練器、対震運動)あり (作動なし) ・ヒューズカスをかり ・00巻報器あり ・第中監視システム(双方 向)あり(作動なし)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメータなし ・マイコンメータなし ・ロコーズガス格配と ・の警報器なし ・乗務用後の重要器なし ・乗の重要を表する。 ・乗の重要を表する。
販売事業者	三ツ輪産業 (株)	(株)東江ガス	(株) サイサン	(株)ミツワ	(株) かいい
型	不明	不明	不明	不明(開放式)	不明
-tt-*	不明	不明	不明	(株) 大阪吾 光	不明
機種	供給管(理設部)	· 易 2 担	百0管(埋設部)	業務用めんゆで器	供給管 (PE管)
争改概要		がおより、ガスがあると高齢を受け、販売業者が現場を確認したとう。 配管からのガスの漏えいを確認した。原因は、配管にエアコンのドレン排水が あたっており、その部分が腐食しガスが漏えいしたもの。 なお、応急措置として核産網のみフルキ管に交換をして供給を再開し、その後 に腐食防止措置として核理鋼管への取替を行った。	事務所において、正り化下の整の信号を受信した安安機関が推着に連絡 をとり状況の確認をしたとろ、「工事業者が対入管を連絡した」との精験を得 た。保安機関が取場に出動したとろ、埋設配管が損傷していることの構設と た。保安機関には、自身がアメ工事業者が優かトイルが高管に受力が「二面管を損傷し たもの。 こよ があ、保安機関には、事故免党の前日より方メータからの合計・増加流量達 消費者に指示していた。 消費者に指示していた。 容器がようを開止していた。		体性官において、消費者から満入い火災の通数を受けた消防より継続を受けた原元事業者が出動したとう、立上り供給管の折視及びがつぶえいを確認した。原因は、他工事業者がガスの供給管と知らずにハイナーで切断した。としてより、ガスが漏えいし、パーナーの数が着火湯となり火災に至ったもの。 の。 たれ、事故の報と上地域に推断供給を行っているが、当就住宅は戸別供給が行われてため、集団供給を行っているが、当就住では日別供給が行われてため、集団供給のための立上り供給管等が存在することを住人は認識していなかった。また、当該住人の前の住人より、その盲説明を受けておらず、販売事業者も住人の変更を認識していなかった。
事故原因 法違反の有無	経年による供給管(白管)連設部の腐食・劣化	排水による配管の腐食	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	消費者による器具栓の不完全閉止	他工事業者による作業ミス
原因者	販売事業者	販売事業者	他工事業者 (水道工事業 者)	一般消費者等	他工事業者
発生	12.50	11:50	13.37	9:40	6:51
建物用途構造	共同住宅 木造1階建	その他 (小護 施設) 鉄筋コンク リート・佐・帽	事務所 木造1階建	飲食店 鉄筋コンク リート造 「踏	一般在 教 争造 2 階 歷
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい 軽傷 1名	量えい火災
発生場所	神奈川県普括町	并	長野 大人 大 十	兵 三 三 西 市	加 新 中 市
年月日	2017/2/6	2017/2/10	2017/2/10	2017/2/11	2017/2/12

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、事故の再発防止のため、未使用ガス栓に閉栓カバーを取り付けた。	・県よ 優秀事業者に対し原因調査の実施及び事故圏の提出 を指示した。 他光導な出当者の推出地区において2人1組で容器と高圧ホー 大の接続状態を確認し、同様の事象が他に存在しないことを確認した。	・県は、諸智会等で埋設管損傷防止の徹底を周知することとし、 ・販売事業者は、水道工事業者に対して、工事前の事前連総を するよう周知した。		・県よ 販売事業者「対し、当該大力・の類似場について、 他の事故事例がないがメーカーに照会するおう指示した。な お、調査の結果、同様の事故事例は確認されなかった。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンをあり(作動なし)・マイコンをあり(作動なし)・自動ガス維断検管なし、ヒュースガス 社参り ・での警察者などの警察機等を開発を開発を開発を開発を開発を開発し、集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動あり) ・自動がスを施装置なし ・ニューズガス栓あり ・OO警報器なし、 ・乗中監視システムなし	ガス放出防止器なし マイコンメータなし 自動力、交換を にユーズガスをなし ・00 素解器なし ・3条用機の ・3条用機の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 素の ・4 まの ・4 まの ・4 まの ・4 まの ・4 まの ・4 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの ・6 まの を まの を まの を まの を まの を まの を まの を まの	・ガス放出防止器なし ・マインン6あり(作助なし) ・自動ガス遮断装置なし ・レニーズガス核あり(作動 ・00登戦器なし ・実務用拠気運動機を ・選券用機気運動機を ・選券用機ので ・第月 ・第月 ・カリカリー・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- ガス放出防止器あり - マイコンを - マイコンを - 自動力スを断禁管なし - ヒューズガス栓あり - CO登報器なし - 集中監視システム(双方 同)あり
販売事業者	(株) ホーム ガスセンタ- マルボン	四国岩谷產 樂 (株)	伊藤也エネ クスホームラ イフ西日本 (株)	(株) JALVな ば燃料セン ダー	大阪ガス LPG(株)
型	⊕жен ©RТ33NJH	不明	PE25A	CA-PH5 (2009年4月 2日製造)	SQ204R (1997年3月 製造)
メーカー	①木明 ②リンナイ (株)	不明	不明	(株) 桂精機製作所	パーパス (株)
機種	()2ロヒューズ ガス栓(片側コ ンセント式) ②ガスこんろ	高圧ホース	供給管	鱼動切替式調整器	瞬間湯沸器(屋 外対)
事故概要	来同任者において、消費者が実現 打文権を関う可能をしたころ、火災が 発生し、開放した打文権のキャップが集けた。原因は、消費者が誤って2ロ ヒューズガス性(ド側コンセン・む)の実接続側の対方権を開放したことによ り、漏えいしたガスに使用中のガスこんろの火が引火したもの。	一般作用において、消費者より、労働とメータを製をイースが54れている」との 通報を受け、販売事業者が現場に出動したところ・予備問客器と自動切換式 調整器を繋ぐ商 屈ホースが未接続であること及りがスメータが圧力低下適断 の状態であることを構設した。原因は、予備開発器から高圧ホースが取り外を れていたことにより、株然側容器の圧力が低下した際に、自動均換式調整器 の切替動作により予備側の弁が徐々に開き、予備側容器の高圧ホースから 供給側容器のガスが漏えいしたもの。	は自保終の回ばにおいて、本記工事業者と、即め内部部のガス管を損傷したの通報を受けた回送業者及び原示事業率が出動したとた。ガスの 漏えいを確認したとか、毎勝・ハレブを明止し漏えいを止めた。原因は、水道エ 連者が開射作業の際に、重機しより埋設供給管を損傷したためガスが漏え いたもの。 なお、水道工事業者は地下埋設物構示センを認識していたが、埋毀物がガス 管であるとの認識はなかった。また、販売店への事前連絡もなかった。	機能等において、漏えいなが発生に対すを行うが指動を行うと、原因は、、漏えいなが発生に対するがあるというので を負った。原因は、屋根からの発電又はその路内返りにより顕整器が接傷、 ガスが漏えい、何らかの着火源により引火いたことにより火災が発生したも のと推定される。 なお、着火源については顕音中。	本面住宅において、消費者が最大道業場には、成火にみさしたころ、豊本和 くような書かい、再度点火壌体を行ったところ、異常等火が起こり湯沸器が 機傷した。着火不良の瞬間湯沸器を確認しに行った際、同居者がお湯孝使用 したところ小爆発を確認して。同因は、点火壌作を繰り返した際に、機器内部 に未燃ガスが帯閣し、引火したものと推定される。 (バルク貯槽 2994g×1基)
事故原因 法違反の有無	消費者による未使用ガス栓の誤	恵圧ホースの接続不良	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	溶雪による調整機の損傷	経年劣化による瞬間湯沸器の燃焼不良
原因者	—般消費者等	不明	他工事業者 (水道工事業 者)	その他(雪害)	一般消费者等
事 語	9:30	20:56	10:20	17.46	20:18
建物用途構造	共同住宅 鉄防コンセ リート造3階 建	一般住宅 木造2階建	その市 (集合 供給の団 地)	一般住宅 木造2階建	, 共同任代 (数) 等。 (基) 基) 图
現象被害状況	漏えい火災	が無	こべ順	漏元1.44毫.火 炎 軽傷2名	漏えい癌発
発生場所	群馬県 榛東村	高的拍票	山口県 山山陽小野 田市	島 政 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	和歌山県 紀の川市
年月日	2017/2/12	2017/2/12	2017/2/13	2017/2/14	2017/2/15

行政指導等再発防止策	・順は、販売事業者で対して、基金を生宅に供給している事業 所の供給化で置害が頻繁に発生していることか、電害に対す る消費者への周知及び販売事業者の意識の上について再度 確認を行うよう指示した。 ・販売事業者は、容器の設置場所を需害が発生したいように変 見した。また、終針者及び配送事業者に対して、消費者の積雪 状況について情報を共有することを再度確認した。			・興は、県協会に対し、再発防止の注意喚起を行うよう依頼し ・販売事業者は、ホテルに対し、使用前及び使用後に器具栓を 目税確認すること及び対方の使用中に作業を交代する際には、 導を依頼した。 場を依頼した。	・興に、販売事業者に対し、事故基準の提出及び事故需要による機能を推示するととに、消費者に需要について再度開知を行うこと及び容器用りの精電の状況確認することを指示した。 ・販売事業者は、成事及も配添の時に、開發器の向きを確認し、 ・販売事業者は、成事及も配添の時に、開發を向うきを確認し、 報告表別に可いて、核計者及び配送センターと情報共有を行う こととした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンを別(作動あり) ・マイコンを別(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・エーズガス柱は ・での警察報なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動 不明)、マイコンあり ・マイコンあり ・自動力ス運断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動な ・Cの警報器なし ・業務用換気警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集件監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンSあり(作動なし)・自動ガス巡防装置(ガス漏化)・指動がス巡防装置(ガス漏化)・ビューズカスをかり・ビューズカスをかり・で登録器なし、業務用挽気警報器なし、集務用挽気警報器なし、集中監視システムなし	・マイコンBあり(作動なし) ・CO警報器あり	・ガス放出防止器なし、マイコン窓が場合 ・マイコン窓が発 ・ロューズガスをかり ・ロューズガスをかり ・の整備器なし ・業務用検索警報器なし ・業務用検索警報器なし ・集の監視システムなし
販売事業者	アストモスリ ナイリング (株)	≥ライフ東日 本(株)	(株) キョクネン	(有) 具志頭 給油所	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)
型工	不 顕 (1/2イ ンチ)	GP25A	不明	FGR15-75 (1998年9月 製造)	CA-SP5 (2010年2月 製造)
メーカー	新和產業 (株)	三井化学産資(株)	不明	(株) フジマッ	(株)桂精機 製作所
機種	係給管(イータュニオン)	供給管(PE管)	夢 2世	業務用オーブ ソレンツ (5日)	自動切替式調 發器
事故概要	海参所において、消費者よりガスが出ないとの勤養を専行、販売事業者が出 動いたとろ、メータによる圧力低下整所を確認した。原因は精雪による荷重 と発電による衝撃によって、供給管「は荷ががかり、メータの経・部のおし部 に亀裂が発生し、破所しガスが消えいしたものと推定される。 なお、容器周りは除雪がされておらず、容器が隠れるほどの損雪があった。	は国において、課題会生が水江事の際にするの際に関いては世帯(一般住実のび共同住宅)に建団供給を行っている供給管を損傷させたためガスが漏えいした。 原因は、建設会社が工事をする際、ガス官がないものと判断をし、掘り起こし作業を行ったことによるもの。	来ので、住人人は製造がするとの連載を受け、原本事業者が出動 したとこ、落書によって隠れた埋設配管の立ち上がり部分からの漏えいを確認した。原因は、屋根からの溶音により、損傷したものと権定される。	本子において、探集自かイーブンレンジを点火しようとにたころ、傷寒が起 こり、従業員・名が軽価を含った。原因は、前日に器具をが開いた状態で方 を着開止し、当日が往を開けたことでオープレング内部にガスが審盟し、点 はのがが引いていたことに対して、 はない、従業員は、点火作業前に器具性が開いていたことに対して、同僚が維 値してくれたものと考え、点火しようとしたとのこと。	・機性を言ない、「素質者とリスカルガルでの連接を素者が 出動いととう、調整器からの漏えいを確認した。原因は、精管及が多端により り言語いに食荷がかかり、容器側に押し込まれたことにより、容器に直付けされた調整器が狩猟したものと推定される。 なお、容器周りは除雪がされておらず、容器が隠れるほどの積雪があった。
事故原因 法違反の有無	精雪による供給管維手部の損傷	他工事業者による作業ミス	要群の最温を プロテン語機	消費者による器具栓の不完全閉止	接雪による調整機の損傷
原因者	その他 (雪害)	他工事業者	その他(雪害)	一般消費者等	その他(雪害)
来 三 二	8:50	1036	17.00	10:10	18:00
建物用途構造	事務所 木造2階建	その他(市 道)	共同住宅 木造2階建	茶館(ホナン 厨房(2階) 鉄筋コンク リート造 11階 (地下 1階)	一般住宅 木造/踏隆建
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい 軽傷 1名	遍えい
発生場所	福島県 趣多方市	福島県 郡山市	提供 無 二 日 二 日	影響	部
年月日	2017/2/18	2017/2/20	2017/2/21	2017/2/23	2017/2/23

行政指導等 再発防止策	所で、多量の方式が高さいとことから、漏えいしたガスが滞留 所で、多量の方式が漏えいたことから、漏えいしたガスが滞留 してないことの確認に方全を崩すよう指導することとした。 ・販売事業者は、配管統路の変更又は、配管固定の強化を書解け後に実施する。	存し、概念を表者に対し、適切な除株書、書面い及び周知を 行うよう株績した。 ・販売事業者は、消費者に対し、冬季降雪期間中、容器周りだ でなび配管側についても原義が必要であるとを注意順起 することとした。また、1次側についても連結や一スからヘッダー 式に変更し、壁際に設置することで書書の再発防止を図った。	・順は、魔秀事業者に対し、ガス器具の取扱について改めて注意を促すよう口頭で指導した。	順売事業者は、社内にて事故情報を共有し、再発予防の注意 喚起を行った。	新事業者に、対義な事で対し、対象を受けない。 に切り替えることを提案し、不承名権で、また、社内で事故情報 を共有し、事故再発防止の注意喚起を行った。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし。 ・マイコンEBが1体動あり) ・ロコーズガスをあり作動なり。 ・ロコーズガスをあり作動な。 ・ロン・スポスをあり作動な。 ・の等報器なし。 ・実務用機気重要なし、 ・乗務用機気重要なし、 ・乗発用機が重要なし、 ・乗のを表示しない。	・イス放出防止器なし・・イコン(イコン(イコン(イコン(イコン(イン)を)を)を)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・ガス放出防止器あり ・・イコン () で ・イコン () で ・ 日動力ス値が終 ・ 上 3 で ・ トコーズガス核あり ・ に 3 一ズガス核あり ・ に 3 一次が ・ で ・ 乗中監視システム (双方 同) あり	-マイコンSあり(作動あり) -ヒューズガス栓あり(作動な し) ・集中監視システム(双方 向)あり	・その他(親子差圧式自動切替式調整器)
販売事業者	ササ キ石油 販売(株)	(株) サイサン	記 協 国 の 国 の の の の の の の の の の の の の	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)
型	不明	不明	(1979年12 月製造)	不明	不明
メーカー	不明 ::	不明:	(**) V-1.(**)	不明:	
機種	配管(継手部)	場記	ガスレンジ	場理	(建設部)
事故概要	が開催において、対象者よりなが落かないと連絡を受け、開発において、対スメータのの表示では合計・増加流量運動・を確認した。原因は、特電上発電に作い、配管固定へいて、合計・増加流量運動・を確認した。原因は、特電出がり、ガスが漏えいしたもの。	、 後期において、 では、方式メーダによる運動を確認した。原因は、精管により、横配管 から分岐している横引き配管の接続節に亀裂が発生したことにより、横配管 えいしたもの。	が学校の真理型でおいて、調性ものガスレンジを使用すなんらかの原因で 火が消えたとか、ガスレンジを開けた状態で再点火燥化したころ、がが噴出 し調理員「名が頭部「程度の火傷を負った。原因は、レンジ内に少重の未能 ガスが滞留していたところ、点火操作を行ったことで、火花が引火したものと推 定される。	・機体等において、集中監視 の連続を切けた いることを指記した。原因は、 は、事前に販売事業者への なお、事前に販売事業者への なされていなかった。	地位生名に対いて、ガス保持、保の連集者が、現場に出 動力をとうガス切れによる供給停止状態であることを確認した。同因は、解 体工事業者が空き地にて解体整地作業を行っていたところ、誤って建設され なが、当日は強風であり、ガス臭の知覚が難しい状況であったため、ガス漏え い。量が大きなった。
事故原因 法違反の有無	持雪による配管の損傷	持雪による配管の損傷	消費者による器具の取扱ミス	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	他工事業者(解体工事業者)による供給管理設部の損傷
原因者	その他(雪害)	その他(雪害)		他工事業者 (水道工事業 者)	他工事業者 (解林工事業 者)
新 型 三 三	17:30 &	9:45 &) 05:6	19:45 (
建物用途構造	旅館 木造1階建	その他(保育 所) 木造2階建	学校 ・	一般住宅 木造2階建	一 大 哈 哈 哈
現象被害状況	漏えい	遍えい	漏えい(経 経 係) -名	遍えい	瀬えい
発生場所	青森県十和田市	山形県米沢市	名歌山県 市出市	三 多 外町	兵 東 市 市
年月日	2017/2/26	2017/3/2	2017/3/2	2017/3/6	7/8/1

行政指導等再発別上策	・販売事業者は、回転番側の配管末端でブラグ止めをし、漏え た。 た。 た。 は、 がは登後に供給を再開した。また、当該回転金の交換を予定し た。	・販売事業者は、業務用服務開設を有している消費者に対して、 で、業務用機器を使用する際の基本的注意事項等についての パンプレッドを配布し、注意喚起を実施することとした。	様の事業者に、存在ガスメクを設置に大端を後回し、同様の事例にないが調査を行い、異常がないことを確認した。また、作業使事者に対し、メータ設置時及び交換時のメーコニオンの締め付けをしっかりと行うよう指示をした。	作品等業者は、常要対象として、容器段階値の変更を施す ことが難しいため、容器収納庫を設置することとした。また、緊 急時対応時は、保安センターからFAXだけでなく販売店担当者 に電話連絡を入れることとした。	が悪業者は、数プラス機能が北郷の固定に使用されない。 う配管経路を変更することが、また、雪害防止のため、消費 者に対し、除雪作業の協力を依頼した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンEBD4(作動なし)、マイコンEBD4(作動なし、自動力ス速断装置(対策連動)あり(作動なし、トューズカスをなし、000を報告あり、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし、マイス放出防止器なし、マイン288が(作動なし)・自動が73、適断装置(ガス漏水)・動か73、強制器・カリ(作動なし)・ヒューベガス核あり・この警報器あり・業中監視システムなし	・ガス放出防止器あり ・マイコンをあり(作動なし) ・日動ガスが運転艦あり ・ヒューズガス栓あり ・OS警頼器なし ・乗中監視システムなし	・ガス放出防止器あり ・マイコン&あり ・・自動力で運動発置なし ・ヒューズガス栓あり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動なし) ・日動が7次を耐発置なし ・ヒューズガスを耐発し ・Cの警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	ミライフ(株)	新日本ガス (株)	神奈川液化 ガス(株)	ミライフ 東日 本(株)	北海道エナ ジティック (株)
開	DGK-45	不明	SA25MTI-6 (2017年2月 製造)	HS-5BP (2013年6月 製造)	平明
	日本調理機(株)	タニコー(株) フ	爱知時計電 5 機(株)	1 1.1.0(株)	平 明
機種	集務用回転金 (開放式)	業務用その他 (餃子焼器)	メンメータ(メー (ゾーニカ) (ゾーニカ)	(医丁烷學院) (医丁烷學院)	黎 国
事故概要	海化さなでは、大大な企業機が発酵用の確認には水したさんとたる。ガスが、 湯水る音がし、ガス湯れ、維発器が鳴動したため、ガス爆異の使用を中止、 市役所へ通機した。市役所より連絡を受けた販売事業者が、現場に出動した とこの転金本体内部からのガス漏えいを確認した。原因は回転金の経年劣 化により、本体内部の配管音程を部に溶接機に沿って約3cmの亀裂が入ったた め、ガスが漏えいしたもの。	オーベーマーグルにおいて、検索員が修介機等の点が体業後に点火を確認 セゴ・分理度での場を離れ思ったところ、北が着いていなかった。再点火を 行ったところ、爆発が低こり、従業員1名が修備を負った。原因は、最初の高、 火作業で着火しなかった未然ガスが当路後籍内13滞留し、再点火の際15帯火 したもの。 なお、当該焼器には、立ち消え安全装置は付いていなかった。	相信年において、住人より「大名集がする」との連続を表すが 環場に出動したところ、ガス泉を幻覚し、石跡水による漏えい検査を実施した。 ところ、メータコニオンの上流機維手部で水池を確認した。原因は、30番川に 原売事業者がガスメータを交換した際に、メータコニオン部の締め付けが不 足していたため、ガスが漏えいしたもの。	機能等において、消費者とリカスが出ないとの連載を受謝が使用したとろ、順整器と容器の接続前が変形、、20kの窓器が受出なっていることを確認した。原因は、精電による重かで、調整器の接続部が徐々に変形したことで放出防止機能が作動せず、ガスの漏えいに至ったものと推定される。	機能生において、近隣体長は分グス製がそのの機能がある。 連絡を受け、保安センター及び販売事業者が出動したとろ、屋外格湯器の 壁貫通的手前の配管が損傷しているのを確認した。原因は、窓ガラス破損的 止のためのスキール網を配管に回定していたため、損害により網に商重がか かると共に、配管への負荷がかかり損傷したものと推定される。
事故原因 法違反の有無	経年による燃焼器の劣化	消費者による器具の取扱ミス	販売事業者によるガスメータ交換時の施工不完全	積雪による調整機の損傷	務置による配管の損傷
原因者	—般消費者等 販売事業者	—般消費者等	販売事業者 1	その他(雪害)	その他(雪害)
新 型 三 三	8:50	1020 -	22.41	8:10	8:55
建物用途構造	学校 鉄防コンク リート産2階 建	その他店舗 (スーパー (スーパー (スーパット) 鉄骨造2階 建	共同住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい火災軽傷 1名	漏えい	漏えい	がいい
発生場所	十 本 本 本 本 市 十	板 瑞	神 秦 派 示 市	古 本 京 前 市	北海道
年月日	2017/3/10	2017/3/10	2017/3/16	2017/3/19	2017/3/24

行政指導等再発防止策	・県よ、機体多の化機製を指導機能で対し、同様の事故が起き ないよう注意機能を依頼した。また、販売業業者に対し、事故 が発生した場合は、速やかに報告するよう指導した。加えて、 消防に対して、通線を対下線の対応に誤りがあったため、連 無機を制の機能を依頼した。 1.編・販売業業は、消費者に対し、レガス設備周辺で工事等を行 う場合、専前に販売事業者に連絡するよう指導した。 明協会は、会員に奉政内容を周知し、同様の事故の再発防止 のため消費者への周知を依頼することした。	・販売事業者は、当該風呂釜の顕竜をメーカーに依頼した。また、風呂釜を屋外設置式のものへ交換した。	・阪汚事業者は、当該風呂釜の顕竜をメーカーに依頼した。また、風呂釜をRF式給湯器へ交換した。	・県よ、関係者(従軍と宣生年出)・施工業者・万久株等業等等)の立ち会いのもと、現地調査を実施し、施工業者が施工 不良を否定できない「官を買及していることから、当該施工事業者に対し、関係する災害公営住宅の供給設備の自己点検を指・販売もまった。 ・販売事業者は、原因となったボルトを全て締め直し、漏えいがないことを確認した。	・消防ル、第一連線がの販売業業イバウに、現地で応急措置 の対示を行い、ガス漏えいが解消されたことを確認した。 ・販売事業者は、破損した供給管を交換した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし ・マイコン6あり(作動あり) ・・自動がス薬耐装置(ガス漏 れ 警報器連動、対震) 554 (作動かり) ・ヒューズカス柱かり ・00警報器なし ・乗中監視システム(双方 向) あり(作動なし)	・ガス放出防止器あり(作動なし)でイコンSあり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・・自動が入る施野装管なし・・ニーズガスをなしいの警報器なし・業務用後気警報器なし・業務用後気警報器なし・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコンるあり(律助なし) ・自動がスを ・ヒューズガスをあり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコン(ガス漏ル警報器 運動)ありイスを ・「ローガスをし ・ドューズカスをなし ・「なる報報なし、 業務用施気警報器なし ・業年監視システムなし ・乗中監視システムなし ・その他(流量検知なり替型 ・その他(流量検知なり替型	・ガス放出防止器なし、マイコンを助(作動なし)・自動ガス逐断技能なし。中国カガス逐新技能なし、 にし、スガス栓めり(作動なし)・この警機を発送などの警機を発送などの機能気管を発展し、乗を開発気管を表示し、集中監視システムなし
販売事業者	奈良県 協同組合	日本瓦斯 (株)	日本瓦斯(株)	岩手県液化 ガス事業協 同組合	イワタニ近畿 (株)
型	AS-8ZA (2014年10 月製造)	RBF-SRDP- FX-L-T (2005年9月 製造)	GBSQ-603S (1999年2月 製造)	不明 (2017年3月 製造)	不明
メーカー	矢崎エナ ジーシステ ム(株)	リンナイ(株)	(株)ノーリツ	不明	不明
機種	的切替式調路	風呂釜(8戶式)	鳳呂釜(8戶式)	供給管 (集合	供給管 (継手部)
事故概要	- 般性ではおいて、「操権者よりが、最後を受け、海豚が出動したところ、予備側容器付近からの漏えいを確認し容器がいプライム業者が、販売事業者に集断で自動の宿去調整器「未締してのの保護」ののは、10元件機関の基本であり、10元件機関の高圧ホースからガスが漏えいしたもの。 なお、10プーム業務者は容器を取り外したこと等選費者に応済でに依顧した、対し、10プーム業務者は容器を取り外したことを消費者に応済でに依頼しておい、10プーム業務者は容器を取り外したこと消費者に関係の監視を取り、10プーのでは、10プーム業務者は容器を取り外したこと消費者に関係を記述所して業報器をし、10プークスを使用し、10プークスを指数がかりたことが、20プーという電力の表を発発した。 また、警報器は、容器が外されたことにより、配管の圧力が下がったためメータ運断が起き、それに連動して作動したものと推定される。		自治金が機能等 いたとの 原日金が開放を 原日金が開放と存働面の変形及び終気ロシ 消費者が原日金の点火の際に、種火が正常 点火線作を繰り返したことにより、機器内部に 正こたもの。	ガスが出たいどの連載を受け、販売事業者 バルブが関止されてたり、当移バルラを開放し、 継手的分からのガス漏えいを確認した。原因 がバルを締める際に、適正なトルクではな ミレガスが漏えいしたものと推定される。	共同体生において、対策者よりが不満といることを確認しましました。 したところ、供給管が場像しカスが漏えい、ていることを確認した。原因は、近 管立た上げ部へ落下させたことにより、供給管権手部が損傷し方スが漏えい、 したもの。 なお、通行の妨げとなったプロックは、屋外式風呂釜(FF式)の囲いに使用さ かていたものに自動車が接触したことにより路上に飛散していた。
事故原因 法違反の有無	他工事業者(リフォーム業者)に よる作業ミス	消費者による器具の取扱ミス	消費者による器具の取扱ミス	設備工事業者による工事≲ス	近隣住民による供給管維手部の 損傷
原因者	他工事業者 (リフォーム業 者)	一般消費者等	一般消費者等	設備工事業者	その他 (近隣住 民)
中 三 二	13:10	19:00	8:10	昭 88	73.58 5
建物用涂構造	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造1階建	来 一面 一种 一种 一种	共同在宅 鉄筋コンク リート造	共同住宅 木造1曜建
現象被害状況	漏えい	漏えい爆発	漏えい爆発	漏えい	謝えい
発生場所	茶 及	神奈川県 藤沢市	東京都八王子市	海 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	大 被 神 中
年月日	2017/3/24	2017/3/27	2017/3/30	2017/4/1	2017/4/2

行政指導等再発防止策	順売事業者は、漏えい検査を実施し、漏えいが確認された.風 呂釜を取外し、メーカーに調査を依頼した。	・順大・原本事業を指して対し、第70の同社地販売所においても同 種の事故が発生していることから、各販売的で産業管理、労働 管理、保安教育の状況及び本社の監督体制についてピアリン を選出した。 販売事業者は、漏えい箇所の増し締めを行い、漏えい検査に で漏えいがないことを確認した。	・順は、欧市業を指し対して、保護保体工事等におたっては、 ガス株修生が認定を実施であるが指導した。また、同社の供給 先で解体工事等が実施される場合には、レガス配管系統図及 ・販売事業者は、供給先の物件及び同数地内で解体工事等が 「行われる場合、面管系統図と解体現場の事前確認を実施する 行われる場合、配管系統図と解体現場の事前確認を実施する よう注意地設を行った。また、解体事業者に対して、ガス配管と かな 思われる理数官があった場合には、販売事業者に連絡をする よう依頼した。	・場よ、標売事業者が下水工事業者(13位、中成29年度液化 行出力、販売事業者等保安が策指針に記載された内容を再度 確認し事故防止に努めるよう指導した。非た、果協会に対して、事故の容の原明を行う、販売事業者に対して他工事による事 ・販売事業者は、ガス供給先に対し、供給停止を通知した後、 復旧工事を行うに、成本の表現した。 毎日工事を行うに、の注意換点では、供給停止を通知した後、 環保会は、協会支部長を通じて、各販売事業者に対し、他工 事による事故防止についての注意喚起を実施した。	・販売業者は、FRの等数を使用でいる消費者に対し、参聯 等別味の注意の起文書を作成するととも「当間依頼を変化 な、また、消費者より回収しているFRや容器を対象に同様の現 条が発生するが本語調査を行い、機数容器で同様の現象を確 認いた。全てのFRPや器を回収し、調製かシブリング容器・を を実施し、事故原因については、容器及び容器バルブの製造 事業者と連携し調査を実施した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・・自動がスを確実置でした。ニューズガスをなし、O警報器なし、業務所接気が登録器なし、業務所接気が登録器なし、集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコン8あり(作動なし)・自動力ス遮断装置(対震)・ありい・ニューズガス栓あり(体動なし)・ニューズガス栓あり(体動なし)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし、マイコンをり(作動なり) ・自動力ス連節発置なし、ヒューズガス栓をり(作動な ・Cっ一ズガス栓をり(作動な ・Cの警機器なし、・Cの警機器なし、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、 ・マイコンメータなし、 ・自動力ス連門装置なし にユーズガスをなし、 ・での蓄積を指する。 ・乗券用換点等は ・乗券用換点等のよったとし、 ・乗車監視システムなし、	・ガス放出防止器なし ・マイコンメータなし ・・マイコンメータなし ・ドューズガス核を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	日本瓦斯(株)	三ツ輪産業 (株)	(株)ジャオ	日米礦油 (株)	ヤマサ共和 ライフ(株)
型式	GF-GJ- 16173R 月製造)	不明	不明	不明	不明 (2015年4月 製造)
メーカー	松下電器產 業(株)	不明	不明	不明	中国 (株)
機種	鳳呂釜(RF式)	ガスメータ(メータ(メータン) グユニオン)	供給管 (エル 术)	供給管 (PE管 (埋設部))	TRP
事故概要	被任宅に示って、消費者とり属因金が交換者でたとの通報があり、販売 事業者が現場に出助したところ、國日金的部の熱過と対ス漏えいを確認した。 原因は、何らかの原因で機器内部に対スが発留い、異常燃発したものと推定される。	一般住宅において、消費者よりブスが利用できないとの連載があり、現場に 出動したとこ、依接側 及び予権側の容器がともに空であることを確認した。 原因は、本一夕交換作業時にメータ人口側のおし締めが甘かったことにより、 所入が満えいしたものと推定される。 また、メータ交換を集にと終2か月半の間に38m3の漏えいがあり、作業後の漏 えい検査に不備があったと推定される。	集者が現場に出版され、解体業を対し、解格業を対し、 業者が現場に出助けたころ、埋設供給管が場場にていることを確認した。 原因は、車庫解体工事業者が、コングリーが舗装を破砕した際に、建設供給管 経験させ、ガンが漏えいしたもの。 右が、解体工事業者は建設管を発見した後も、販売事業者や消費者に確認を 存か。解本工事業者は、過去に供給設備を移設した際に、配管系統図の更新を また、販売事業者は、過去に供給設備を移設した際に、配管系統図及び工事範別 表施してあらず、工事の運絡を受けた際にも、ガス配管系統図及び工事範囲 の確認を実施していなかった。		他性生におい、販売事業者が保存等数を改換体業を行っていたころ。 ガスが漏えいした。原因は、販売事業者が保存器から顕露器を取りがす際 に、カップリング付き容器バルブの本弁を開いたまま作業を行い、かっカップリ ング者には異物が混入していたことによりガス遮断が完全に行われない状態 であったため、ガスが漏えいしたもの。 (質量販売 7.5kg×1本)
事故原因 法違反の有無	开明	販売事業者によるガスメータ交換 時の施工不完全	販売事業者による配管系制図の 要有所不備 他工事業者(保休工事業者)によ る供給管埋設部の損傷	他工事業者による供給管理設部の損傷	販売事業者による容器交換時の 作業ミス
原因者	不明	販売事業者	販売事業者 他工事業者 (解体工事業者 者)	他工事業者 (水道工事業 者)	販売事業者 器具メーカー
発性時間	21.00	10:40	16:16	11:33	16:00
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	一般在 本途 露建	共同住宅 木造2階建	そのも(道) 路(一般住宅 木造2階建建
現象 被害状況	漏えい爆発	漏えい	漏えい	漏えい火災 軽傷 1名	漏えい
発生場所	神奈川県三浦市	神奈川県 川崎市	山形県山氷市	※ 以 原 門 門	缀 柘 联 尾
年月日	2017/4/7	2017/4/8	2017/4/8	2017/4/10	2017/4/11

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、水が溢れている中での損傷した供給管の復旧作業は困難と判断し、埋設管を露出配管へと変更した。	・消的は、販売店に対して、放棄を実施し、需要のでは、 型約等の状況について間を別りを行い、質量販売 は本の か であることを確認した。また、今後、同様の事例に関いては体積 原本での契約を行い、周知業務構要実験を表表が表表があするよう指 場した。質量販売をする場合には、消費化配等を詳細に確認する もこと及び契約時には規則第一位者面を交付し、消費に関する ・販売事業者は、質量販売を行っていた容器を回収し、同様の ・販売事業者は、質量販売を行っていた容器を回収し、同様の ・特的分析して払いてを確認した。 ・特協会は、再発的上のため、等故状況の間幸取りを行い、質 重販売時の注意点を指導した。	・県は、県協会に対して、各略売業者に向けた文書による注 意味起を販売業業者の社名を明らかにした上で実施するよう文 書により要請した。 ・販売業者は、配送センターに対して保安教育の徹底を依頼 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・販売事業者は、飲食店に対し、メュー及び燃焼機器への注意喚起シールの貼り付けを実施した。	・順は、販売事業者に対し、事務券生直後に果または国への報 もがなかった点にごと、飯量注意を行った。 ・販売事業者は、ヒューズガス栓をこのから一口のものへ支徴 した。また、周が支帯・ガメなが一の必要体を追記し、定期 自検調高等の確認と指揮者への注意を指示し、定期 自検調高等の確認と指揮者への注意を指示した。 ・県協会は、保安講習会においてガス栓がへ一の陸電差配を含 む自主保安活動の積極開発を推出し。また、販売事業者から 事故報告を受けた際に、県への報告も指導することとした。
安全器具等設置状況	不明	- ガス放出防止器なし - マイコンメータなし - 自動力ス連所装置なし - ta カイガス - to カイガス - x 参開級気管報器なし - 業券開級気管報器なし - 業券開級気管報器なし - 集件監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動がス連所装置なし ・ロッ・ガスをあり ・Co 警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動なた)・マイコンにあり(作動なし)・マイコンにあり(作動なし)・・コーズガスをあり(作動なし)・ヒューズガスをあり(作動ないの警報器なし・・のの警報器なし・業務用機気警報器なし・集件を携システムなし	・マイコンSあり・ヒューズガス栓あり
販売事業者	伊藤忠エネ クスホームラ イフ西日本 (株)	内 (茶)	(株) JA中央 サービス	(株)富土商	上本 本語
南岸	不明	мб.А-B (1982年7 月)	NA6P (2014年5月 製造)	不明	不明 (焦損 のため)
メーカー	不明	· 一种	久 (株) (株)	国際什器 (株)	画士工器 (株)
機種	供給管(埋設部)	单段式調整器	高圧ホース	業務用グリドル [関放式]	2ロヒューズガ ス栓(ホースエ ンド型)
事故概要	共同住宅において、水道局より、 が受け、販売事業者が設場には ス漏えいを確認した。原因は、ランケリー化なり、水道局は販力事中に埋設さ なお、水道局は販売事業者に求 皆の有無等の規場確認が不十	機性まで加工・労業集業制度はいていた。 機能はでは、一次・業体業制度は、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	一般住宅において、消費者よりガス整線部が関助しているとの通報を受け、 販売事業者が現地で確認したところ、予維側容器の接続部からのガスの漏え、 いを確認した。原因は、配法センターが容器交換を行った際、高圧ホースと手 機関を認めの接続的「POLAL」が縮んでいたが、配送員が配送時供終設確点 検をマニュアルに基づき実施しなかったことにより、ガス漏えいに気が付わな かったことによるもの。		一般住宅において、来訪者が、ニロヒューズガス権の未使用機を誘脚がしたとう。漏えいしたガメガスこんろの火に引火し、台所壁面の一部等を焦鎖した。
事故原因 法違反の有無	他工事業者 (水道工事業者) による供給管の損傷	販売事業者の販売方法の不適 販売事業者の配管接続義務違 販売事業者による容器交換時点 検の不履行 販売事業者による消費設備調査 の不履行 に送りを第2項 (共格2億の養第2項 (共移2億の基本 通合義務) (共移20億、基本通合義務等) (共移20億、基本通合義務等) (共移20億、基本通合義務等) (共移20億、基本通合義務等) (共移20億、2002年)13号 (現別第16条第3号・13号 (限売の土産の職務等) 規則第16条第3号・13号 (限売の大法の基準)	容器交換時の作業ミス <法令簿区> 規則第36条第16イ(1) (供給設備の点核の方法) 規則第18条第5号 (供給設備の技術上の基準)	消費者による器具の取扱ミス	消費者による器具の取扱ミス く法令違反と 液化石油が実安規則第93条の (報告の徴収)
原因者	他工事業者 (水道工事業 者)	販売事業者	配送センター	一 般消費者等	一般消费者等
新 型 三 三	12:35	15:20	15.00	19:45	00:6
建物用途構造	, 大 大 大 造 本	その他(作業 場) 鉄骨造	一般住宅 木造2階建	飲食店 木造1階建	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい火災 軽縮 1名	漸えい	漏えい爆発 軽傷 1名	漏えい火災
発生場所	鳥 島	大阪府泉佐野市	鳥取県二朝町	籍 四十 十十	熊本県 上天草市
年月日	2017/4/12	2017/4/15	2017/4/20	2017/4/21	2017/4/22

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、連結節の締めなおしを実施した。また、作業時の再階級の徴度を指示した。	・販売業者は、期間調査を実施し、損傷した供給管を修繕した。また、解体業者に対して、ガス管敷設状況について事前照金を徹底するよう依頼した。	・県協会は、保安部会員を派遣し事故状況の確認を実施した。	・販売事業者は、滅えい箇所の配償を取りがし、プラグ止めを 行った。また、消費者及び外構業者に対し、事前に工事の連絡 を徹底するよう依頼した。	・現は、販売事業者に対し原因調査の実施及び事故届の提出を指示した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり ・マイコン 1 あり(作動なし) ・自動がス感野装置なし ・ヒューズガス格かり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンあり(作動なし) ・マイコンあり(作動なし) ・自助ガス遮所装置(対震) あり(作動なし) ・ヒューズガスをなし ・Cの警報器なし ・乗務用幾度を開鍵なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンSBあり(作動なし、マイコンSBあり(作動なし、自動がス途断装置なし、トューズガスをあり(作動なし、の意義の表現が、表現を表現が、表現中監視システム(双方向)あり	ガス放出防止器あり(作動なた)、マイコンSあり、マイコンSあり、・・ 自動が入室断接置なし、・・ ニーズガスを断接置なし、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし、マイコン5あり(体制なし)・自動ガス遮断装置(対震)(作制なし)・ニューズガスをだし、この警報器なし、業務用換気警報器ない、業務用換気警報器ない。集件監視システムなし
販売事業者	农 (株)	(株)サイサン	(株) ハッ ピーガス フォーラム	(#) 474	(株) 吉原燃料店
计版	不明	平明	JS-CR-210 ISU (2011年6月 月製造)	明	GFS53W (2004年5月 製造)
メーガー	吊	思	タニコー(株) [1]	田 化	(株)長府製 ((株) 作所
機種	瀬田木一ス 、	供給幣 (PE階) (理股幣))	がんゆで器(開)放式)	配替用フレキ	題呂畿(67式)
事故概要	一般住宅において、消費者よりガスが漏れ。各官とガス臭がするとの通報を受 、 係の手業者が現場に出動したところ、ガスの漏えいを確認した。原因は、 なんらかの要因により容器と高圧ホースの連結部が緩んだことにより、ガスが 漏えいしたもの。	一般住宅におって、近隣体人とリガス奥がするとの通線があり、原売事業者が現場に出動したところ、ガス漏えいを確認した。原因は、建物解体工事業者が顕って重要された供給管(PE書)を損傷したため、ガスが漏えいしたもの。 また、解体工事業者は事前に理設管の位置把握を行っていなかった。	とこえ、着火にいなかったもの、海の地で、 ところ、着火していなかったもの、再度調き込むようにライターで着火を行った ところ、異常燃焼を起こし、従業員「名が領面に火傷を負った。原因は、初の ためので場に対した際に対策火したもの、複数内部に希望した未燃ガス に、再点火時の火が引火したもの。 なお、事故当時はピーが時間に差し掛かり気代しく、着火の際に種火及びバー ナーの着火確認が不十分となっていた。	格性等において、林寨楽者と、世級管を連携によたの連載を受け、販売事業・者がいして各関しまるよう指示を出し、その後到職でガス配管が結構していることを確認した。原因は、外権業者が駐車場が配工事の際に、重機では「在新田の正した上により、埋設配管を積積に、ガスが漏えいしたもの。なお、外継業者及が消費者に販売業者に対し、準前に工事の連絡を行っておらず、ガス管の有無等の現場確認が不十分であった。	神性を言んが、消費者と同島名高に高いたようとしたので、消費者ととの通動があり、保支機関が現場で力ス格を関止した。原因は、消費者が6年式局日金を使用する際に、約30分間点火を試みたことにより、滞留した未燃ガスに着火し爆発したものと指定される。
事故原因 法違反の有無	母 长	他工事業者による供給管理股部 の損傷	消費者による器具の取扱ミス	他工事業者による配管埋設部の 損傷	消費者による器具の取扱ミス
原因者	A 明	他工事樂品 (解体工事樂 也)	一般消費者等	他工事業者 (外構·廢地業 地)	—般消費者 等
発生	21:35	18:30	17:40 —	9:47 (\$	5:00
建物用涂 構造		一般在宅 木造2階建	数 和 ^有	一般在宅 木造2階建	一般住宅 木造1階建
現象被害状況	当えい	当えい	漏えい 軽傷 名	淵光い	当えい蘇密
発生場所	成 中 神 一 市 市	が を が の の を 野市	鳥取県南部町	華 茶 本 市	埼玉県 入間市
年月日	2017/4/23	2017/4/25	2017/4/29	2017/5/8	2017/5/9

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、趙備箇所を切断レメカニカル総手による接続により復旧を行った。	・指的は、2次位第に構入業成位設定を行い、周辺住民への 周知を実施した。また、販売事業者に対し、同様の事故がない、 上方に注意処益を行うともに、他の容器に関しても年急に点検を 実施するように指示した。 「販売事業者は、容器の残ガスを放出し、当該容器の回収を 行った。	・県戊・販売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 を指示した。 ・原死事業者は、給湯器の製造事業者に対し、点検を依頼し た。	・販売事業者は、共同住宅の管理者に対し、事前に工事の連絡を行うよう注意喚起した。	・県は、阪売事業者に対して、再発防止対策を講じるよう指示した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンあり(作動なし) ・日割ガス速断装置なし、 ・ヒューズガス核あり(作動なの) ・ロンボスなをあり(作動 ・の警報器なし、業務用換気警報器なし、業務用換気警報器なし、業務用換気等数なし、	・ガス放出防止器なし、マイコンが外(作動なし) ・マイコンがり(作動なし) ・自動ガス運断装置なし ・ローズガス柱なし ・ロン 乗が開発が ・での警報報なし ・乗参用換気警報器なし ・乗参用換気警報器なし ・乗参用換気管	・ガス放出防止器なし、マイコンあり作動なし、 マイコンあり作動なし、 自動方ス連所装置なし、 トコーズガス核あり(作動なし、) ・の警報器なし、 ・業務用検気警報器なし、 ・素務用検気警報器なし、 ・素務用検気警報器なし、 ・素務用検気管数なし、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	不明	・ガス放出防止器あり(作動 でし) ・マーコンをあり(作動をり) ・自動ガス運断装置(対震) ・ローエーズカをかり(作動 ・エーズカをかり(作動 ・での選集器なし、 ・受験を指数を表する。 ・一次が表示が表示が表示が表示があり、 ・一次が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が表示が
販売事業者	伊藤忠エネ クスホームラ イフ西日本 (株)	み機会の表別を表表の表別を表表の表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	日酪ガス版 売(株)	伊藤 B エネ クスポームテ イプ B 日本 (株)	三ツ輪産業 (株)
南岸	不明	20kg容器 (2000年7月 製造)	TP- WQ160DF-1	不明	不明
-4-×	不明	+ ●	(株)パーパス	不明	平明
機種	(暴應)暴程	铅器	給湯器(F丸)	供格會(網會)	· 吳· 唐 · 吳· 祖 · 吳 · 祖
事故概要	共同任本において、水道工事業者と即便を発展したとの連携があり、販売 事業者が現場に出動したとの、理盟された記管の損傷及び容器/NLプの開 上を確認した。原因は、水道工事業者が既存コングリート解体の際に、ハン マードリルにより、理定された記音を構像し、おが満えしたもの。 大路、水道工事業者は販売事業者に対して、事前に工事の連絡を行っておら ず、カス管の有無等の現場の確認が不十分であった。 配	機性等によい、消費者と対力、最好者を必必要をサー、消防が現場に 出動したところ、容器度制からガスが漏えい、Cいることを確認した。原因は、 容器の解験的止損電が不十分で移っ方ことに加えて、ガスの使用がなかっち ため供給影響点機を怠っていたことから、容器スカート上部が腐食し、ガスが 漏えいしたもの。	個性電子において、住民より方義。との通常を受けて響家より連絡を受け、 販売事業者が現場には動したところ、強制給接気(F)式給湯器の内部で漏 えいが発生していることを確認した。原因は、経年により結ぶ器内部のガス弁 なが、漏えい部分は機器内部であり、応急処置が行えない状態であったこと から、当該給湯器の交換を実施した。	相任年によい、線体工事者上り供給管が場場していることを確認した。原因は、解体工事業者が現場に出動行ったところ供給管が場場していることを確認した。原因は、解体工事業者がダイヤモンドコアにて交往途機能が後切断時に、限っなお、解体工事業者は、原売事業者に対したもの。 でお、解体工事業者は、原売事業者に対し事が上のよう。 では、解体工事業者は、原売事業者に対し事の重給を行っておらず、ガス書の有無等の現場の確認が不十分であった。	集者が現場に出版して、水道工業者とい配き者機能による機能を受け、販売 事業者が現場に出版したとろ、埋設された配管が機能、マイコンチタの 合計・増加流量達断が作動していることを確認した。原因は、水道工事業者が 不工事のだつンクリー件はつり作業を行っていたころ、誤って埋設された 配管を切断し、ガスが漏えいしたもの。 なお、はつり作業は散水しながらの作業であり、火花は発生しないものであっ た。
事故原因 法違反の有無	他工事業者による配管埋設部の 損傷	販売事業者による容器の設置環境不良 人法令違反〉 (法令違反〉 法第16条の2(技術上の基準) 法第27条第 項 項 第1号(保安業規則第18条第 等1号(保安業規則第1号(保安業規則第1号(保護政計	経年による燃焼器の腐食劣化	他工事業者による供給管理設断の損傷	他工事業者による配管埋設部の 損傷
原因者	他工事業者 (水道工事業 者)	販売事業者	一般消费者等	他工事業者 (解体工事業 者)	他工事業告 (水道工事業 者)
発 調 計	14:10	0:30	23:40 -	10:40	12:30
建物用途構造	共同住宅 鉄筋コンク リート造3階 建	一般在 本途 露建	井同住宅 木造2階建		
現象被害状況	漏えい	遍えい	※ 一		いと際
発生場所	広島 原東 市	宮 被米 県市	海三郎市	龍 會 跃 七 张 七	型
年月日	2017/5/12	2017/5/14	2017/5/14	2017/5/15	2017/5/18

行政指導等再発防止策	・現よ、販売事業者に対し、事故回の提出を指示し、設備工事 業者に対し、関き取りを実施した。また、工事発注者である地方 公共団体に対し、再発防止を依頼した。 ・販売事業者は、ガイルプの関連とラグサルが措置を行い、 ・販売事業者は、がイルプの関連とラグサルが指置を行い、 ・開始会は、販売事業者に対し、原因調査の協力を行った。	・消的に、販売事業者に対して、末端ガス栓及び器具栓の改善を指示し、 を指示し、 ・販売事業者は、末端ガス栓を不完全閉止状態を是正するリ ターン式のヒューズガス栓へ交換するとともに、器具栓の締め としたのった。また、消費者と相談し、ガス漏れ警報器を2台設置した。	・開北、鹿布事業者に対して、開発時等にガス栓の誤開放について確実に設明するよう指導した。また、ガス栓に安全のためのキャップを被せるよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対して、ガス器具が接続されていないを用のガス栓を開放しないよう周知し、開栓がバーの取付けを行った。	・販売業者は、業務の管理者に対すると均差の機会を行っ た。また、当該理的配管を露出配管に変更するともに、供給 管についても調査を実施し、樹木の根に触れている部分を一部 露出供給管に変更した。	・販売業者は、連携した体験で加入を指面のない。 その周辺よりガスの漏えいがない。ことを確認した。 若た。他の集団供給先についても他工事による影響の有無を定期的に確認することとした。
安全器具等設置状況	・マイコン I あり(作動あり)	・ガス放出防止器なし ・マイコン 1 あり(作動なし) ・日動がスを断発置あり ・ヒューズガス栓あり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンをかり、自動力ス建断装置なし、ヒューズガス栓動・この警機器なし、実際開機等ない、乗務開機等を開発がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動ないない)・マイコン8あり(作動なり)・マイコン8あり(作動なり)・自動力ス選節業優化したニーズカな栓り(作動ないの警機器なし、業務用機気警報器なし、業務用機気警報器なし、集中監視システムなし	・ガス依出防止器あり ・集中監視システム (双方 向) あり
販売事業者	溝添ガスエ 業 (株)	布施商店	大阪ガス LPG(株)	レモンガス (株)	山陰酸素工 樂 (株)
革	不明	KR-1 (1975年11 月)	不明	PLV15A	吊
-t-1×	吊	裾原工 (株) (株)	中	吊	吊
機種	場2世	煮炊搅拌機 (開放式)	* ***********************************	配管 (埋設奇)	(對略)
事故概要	が投資投資学校にいて、職員といけがつかがよいの適識を受け、販売事業者 が現場に出助したとろ、地下ピッルのガス配管の均断が分が方式高えい ていること及びガスメータの合計・増加流量遠断(の)表示を確認した。原因 可断機大金と上降、ブラグ 北か等の漏えいが、地下ピットのが方配管を 可断機大金と上降、ブラグ 北か等の漏えいが上指置を配っていなかったことが たった後の工事の振動等でいいりが徐々に緩み、ガスが漏えいしたものと 推定される。 なお、配管工事を施工した作業者は、液化石油ガス設備土の資格を有してい なかった。		が大発性がなどがあがり目力で消火をした が現場に出動いたところ、カス栓の一部(ツマミ 発動を確認したため、保安開栓を行った。原因 おおりの未使用力ス栓を誤解放したため、ガス 川火じたもの。 開栓力バーの設置はされていなかった。	ができないとの通報を受け、原本等とはリスが使用できず、複雑機体を行うたが復場 ができないとの通報を受け、原示事業者がメータ表示の確認を依頼したところと表示(合計・増加流量温削)であったため、現場で漏えい検査を実施した 着的かりのが3元にを確認した。原因は、自生してしる地本の地が短配 管に覆いからさるように応表した。原因は、自生してしる地本の地が短配 管に覆いからさるように応表したことから、埋設配管の屋内への飛び込み部 からに覆いからさるように応表したことから、埋設配管の屋内への飛び込み部 なお、損傷固所の特定に至らなかったことから、埋設配管を撤去し、当然配管 なお、損傷固所の特定に至らなかったことから、埋設配管を撤去し、当該配管 なお、損傷固所の特定に至らなかったことから、埋設配管を撤去し、当該配管 また、販売事業者は、緊急時連維約ら現場は確認されなかった。 また、販売事業者は、緊急時連維約ら現場到着までの間、消費者への連絡を 行っていなかった。	体性等におい、他性販売業者よりが指導業者との場場があり、作業中 に共同住宅でガス漏れが発生し、応急の置をしている」との連絡を受け、販売 事業者が現場に出動したところ、建設供給管の接続部からガスが漏えいい。 本人販売事業者により橋前が下していることを結認した。原因は、外構業 者が、振削作業の際に、埋設された供給管を引張ったため、供給管接続部が なお、外構業者は、配した主の なお、外構業者は、配した事業者に対し、年前に工事の連絡をしておらず、ガ なら、外構業者は、配した事業者に対し、事前に工事の連絡をしておらず、ガ ス管の者無等の環境の確認が不十分であった。
事故原因 法違反の有無	設備工事業者による工事ミス 〈法令選及〉 大策38条の7 (液化石油ガス設備工事の作業 に関する制限)	消費者による器具の取扱ミス	消費者による未使用ガス栓の誤開放	樹木の成長による記管埋設部の変形	他工事業者による供給管の損傷
原因者	設備工事業者	—般消費者等	—般消費者等	自然現象 (樹木の成長)	他工事業者 (外補工事業 者)
語 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	1030	1035 -	19:00	18:50	9:40
建物用途構造	学校 鉄約コンク リート造	その他店舗 (菓子製造 店) 木造2階建	井同住宅 木造2階建	共同住宅 木造2階建	- 般住宅 木造J階離
現象被害状況	漏えい	漏えい爆発 軽傷1名	当えい火災		瀬えい
発生場所	账 程 授 任	新潟県 三条市	亲良県 大和郡山 市	神 秦沢市 藤沢市	無 以
年月日	2017/5/22	2017/5/24	2017/5/24		

行政指導等再発防止策	・現よ、既売事業者に対し、燃発器等の修理交換時は、確実な 作業を行うようロ頭で注意指示した。 晩死事業者は、保安開栓を廃心、当該こんろを新品に取り 音えた。また、こんろの製造事業者に対し、調査を依頼した。	・販売事業者は、家主、管理会社、水道工事業者及び市水道局 こ対し、事前 二事の連絡等するように周知を行った。			・販売業者は、消費者に対して、配品金の使用方法の周知を実施した。また、治室内に設置されている経年の風日金の危険性を周知し、屋外設置立の給湯器へ移行を提案していてことした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし ・マイコンを別く作動なし、 ・モンスガスを使っ ・ロースガスを使っ ・ロースガスを使っ ・ロンの警察器なし、 ・乗中監視システム(片方 向)あり	・ガス放出防止器あり ・マイコンが ・マイコンが ・ローカイスを存置 ・ロースガスをなし ・の言葉を ・の言葉を 乗ります。 乗り用機の言葉を 乗りを 乗りを ・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス故出防止器なし ・マイコンをあり(作動なり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス柱あり(作動な し) ・Cの警報器なし ・業務用検気警報器なし ・業務用検気警報器なし ・集務ので	・ガス放出防止器なし、マイコン 1 あり(作助なし)・マイコン 1 あり(作助なし)・ヒューズガス栓あり(作動ないの警報器なし、・窓務用线気警線器なし、業務用线気警線器なし・無中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン 1 おり (作助なし) ・・マイコン 1 おり (作助なし) ・・コースガス 核密 に・コースガス 核なし、・・・の警報器なし、業務開放。重整器なし、集中監視システムなし
販売事業者	西日本液化 ガス(株)	伊藤忠エネ クスホームラ イフ西日本 (株)	アストモスリ テイリング (株)	(株) (株) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	相馬ガス (株)
型	C3WD8RDT SR (2006年8月 製造)	PE25A	SGP15A (製造年月 不明)	SA25MT1-6 用氂手	GBSQ-606 (2003年2月 製造)
メーガー	(株)ハーマン	不明	不明	愛知時計電 機(株)	(株) /ーリツ
機種	家庭用こんろ	供給管(PE管)	(編纂)	乗業 (マーケ) カート)	風呂絵(8F式)
事故概要	が保管によい、消費者というの「高校」による方、がの原ができずくその後に爆発が起こり前が吹き飛んだとの通報を受け、販売事業者が当 場に出動し、保安開発を行った。原因は、前日に販売事業者が当該へんの 地上的し、保安開発を行った。原因は、前日に販売事業者が当該へんらの がすが自己の組み込みを行ったよか。こんろ使用時に万が漏えいし、こんろ の火が引火に爆発したものと推定される。 が、販売事業者は漏えい抗縁を1攻側(ガス栓から電磁弁まで)で震施し、2 次側(電磁弁からパーナーまで)で乗施していなかった。また。点収抗験にお た。 にでは、短時間で数回の実施であったため、ガスの漏えいに気付かなかっ	相任等において、バルの所載の方式のが発生したよの、販売事業者が現 場で漏えい検査を行ったとう、供給管からのガス漏みを確認した。後日、埋 設配管の週り起こし調査を行い債債部を特定し、改善を行って。原因は、16目 前に水道工事業者が下水道工事を行っており、その際に供給管理設部を損 傷したと推定されるが、工事実施日から日数が経過しているため、詳細は不 明。 (バルク貯槽 488kg×1基)	りげるごほご、		信仰を指して、性人が対大変自会を使用する際、点々大変のため複数 回点火揚作を繰り返したとこ、機等が高こり国ニ等の外蓋・順面(ネル)及 以浴室の窓が破損した。原因は、風呂金内部の点火部分に経年劣化及び結 露による水分の侵入が認められたことから、点火件業時に高火不良が配 り、機器内部に滞留した未燃ガスに点火時の火花が引火したもの。
事故原因 法違反の有無	販売事業者による燃焼器修理時 の施工不完全	他工事業者による供給管理設部の損傷	不明 (原因が特定できないため)	設備工事業者によるガスメー9交 換時の施工不完全	経年による燃焼器の劣化
原因者	販売事業者	他工事業者	平明	改確工事業者	
等 型 型 型	10:45	不明	17,05	≥30 00:30	9:10
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	共同住宅 鉄骨造	一般住宅 木造2階建	一般在 本途2階建	井同住 舟 鉄防コンク リート協 3階 華
現象被害状況	漏えい 軽傷1名	漏えい	湯べい	こべ順	漏えい(輸発
発生場所	語 个	岡山市	広島県 福山市	插	福島県 南相馬市
年月日	2017/6/10	2017/6/10	2017/6/11	2017/6/12	2017/6/14

行政指導等再発防止策	・販売業者は、設備工事業者に対し施工時の確認(立会確認 依頼)の徹底を依頼した。また、消費者に対して、工事の事前連 橋に関する注意喚起を行った。		・販売事業者は、復旧工事売了後、各戸訪問をし点火確認を 行った。また、水道工事業者に対し、事前の連絡を徹底するよう 依頼した。	・販売業者は、当該教権・業を行うに作業的の目中に交換 したガスメータを約1台について高格を実施し、異常が無いことを 確認した。また、社内の作業員に対し、事故内容を共有し、交 機作業手順の徹底及び漏えい検査の重要性についての再教 育を実施した。	・販売業者は、仮数の個別保証に即発、、債務後供移を開 機と、周和を行った。また、水道工事業者及び消費者に対して、 事前に工事の連絡を行うよう依頼し、工事の際には現場立会を 行うこととした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり ・マイコンをかり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス柱あり ・CO警報器なし ・乗中監視システム(片方 向)あり	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・ロコンSあり(作動なし) ・ロコーズガス栓あり(作動なし) ・この業報器なし ・実務用換気管報器なし ・乗の監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコントータなし ・ロ動力ス速断装置なし ・にユーズガスをは ・にコーズが37をは ・・での警視器を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・自動が大運防装置なし ・ニューズガス栓あり ・Cの警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、 ・ロカンスを断禁置なし、コースカスをなし、この業機器なし、この業機器なし、業務用級気量機器なし、集整用級気量機器なし、集単路視システムなし、集中監視システムなし
販売事業者	広島ガスエ ナジー(株)	伊藤也エネ クスホームラ イン闘東 (株)	伊藤也エネ クスホームラ イフ西日本 (株)	日本瓦斯 (株)	伊藤忠エネ クスポームラ イ7西日本 (株)
型式	不明	SY25MT1 (2017年5月 製造)	PL S25A (製造年月 不明)	SA25MT-6 (XLS) (2016年4月 製造)	PLS25A (製造年月 不明)
メーカー	不明	矢	不明	愛知時計電 機(株)	不明
機種	(鼻瓣) 鼻理	ガスメータ(メー (ントニエヤ)	供給管(網管)	ーメ) ダーメ ズガータ (メー (ントニータ)	宋 (((((((((((((((((((
事故概要	・ 一般住宅において、ガスメーなの各計・増加速温度的の通常を受け、保安機関が発表を取り、実際のバルプ閉止を指示した。 原示事業者が現場に出動したところ、露出部の配管が切断されていることを確認した。 原因は、ソケーム業者は、販売事業者に対したもの。 なお、リフォーム業者は、販売事業者に対して、事前に工事の連絡をしておらず、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。	機能主において、節腐体長いガス臭がさんとの適様をサイド側がより 連絡を受け、販売事業者が現場に出動したところ。メータニオンの、シャン がおしれて変化していることを確認した。原因は、販売事業者がガスメータの とから、ガスが測えいしたもの。 とから、ガスが測えいしたもの。 では、販売事業者は、交換作業時の漏えい検査を怠っていたため、ガス派う いに気が付けがよりから。 また、調え、販予事業者は、交換作業時の漏えい検査を怠っていたため、ガス派 また、調えい国所がガスメータ入口側であったため、ガスメータによる漏えい 様知もできない状況であった。	な、 本、 な、理験された供給管を損傷した。原因は、水道工事業者が短刷作業中に、 弱って重機により理験されていた供給管を損傷したため、ガスが漏えいしたもの。	有性をにおいて、消費者よび、労産制用ともプス臭いとの通報を受け、販売事業者が関場に出勤したところ、ガスメータが使用・エオンよりカーが発展の満えいを確認した。原因は、前日に販売事業者がガスメータの交換作業をの満記した際、メータコニオンの締め付けが不足していたため、ガスが漏えいしたもの。 (バルク貯槽 490kg×1基)	権用を記されて、住人よりが募集が収集がよいたの連続を付け不動産業 者より連絡を受け、販売事業者が現場に出動」たとこ。ガスメーツの圧力低 下運節を確認した。販売事業者は、住人より早期復旧を求められたため、仮 投機を行いながら、原因調査を行い、通知間の主要が作動していた。 め、水道工事業者立ち会いのもと供給管の調をを行い、供給管の網をを行い、供給管の場場を確認 が漏えいしたもの。 なお、水道工事業者は、施工の際に供給管を損傷を確定 なお、水道工事業者は、施工の際に供給管を損傷を住たか、ガス なお、水道工事業者は、販売事業者に対して、事前に工事の連絡をしておら す、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。
事故原因 法違反の有無	他工事業者による配管の損傷	販売事業者によるガスメータ交換 時の施工不完全	他工事業者による供給管理設部	販売事業者によるガスメータ交換時の施工不完全	他工事業者による供給管理設部の損傷
原因者	他工事業者 (リフォーム工 事業者)	販売事業者	他工事業者 (水道工事業 者)	販売事業者	他工事業者 (永直工事業 者)
発明	10:10	13:27	9:50	10:20	11:40
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	─ 般在辛 鉄骨造2階 建	, 大造建 木造建	共 不 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	洪 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
現象 被害状況	漏えい	淵えい	淵えい	漏えい	漏えい
発生場所	總米 京子 市	群·德 眠·海 卡·卡	因	十 禁田 計	田田 田田 東京 中 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 日田 日 日 日 日 日
年月日	2017/6/14	2017/6/14	2017/6/16	2017/6/17	2017/6/19

行政指導等再発防止策	・販売事業者は、全社員に対し、事故内容を周知し再等防止を養廃することとした。また、施設内全てのガス設備の緊急点検を実施することとした。		• PM		・興は、栃売事業者に対し、厨房機器のメンテナンスについて消費も大売職処配を行うよう口頭で指示した。 ・一般元事業者に、立体式校販器の製造事業者に対し、5台全での点接を依頼した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし マイコンSEあり ・自動ガス遮断装置なし ・エュースガスをひし ・00警報路に ・業務用換気管報器なし ・素務用換気管報器なし ・業務用換気管報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出的止器あり(作動 不明) ・マイコンメータ5あり(作動 不明) ・自動ガス遮断装置なし ・エースガス栓あり(作動 不明) ・Cの警報報話なし ・実務用換気警報器なし ・業務用換気警報器なし ・業務用換気警報器なし ・業務用換気警報器なし ・業務別換気警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス故出防止器なし ・マイコン6あり(作動あり) ・ロ動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動な ・Oつ警報器なし ・乗用機気警報器なし ・業有機能などまれた。 ・乗中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、・自動力ス連所装置(ガス漏イ) 特別は連動(カス 海の・ヒューズカスをに、この警報器なし、この警報器なし・業務用検気警報器なし・業務用検気警報器なし	・ガス放出防止器あり ・イコン2配が2配が(地助なし) ・自動ガス速断接電な ・ヒューズカス株あり ・Cの警報器かり ・集中監視システムなし
販売事業者	(株) (株)	三河品川燃料(株)	日商ガス版 売(株)	(株)木村重 兵衛商店	西日本液化 ガス(株)
湖	① Iロヒュー ズガス格 ②SGP15A	不明	ÛSGP ØBFS- 67KG	不明	不明
メーガー	① 光陽產業 (株) ②不明	不明	①不明 ②(株)日立 製作所	不明	不明
機種	①ガス栓 (一口 ヒューズガス 権) ②配管	易ヤ戸	①配管 (鋼管) ②鳳呂途 (BF 式)	(劉德)	金属フレキシブルホース
事故概要	大型商素施設において、教育を上げスをのツェが取れてこんるが使用で をないとの連絡が入り、販売事業者が現場に出動したとう、鋳物こんろに接 続している一口にコープガスをのツマネが空回りし接が開かない状態であっ したころ、漏えいしたガスに体が合うできが空回りし接が開かない状態であっ したころ、漏えいしたガスに付近の燃焼器の火が引火し、作業者、核が軽度 の火機を含つた。原因は、軟を底よりに人ろを使用したいと要達を参け上端所 もと説明を行ったとろ、営業中であるためがスを止めるこはできないと言わ れたため、業年代素を行えばかるを可能して対スを止めるとはできないと言わ れたため、業年代素を行えばがるながしかれてを止めるこはできないと言わ れたため、素年代素を行えばがるを回りした。対象がであるとはできないと言わ は器の水が引火化たとろ、営業中であるためがスを止めることはできないと言わ は、販売事業者は火災発生時にすぐ元をを閉止したため、表はすぐ「は別、 にた。また、販売事業者は火災後に元のヒューズがスをを再度付け直し、漏 えいがないことを確認した後、現場対応を引き継ぎ病院へ同かった。 ② (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		一般住宅において、消費者よりガスが使えないとの連載を受け、販売事業者が現場に出動いたところ、6万国は、建設された配管が接年により腐食した。原因は、建設された配管が接年により腐食したもの、が漏えいしたもの。 なお、当該住宅は築40年以上であった。		中学校において、立体式校婚器を使用中に着火したので海が搬により消火し たの道報がも、販売事業を持て領域では大き確認し、保受問を行った。 原因は、立体校職等の顧問にがたっきかある状態で機り返し使用したとこう。 当該検別を対していたができかがある状態では、通えいしたガスに 当該なアルギンがは別したもの。 なお、ガス漏れ管戦器は設置されていたが、事故発生時には作動しなかった とのこと。 (バルグ貯槽 298kg x 1基)
事故原因 法違反の有無	販売事業者によるガス栓交換時 の工事ミス	消費者によるゴム管の接続不良	経年による配管理設部の腐食・劣化	排水による供給管(白管)の腐食 劣化	経年による金属フレキシブルホースの損傷
原因者	販売事業者	— 般消費者等	販売事業者	販売事業者	一般消費者 等
中 門 門	11:30	23:55	19:20	15:30	11.20
建物用途構造	そのものものものものを (大型を 所を (大型の (大型の (大型の (大型の) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型	共 禁 音	- 股住市 大造2階離	改食店 鉄骨造1階 建	禁 学 形 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
現象被害状況	編末 L 火災 階	漏えい(爆発・火 災 軽傷 1名	淵えい	漏えい火災	漏えい火災
発生場所	图 個	愛知 書南市	埼玉県 新摩市	淡	始
年月日	2017/6/23	2017/6/24	2017/6/25	2017/6/27	2017/6/30

行政指導等再発力上策	・販売事業者は、2ロニースガス後で1ロニーズガス後に交換し、未使用ガス栓をなくした。また、消費者に対してガス機器の安全な使用について周知を徹底することとした。	・現に 原外事業者で対し、たろを含めた当該投稿の以 上の有無について点検を実施するよう指導した。 ・ガス放出防止器あり(作動な) を指していて点検を実施するよう指導した。 ・マイコンSBあり(作動なし) 海田上は海・東上の中間の間知な事の作成及びイラストを ・マイコンSBあり(作動なし) 海田上に注意事項を見やすい場所に構示することした。また、 ・ロ動力な運動接電なし、活用した注意事項を見やすい場所に構示することした。また、 ・ヒューズガス性的(作動なし) を発して、一大・エー・部別に対して、利用者へ説明を徹底すること及び ・この 一大力な性が(作動な 安全性の高いバーナーの交換、ガス以外の設備、の燃料転換 ・20 業務器数なし ・20 業務器数なし ・3 業務用換気警報器なし ・3 集中監視システムなし	・興は、販売事業者に対し、事故面の提出及び他の洋磐先のバルン庁権のブラグについても確認し対応結果を報告するよう指示した。 ・販売事業者は、他の消費先のバルグ庁権のブラグについて確認を行い、婚脂製のものを金属製に交換した。	・野売事者は、加送業者に対して、容器の調査を依頼した。 また、充て心事業者に対し、充てん器の劣化したパッキンが交換されていることを確認した。	・警察は、いとずらの可能性があるため、周辺のパトロールを 連絡けることとした。 ・販売等業者は、高圧ホース製造事業者に対し、製造不良の有 無等の調査を依頼した。
安全器具等設置状況	・マイコンIあり(作動なし) ・ヒューズガス捨あり	・ガス放出防止器あり(作動なた)、マイコン8Bあり(作動なし)、マイコン8Bあり(作動なし)・自動力ス選断装置なし、モューズカス柱をり(作動ないの警報器なし、20警報器なし、業務用幾気警報器なし、集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、 ・マイコンメータなし、 ・自動力ス運断装置なし、 ・こ。一ズガス栓はし、 ・のの警報者なし、 ・果然用機気警報器なし、 ・果然用機気警報器なし、 ・素中監視システムなし、 ・集中監視システムなし、	・ガス放出防止器あり(作動 あり)	・ガス放出防止器なし、マイコンを別り作動なし、 ・マイコンを別・作動なし、 ・自動ガス遮断装置(対震) あり(作動なし) ・Cal 対スを約り ・Cal 対スをあり ・Cal 対系をあり ・Cal 対系をあり ・Cal 対象をあり ・Cal が表をあり ・Cal が表をあり ・Cal が表をあり ・Cal が表をあり ・Cal が表をあり ・Cal が表をあり ・Cal がまるがある。
販売事業者	イワタニ近畿(株)	(株)リビック 富山	(株)エンヤ	(株)トータル エナゾーオ オタ	(株)小西商 店
计版	不明	不明	V-81BF (2003年5月 製造)	不明	不明
-ガーメ	マツイ機器 (株)	不明	(株)宮入バルブ製作所	不明	不明
機種	2미ヒューズガ ス栓	バーベキューこん	液取出し弁ブラグ	器	高圧ホース
事故概要	ない、 ところななが必要しているの電気配線及び壁の一部が振りた。 いたことのななが発生し、こんろの電気配線及び壁の一部が振りた。 後葉員が清掃を行った際、こんろの電気配線及び壁り一面を未使用ガスをの上に したことから半開状態となったため、ガスが漏えいしこんろ点収時の火が引火 したもの。	バーベキュー場において、消費者がバーベキューこんろを使用していた際。 ための火が消失でもる上に気が付き再点火を加みたとろ、爆発が生じ名 が片手に接度の火傷を見った。原因は、当該こんろを使用中に風により火が 消え、バーナー部がら漏えいした未燃ガスが滞留し、再点火時の火花が引火 したものと推定される。	を目標を目よれて、消費者というルク所等がカスス湯れしているとの通報を 受け、販売事業者が現場に出動したところ、バルク所得用液取出し弁バルフ 付近からのガス湯れを確認した。原因は、何らかの要因で窓取出し弁バルフ 地域が悪とが、かつ、窓取出し井田口に信仰していた樹脂製のララグの なお、供給管と修練されていた。ののは年の政立で追加されたが、販売事業 は高速度で引用されている基準の2004年の改正で追加されたが、販売事業 者に当該改正を診臓しておらず、2003年製のバルク所指を当時からそのまま 使用していた。	機能等におい、消費者とり容器から対スが動化したもの重報を受け、 原売事業者が取場に出動したところ、消費者により容器・Nレラが倒止されていることを開設した。原因は、死て心事業者が、死て心時に使用する形で心機 化ることを開設した。原因は、死て心事業者が、死て心時に使用する形で心機 が悪てな事のパッキンが劣化し、劣化箇所から液が流入してことから、過れて た状態となったため、容器段置後の内圧上昇により安全弁よりガスが噴出し なお、配送事業者は、容器配送時に過充でん容器の存在に気が付かなかっ た。	機性を言えば、「業者を対力なが満立しているとの連載があい。販売等業者が提場に出助いととろ、第日ホースが機制にいること及び消費者により容器、バレブが開出されていることを確認した。原因は、施圧ホースに向るにもの。の関づがかかったこにより、ホースの一部が製り行きめ、ガスが満えいしたない。 いたずらにより刃物等で傷をつけられている可能性もあるが、破縄原因は間蓋中のため不明。
事故原因 法違反の有無	消費者による未使用ガス栓の誤開放	消費者による器具の取扱ミス	経年による凌取出し弁ブラグの 劣化	充でん事業者による容器への過 充でん	⊬ ₩
原因者	— 般消費者等	— 般消費者等	販売事業者	充てん事業者	不明
発 調 計	3:00	11.00	18:30	16.00	14:20
建物用途構造	飲食店 餘骨造1階 健	その他(パーペキュー場)	, 井同住宅 鉄骨造	一般在 本途2階離	- 般住宅 木造J階建
現象被害状況	漏えい火災	漏えい爆発 軽傷1名	漏えい	漏えい	当えい
発生場所	京 李 市 市	個 山 市 市	極 本 田 町 町 町	總	供 ++ 特別 ++
年月日	2017/7/1	2017/7/1	2017/7/1	2017/7/2	2017/7/3

行政指導等再発防止策	・県よ、指着者に対して終点順体が確認に行うよう指導した。 また、点火状態が悪い場合や、炎の色が着段と異なる場合は 窓を開けて幾気するように口頭で指示した。 ・販売事業者は、co警報器及び警報器連助自動ガス遮断装置 を設置した。	・県北、同種の関係製団に対し、ガス機器の施工時についての 注意喚起を行うことした。 一般元章素合計、「同種の施工を行った施設に対し、施工のやり 一直しを実施した。また、社内での危険予知の徹底、施工方法の 再確認及び教育を実施した。	・販売業者は、配送業業者に対して、配送債の社賃券等、容 製定施及び容器交換序等供給設備品検業努の消検手側の能 能を依頼するととも、配送の業券オトルの機能を実施した。形法 上開序性・配送員の業券オトルの機能を実施した。非た、配送 シスチムの見価と検討するとともに、抜き打ちで当談業務が 適切に行われているか確認を行うことした。	・順は、販売事業者に対し、保安業務実施状況の確認をし、事故報告の遅れ及びガス漏れ警報器の期限切れについて指導した。	・県は、事故現場に立会い情報収集を行った。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動ない) ない) マイコンE4あり(作動なし) ・自動力ス選斯装置なし ・ヒューズガス柱あり(作動な ・0の警報器なし ・業務用幾気警報器なし ・業務用幾気警報器なし ・集件監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動ない) マイコン8あり マイコン8あり ・自動が入産節装置なし ・ローズガスをでして、ローズガスをでして、の警報器なし ・業務用検気警報器なし ・業務用検気警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり、マイコンとがり(作動なし) ・マイコンとを断装置(対震) もり(作動なし) たユーズカスをあり ・エーズカスをあり ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン2Bが上間を加り、「中国を関係では、大大の一部が入るを開発で、「カスが、上コーズカスをあり、この警視器ない。(の警視器ない、集中監視システムなし、	・マイコンらあり(作動不明)
販売事業者	ヤマカ(株)	萩原石油 (株)	(株) サイサ	田中自転車	浦添ガスエ 業(株)
型式	①MGT- 096DS ②RR-30S2	不明	不明 (2010年11 月製造)	不明	不明
メーカー	①(株)マル ぜン ②リンナイ (株)	不明	(株)柱精機製作所	不明	不明
機種	①楽務用3口こんを んろ ②楽務用炊飯 器	低圧ホース	高圧ホース	場 2世	高圧ホース
事故概要	指揮において、消費者よりガス集及が目に減減を認めるようが、原因は、燃発 器を使用中に換気源を付けていなかったことから換気不良となり、不完全能 器を使用中に換気源を付けていなかったことから換気不良となり、不完全能 なお、最立日には実務用こんろのうを2口を使用し、その後業務用校能器を点 なが、主型日は業務用こんろのうを2口を使用し、その後実務用校能器を点 ないたころ一部に火がつかず、その後ガス素料業機器が開始したが、音を 上が調理を続けていた。消防と腹汚事業者による弱場調査により、一酸化放 素が、換気調を作動させなかった場合にのみ上昇することが確認さたり、一酸化 素が、換気調を作動させなかった場合にのみ上昇することが確認され、機能 及び影像「不備はないことが確認された。また、当該工場は、開業6日目であ り、業務用3口こんろ及び業務用校順器は新品の状態であった。	米面住宅において、海客者が自己金の点が様々を記みたところ、浴室内が狭 に包まれ、海食者に名が石足顕に経度の火傷を負い、髪の毛の一部が焼け た。原因は、2日前に登場工事業者が配品金の設置を行った際に、通常使用 たれるアタッチンと比べてパンギンに接する部分の肉厚が薄いものを使用 したことにより、締め付け時に低エホースとエルボの間に挟んでいるパッキン に歪が生じガスが漏えいしたものを推定される。	一般住宅において、消費者と打刀支債が各との連載があり、保安機関が現場に出動したとろ、自動切り替え調整器の使用側の高圧ホースが容器に未接続であり、高圧ホースよりガスが満えい。CLでもごと確認した。原因は、配子・素素者が容器の対象時の解し、高圧ホースよりが入が活えい。高下ホースを機能すず「標業検えた」で、有機需要のガスが未接続の高圧ホースより満えいしたもの。なお、容器交換作業時にはガス滴えいに気が付かなかったとのこと。	が学校において、態真が回路金の点々を拒みたとろ、火災が後生した。原 因は、回転金の点火スイッチによる点火の際、点火不同により非燃ガスが響 具の前に、著し、上野へ中間ガス性周辺からもガオが飛孔いていたことから、 自動金が点が上に際の火が連鎖的「三川人たもの。 内部ラスは、出火時に中間ガス性周辺から炎が出続けていたことが が行えなかったが、出火時に中間ガス性周辺から炎が出続けていたことが ら、配管の中間ガス性周辺で腐食が進んだものと推定されるとのこと。 また、火災は職員が隔距室の外にある元栓を閉めたことで消火した。	が食用において、機能工業業が関係の機能のため、対象性になっていた ところ、地上の容器回りから出火ル、木産(一部鉄等等、平屋様の工程を 焼した。原因は、補修工事業者の溶接作業時の火花が、屋根の下に設置され 役とがた容器のコス度りがかり、高圧ホースが焼掘したためガガが漏えいし、溶 投火だに引火したもの。 なお、補修工事業者は、容器周辺に保護シートをかぶせていたが、何らかの に原因でずれていたとのこと。
事故原因 法違反の有無	洋費者による後気不良	設備工事業者による工事に入	容器交換時の作業に入	総年による配管の腐食・劣化	他工事業者(補修工事業者)によ る高圧ホースの損傷
原因者	— 般消費者等	設備工事業者	配送センター 保安機関	販売事業者	他工事業者 (補修工事業 者)
発明	8:59	19:03	19:40	9:30	14:00
建物用途構造	工术	井同在や 鉄筋コンク リート値	一般住宅 木造2階建	学校 鉄部コンク リート造3階 種	放食店 木造(一部 鉄骨造)
現象被害状況	一酸化炭素中 毒 軽症2名	漏えい爆発軽傷1名	漏えい	漏えい火災	漏えい火災
発生場所	岐阜県 多治見市	청ト 라미 武七	子	新	· 大 公 中 中
年月日	2017/7/6	2017/7/6	2017/7/6	2017/7/12	2017/7/13

行政指導等再発防止策	を指示した。 を指示した。 ・販売車業者は、周辺住民に対し、事故発生時の緊急連絡先を 再周知するとともに、当該物件周辺に緊急連絡先を掲示した。	・県よ、藤布美楽者に対して、機能で移工事をの存在について 機能すること及び速やかに事務等を行うことを指導した。 一般に記録することとした。また、万が一同様の事例が発生した 場合には、速やかに軽音することとした。	・販売業者は、地車の自催性のあるガス等に「工事の際 は、運務を付きい」との旨を記載した礼の取付を後に、工事 の事前連絡を得られるよう誘導することとした。また、供給完別 問時に、団地等敷地的で工事業者を見かけた際には、ガスの 他工事事故を防止するよう注意喚起を実施することとした。	・販売業者は、数型の大きを表記で、要要のアナラ大スで、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	版売等業者は、ガスメータの製造業者に対し、遮断履歴等の調査を依頼した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、マイコンメータなし、自動力ス速断接管なし、ヒューズガスをなし、のの警機を発送ない、乗務用機の警視器なし、乗務用機の警視器なし、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし、マイコンSあり(作動なし、マイコンSあり(作動なし、中国がス速所装置なし、ヒューズガスをあり(作動なし、)、業務用換気整線なし、業務用換気整線なし、集中整視システム(双方向)あり	・ガス放出防止器なし、マイコン・タなし、 ・マイコン・タなし、 ・自動力ス速断接管なし、 ・こ。一ズガス栓なし、 ・のの警視器なし、 ・果務用機変階級なし、 ・素有階級質器なし、 ・素有階級質器なし、 ・素有階級質器をして、 ・素中監視システムなし、	・ガス放出防止器あり(作動なし) なし)ンとあり(作動なし) ・自動力ス造師装置(対震) ・ヒューズガスをあり(作動なし) ・ヒューズガスをかり(作動なし) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動なし)、マイコンSBあり(作動なな)・ライコンSBがに動き間に、・ロコーズガスをあり(作動ないの警報器なし、変角接続に乗機器なし、業務用機気を開発が重視器ない。集件監視システムなし
販売事業者	日商ガス販 売 (株)	新潟みらい 農業協同組 合	阪奈瓦斯(株)	7-1-7-7-7 (株)	日本瓦斯 (株)
型	不明	AXS-8B	ELP	TIH-6-6H (2007年6月 製造)	平明
メーカー	不明		不明		平明
機種	配管(埋設部)	整器	供給管(鋼管)	湯力式高圧 ホース	10億(白)
事故概要	として3、配管が損傷して心を立を確認した。 をして3、配管が損傷していることを確認した。 事業者が作業中に、誤って建設されていた面 音を都市才久のものと認識していたため、都市 か、不の後、連絡を受けた原売事業者が敷地境 込めを施した。 ことから耳事の立会を実施せず、解体事業者 ことから工事の立会を実施せず、解体事業者	一般住宅において、消費者よりがスが出ないたの通報を受け、検安機関が現場に出めたところ、20%容器2本が空になり式へ切れの状態であることを確認した。原因は、事故当日に設備工事業者がガスメータの交換を行った場合、目動切替式調整器の取り外し、再取り付けを行ったところ、目動切替調整器ののの。 の。	赤 保佐宅によって、本宮工事業をおりが、存金の間によるの連輯を受け、原 の処置を確認した。原因は、本宮工事業者が整地体業を行っていた際、土間 の公置を確認した。原因は、本宮工事業者が整地体業を行っていた際、土間 が立ち上がつていた供給管に対力は流れていないと思いクラインダにより切 断したため、ガスが漏えいグラインダしたもの。 なお、販売事業者は当該住宅がオール電化へ移行した際に、消費者と協議し が、事放発生時には空き家とむっており、左宮工事業者に当該内容は伝達さ が、事放発生時には空き家となっており、左宮工事業者に当該内容は伝達さ 非た、たびかった。 す、供給管の状態等の現場の確認が不十分であった。	局部国において、職人と印容場付近なが人鬼がもなるの通常を受け、最永幸 実者が環場に出助したところ、消防により容器バルブが閉止されていること及 び張力式高圧ホースに電気が入っていることを確認した。原因は、高圧ホース を扱うに曲げた状態で長年使用していた。ため、高圧ホースにひび割れが生じ ガスが漏えいしたもの。 なお、姿器設置場所は壁の四人が空間内であり、寒器のバルブ出口の位置と 中の壁との距離が落に、また、販売事業者が独自に定めている「会社名上建総赤が、張ナ 中々け、ように設置する」という規則に従って容器を設置をするため、満圧 ホースの同じ位置に負荷がかかる状態であったとのこと。	が開催において、消耗力とりが対象を用に対したの動物を実施 が理場に出動し、窓路から中間が7を存までの満えい検査をおこなって後、第 器がルプとガスメータの展安開栓を実施した。後日、漏えい検査により流し合 解かいプとガスメータの展安開栓を実施した。後日、漏えい検査により流し合 の解食が日により温えいしたガスが満えいしていることを開発して。原因は、前屋 の服食が日により温えいしたガスが満ましいでいる。 上により以に健康を発化により温えい。 なが、事故値前に消費者が業務用したからが高の関係が なが、事故値前に消費者が業務用したから表体限していた際、突然ガスが出て なったことがら、消費者自身でガスメータの復帰操作を行ったところ、数分後に 編発音ともに流し合下から炎が吹き出したとのこと。
事故原因 法違反の有無	他工事業者 (解体工事業者) による記管埋設部の損傷	設備工事業者によるガスメータ交 換時の施工不完全	他工事業者(左官工事業者)による供給管の損傷	配送事業者による容器交換時の 設備損傷	経年による配管の腐食・劣化消費者による保安機能の解除
原因者	他工事業者 (解体工事業 也)	設備工事業者	他工事業者 (左官工事業 者)	即送むノター	
来 三	12.31	10:00	8:45	14:38	- 18:16
建物用途構造	その他(建物 解体作業現 場)	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建	飲食店 木造2階建	その他店舗 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい火災	漸えい	漏えい火災
発生場所	- 加克 - 加克	遊為 新	大 破 中 中	器 信 照 十 账 作	本
年月日	2017/7/15	2017/7/19	2017/7/20	2017/7/23	2017/7/23

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、埋設配管の修繕工事を行った。	・販売事業者は、当該ガス栓及化燃焼機用ボースの製造事業 着に対し、調査を体験につまた、飲食店に対して、ガス栓及び 燃烧器用ホースの取扱について説明を行った。	・県は、販売事業者に対して、作業手順書の確認と徹底を指導 ・販売事業者は、作業マニュアルに基づく手順チェックシートを 作成し、施工時に活用することとした。	・現よ、販売事業者に対し、体業主導の価格と教育、後産器具 の信格及びがイラの使用停止を指示した。また、ボイラ業者に対し、作業手順の確認等の事故観告を指示した。 ・販売事業者は、2次災害を防止するため、バルク貯槽の元弁 を運断した。	・県よ、鹿売等業者に対して、事故報告の遅れに対する厳重注 選を行った。 ・販売事業者は、社内で事例を共有し、確実な点後・調査方法 老周知した。おた、保安機関に対して、供給機器交換時の確実 な点後、社員への周知及び再発防止策の提出を依頼した。	
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンを別代職あり) ・マイコンを別代職あり) ・自動力ス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・の営業機なな ・乗券用換気警機器なし ・業有用換点警機器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なした) マイコンをもり(作動なり) マイコンをもり(作動なり) マイコンを開発置(対震・力ス無れ差報器運動)おり (作物なし) ヒューズスをおり(作動なール・ニューを) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、マイコンメータなど(1年) ・日朝力ス連断装置 (ガス湯 大き 報報運動) あり、ヒューズガス 柱なし、こっ一ズガス 柱なし、20等報器なし、業務用幾気管報器なし、集務の機気を表するなり、	・ガス放出防止器あり(作動なし) (トリン) (トリンメータあり(作動ない) (トリン) (トリン) (トリン) (トリンス (大) (中国 (大)	・ガス放出防止器なし、マイコン3あり(作動なし)・自動ガス逐断装備なし、トローズガス栓あり(作動なし)・この要換数などの業機製器なし、業務用換気業報器なし、集中監視システムなし、	
販売事業者	不明	伊藤忠エネ クスホームラ イフ東北 (株)	(株)ウェル ビー滋賀	ナゴイと(株)	(株) ンス九州 ンス九州	
型	不明	①KL7- 500SL 2003Z- 12P	不明	Zボイラー MURA(UT- 200W) (2007年10 月製造	SLK-5B (2017年5月 製造)	
メーカー	不明	①(株)+川 ゴム ②光陽産業 (株)	不明	業工無二(株)	(株)柱精機 製作所	
機種	配管(埋胶部)	①燃焼器用 ホース ②2ロヒューズ ガス栓	易担	温水ボイラ	单段式調整器	
事故概要	を提供において、水道工事業者が、道工事等者がつていた際に、配管を指揮し カスが漏えいした。原因は、水道工事業者がコングリート製の屋外、通路の切 断件業を行っていた際に、腸って埋設されていた配管を切断したたが、ガスが またいたもの。 なお、水道工事業者及び中学校は、販売事業者に対して、事前に工事の連絡 をしておらず、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。		後年ンターにかいて、販売業者が免疫素が発を検索さるため、配管の業 切作業を行っていたとこ。ガスが漏えいし火災が発生し作業 員 名が程度の 火傷を負った。原因は、販売事業者が配管の立ち上がり続にブラルなかを行 し、おう一番の食器浴剤をの種人に引いたすかしたが、ガスが漏えい たお、販売事業者が置ちにし上流のガス栓を閉止し、火は消火化た。 また、作業マニュアルは整備されていたが、作業中の確認作業が徹底されて いなかったとのこと。	ホテルにおいて、ボイラ素者が終末がイラの商品を接後の反応連接を行っていたとこ。異常が発生したたか、ホテルの後来員に対して、調客のためをでの ボイラを停止させる旨の説明を行っていたところ、緩免が起こいボイラ室に残っ た作業員の名とから、大田で下しに来ていた従業員に対して、調客のためをでの 病の一般の場合があった。「から、ボールの後来員に対して、国家のためをでし 調を力とか、人工配管を中にある原理が開発していたすか。「カイン第一とが、再即付 は、おしたが、人工配等を対していたすか、カスが漏えい、「向らかの着 大級により爆発したもの。作業は4基あるボイラのランをや上 し行われたが、抗運をの際に当能があるボイラのランを、当場がイラのみを停止 を得り返していたところ、運転中のボイラの基の方が、力えが漏えい、「向らかの着 野水ダングかかあが開口にとのこと。 野水ダングかかあが開口にとのこと。 また、事故発生期に1ととのこと。 なお、事故発生期に1ととのこと。 なお、事故発生期に1ととのこと。 を報告のでしていたところ、運転のがイラの表を停止し、ボイラ後方の なお、事故発生期に1ととのこと。 は、事故を出していたところ、運転のがイラの表を得していた。 は、事故を出加に12号機で電磁井高れ業権が出ていた。3、4号機はデー を指したる面がでは認定でいていなかった。。 器による漏えい確認を行っていなかった。。	株性生において、消費者とよりの影響の変で力表すするとの動機を受け、原本学者の対象に、これ、消費者となりませた。 調整器と変異の終係部からガスが消えい、Cていることを確認した。 原因は、保安機関が調整機の交換を行った際に、調整部のロリングが外れた状態で接続を行ったため、ガスが漏えいしたもの。 なお、保安機関は調整機と容器のガス漏れ点検を怠っていた。	
事故原因 法違反の有無	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	消費者による器具の取扱ミス	販売事業者による配管撤去時の 工事ミス	設備工事業者 (ポイラ業者) による工事ミス	保安機関による調整器交換時の 施工不完全	
原因者	他工事業者 (水道工事業 者)	不明 (漏えい順 因が特定でき ないため)	販売事業者	設備工事業者 (ポイラ業者)	保安機関	
中国 開	10:50	7 7 19:00	14:15	20:15	15:09	
建物用途構造	学校 鉄筋コンク リート造3階 建	飲食店 鉄筋コンク リート造	基工 数的インク 単 暦 一種	旅館 鉄骨造5階 種	 	
現象被害状況	臘えい	漏えい火災	編えい火災 軽傷 1名	編えいない (を (を (を (を (を)を (e)を		
発生場所	神奈川県川崎市	山形県新庄市	滋木無無	政 中 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		
年月日	2017/7/24	2017/7/27	2017/7/28	2017/7/28	2017/7/29	

行政指導等 再発防止策	・販売事業者は、LPガスの質量販売にかかる全消費者に対して、再度周知文書の配布と消費設備の調査を実施することとした。	・販売事業者は、切断部分を修繕した。また、消費者に対し当該配管は現在未使用の配管であるため様去を依頼した。	・県よ、関係者(後端工事業者、対策者、原示事業者、風呂金 原示事業者、園 呂金製造事業者及び横浜市)に対し、事実確認 と工事に要する資格の認識について関ぎ即のを行っが。 むた。 経備工事業者に対して、文書により法令選中の勤合を行い、改 ・販売事業者は、設備工事業者の施工・大土当該風呂金を使 用禁止にし、翌日正規の方法により施工し直した。	・県は、晩売事業者に対し、原因調査の実施及び事故局の提出を指示した。	・販売事業者は、敷地内の配管用フレキ管の保護措置及び表示板の設置を行い損傷防止のための注意喚起を実施した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、マイコンメータなし、ガス漏ル業機器なし、自動ガス遮断装置なし、ヒューズカイなない。 の言義器ない、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし、マイコン28かり(作動なし) ・マイコン28かり(作動なし) ・ガス漏ル業報器なし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒュースカンなだし ・00整報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動ない) でいっちかり(作動ない) マイコンSわり(作動なり) ガス漏や警報等なし、自動ガス違所養健なし、ヒューズカス栓(に、CO警報等は、業務用換気警報器なし、業務用換気警報をは、集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンを別り(権動なし)・マイコンを別り(権動なし)・自動ガス進断装置なし、ヒューズガスを行い。での警報等なし、業務用換気警報なし、業務用換気警報なし、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器あり(作動ない) ない) マイコンSあり(作動ない) 中間ガス遮断球艦ない 自動ガス遮断球艦ない いっこーズガス栓あり(作動ない) 業務用検気警報器ない。業務用検気警報器ない。業務用検気警報器ない。集件電視システムない
販売事業者	大九エナウィン(株)	(有)ツジイケ	アストモスリ テイリング (株)	河原東業 (株)	カメイ(株)
描述	不明	不明	不明	不明	不明
メーカー	不明	不明	不明	不明	不明
機種	トーチバーナー (容器接続節)	易2世	にしキシブ	供給管 (埋設 部)	配飾用フレキ
事故概要		が発生されて、日整者と対象を生の高額を受け、対象的対場に出動したとう。配置が切断されていること及び、海火器による消火が完了していることを確認した。原因は、住人が建物壁面の筋金の配着と消火が第二、コンの配管と削速えて露出配管を切断したため、ガスが漏えいし、漏えいしたガスに切断時の火花が引火したもの。		り理験を募権によるの連載を受け、順 選択が1エチレンドの管が対断をわてい に関工を変わりに、管が対断をわてい に関工をの際に、誤って「重視により連設 に対が漏光いたもの。 に対が漏光いたもの。 であった。事前に工事の連絡をしておら 不十分であった。	共同作在において、「推費者より「大乗しいとの通数受けたく」ト学種類を より連絡を受け、保安機関の環境に出動したところ。2部所で配管用フレギ が損傷していることを確認した。原因は、アベート業者が草刈り作業の際、草 刈り機関しく以係を登集機をせてため、ガスが満乳しいたとの。 なお、管理業者は供給管の指権を認識しておらず、放置されていた。また、当 数供給管には、囲い又は標識等の損傷防止措置はされていなかったとのこ も
事故原因 法違反の有無	消費者による器具の取扱ミス	消費者による配管の損傷	設備工事業者による工事ミス (法令議反〉 法第38条の7 (液化石油ガス設備工事の作業 に関する制設) 法第38条の10 法第38条の10 (特定液化石油ガス設備工事事	他工事業者(週削工事業者)による供給管理股部の損傷	他工事業者(管理業者)による供 結管の損傷
原因者	—般消費者等	一般消費者等	設備工事業者	他工事業者 (据削工事業 地)	他上事業者 (普田業者)
来 三 二	11:55	14:30 -	14.55	10:30	19:50
建物用途構造	その他(母春 センター) 鉄筋コンク リード体 IRB	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建	共同住宅 本途2階建建
現象被害状況	漏えい火災	漏次に	漏えい 産業・火 災	こべ順	瀬えい
発生場所	沒 知 計 中	石川県小松市	4 秦 秦 沃 市	春 田 本 市	群 况 账 田
年月日	2017/7/30	2017/7/30	2017/7/30	2017/8/2	2017/8/2

行政指導等再発防止策	頭で指導した。 仮手業者に対し、工事の際には立ち会いを行うよう口頭で指導した。 頭で指導した。 の万事業者は、他工事業者及び消費者と打ち合わせが可能 な環境を整え、工事の際に協議及び立ち会いを実施することと した。	・県よ 成事事業者に対し、遅滞なき報告及び保安教育の徹底 を口頭指導した。 施売事業者は、調整器出口側のユニオン部の増し締めを行う とともに、他の供給機能で同様の事象がないが現場調査を実 施した。また、従業員に対し、臨時保安教育を行い、他事業所 への水平展開を実施することとした。	順売事業者は、華政再発的止のため、ガス浦れ警報器とガスメータの連動工事を行った。	・ 操作手票者を指示し取扱い ついて再度説明をした。また、当該機嫌器が安全装置の搭載されていない古い機種であることから、買い音衣を接案し了承を 得た。	・県本、徳市等業者に対し、高段中に消費者にガスを使用させ ないよう指導した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動 不明) マイコンSあり(作動あり) マイコンSあり(作動あり) ・ロコケズ 連節装置(対震) あり たコーズガス栓あり(作動 での警報器なし ・実務用機気警報器なし ・業務用機気警報器なし ・業務用機気警報器なし	・ガス放出防止器あり ・マイコン8Bあり ・自動ガス運断装置(対震) あり ・ヒューズガス栓あり ・Cの警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり ・マイコン8Bあり(作動なし) ・自動力が高層整體(対震) あり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり	・マイコンSBあり(作動なし) ・自動なス速断装置あり(作 動なし、 ・エー・ガス栓あり ・CO警報器がし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)です。マイコン8Bあり(作動をイコン8Bあり)にコーマイコン8日あり(作動をり)にコーズが気軽なしいの警機製なし、乗客用機等を ・ 乗中監視システムなし、
販売事業者	東邦福島 (株)	ENEOSグ ローブエナ ジー (株)	圖士 (株) (株)	(株)ジェイエ イ仙南サー ビス	政能力ス (相)
開	15A	PTC4B- 10HZ (2017年3月 製造)	不明	PR-6AS-1	唱
メーガーメ	不明	(株)桂精機 製作所	不明	とロジ(株)	施士厨房設 編(株)
機種	配管用フレキ	整器	業務用こんろ	業務用炊飯器	用バーナグリドル
事故概要		病院業一般住宅において、調整銀の接続部からガスが漏えいしていた。原因は、販売事業者が3ヶ月前に調整器を支換した際、締め付けが甘かったため、接続部からガスが漏れていたものと推定される。	飲食居において、従業員が業務用こんるを使用していたころ。付近の冷灘 西記より機免が発生し、ドアの硝子2枚が破損し冷蔵庫「台が接損した。原 西は、従業員が当該こんろの器具栓付近を金だわしにまり、消化してたこ 、変食していた冷灘庫に引火し機等したものまませたことが対象が漏えいし、微小の漏 電をしていた冷灘庫に引火し機等したもの。 なお、事故直前にガス漏れ警報器が鳴動したが、ガス臭及びガス漏れ音が無 のこと、また、機剣により冷蔵庫より小火が発生したが、従業員が消火器に のこと、また、機剣により冷蔵庫より小火が発生したが、従業員が消火器に 消火した。	な表式一一級優において、施設管理者といり環境等が発生に賃備者が出 たとの通報を受け、販売事業者が現場に出動したとろ、最低したる異常は 確認されるかった。原因は、合信中の主徒が実務用校販器の点火を試みた に無したかった。原因は、合信中の主徒が業務用校販器の点火を試みた 作動させていたため未燃ガスが機器内割に滞留し、再点火時の火花に引火し なお、当該校販金は、1990年製造品であり、立ち消え安全装置は搭載されて いなかった。	数食において、従来者のも対したはまり込がついたいとの連携を受け、販売業舎が現場に出助したとろうガスメータの合計・銀加速量節に(3素売 本産者がは単のためには、1000年の100年の大人に、最近本事業者がは後のためには、1000年の100年の大人に、1000年の100年の大人に、1000年の100年の大人に、1000年の大人により、1000年の大人に、1000年の大人により、1000年の大人に、1000年の大人に、1000年の大人に、1000年の大人には、1000年の大人には、1000年の大人という、実現が大生の大人により、ガスを別しているもの)の左側、イーテンが取りがたしたり、ガスが漏えい、クリドルの点火を貼みたとした。大場が対象の開発ともに多量のなお、当該グリドルは複数の器具をに対し、1000末おを使いまわしているが取みませい。という、1000年の大人に登り、1000年の第1年を使いまりしている。大阪の本人にない。1000年の大人には、1000年の大人に対しているが、1000年の大人に対しまり、1000年の大人に対しているが、1000年の大人に対しているが、1000年の大人に対しているが、1000年の大人に対している。大阪の下には高いたいた。1000年の大人に対しているのまれを使いまり、点火の際には高い、1000年のカールのアイトが表現であり、点火の際には高い、1000年のカールのアイターを使用して点火していた。
事故原因 法違反の有無	消費者による配管の損傷	販売事業者による調整器交換時 の工事ミス	経年による配管の腐食 消費者による器具の取扱いミス	消費者による器具の取扱ミス	消費者による器具の取扱ミス
原因者	一般消費者等	販売事業者	—般消費者等	一般消費者等	
来 型 型 型	16:30	9:30	17:55	8:37	
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	病院 餘骨造3階 離	飲食店 木造2階建	その他(公共 施設) 鉄筋コンク リート途2階	饮食店 木造-開建
現象被害状況	漏えい火災	漏えい	漏えい爆発・火災	漏えい爆発 軽傷 1名	浦えい騒発 画像 1名
発生場所	雷島 郡 市 山 市	福岡県久留米市	来	宫城 角田市 市田市	歌 士
年月日	2017/8/7	2017/8/12	2017/8/17	2017/8/18	2017/8/21

行政指導等再発防止策	北陽は、販売事業者に対し、速やかな事故層の提出を指示した。 た。 ・販売事業者は、当該調整器を新品と交換した。また、調整器 の製造業者に対し、事故原因の調査を依頼した。	・現は、脆売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出を指示した。	・現氏・関係今一番が開物を提供が ・関係事業者は、全体業員に対し、文書による注意喚起を実施 ・と・重事業所に対し、主に接続方法、設置後の検査・記録に関 する保安教育の実施を指示して。また、金属フレキシブルホー ス取付工事に係る要創書を作成した。	・道木、販売事業者に対し、再発的止に向けた保安教育を実施 するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、当該充てん者が担当した容器のうち、設定値 より多くがてんされた等器を抽出、一回収し後、再用量を行い 業体事化に、とを確認した。また、研修中の社員を含めた全作 業体事者に対し、容器設置位置の確認及び充てん完了時の質 量確認を確実に行うよう訓練を徴度することとした。	・県本、施売事業者が立て、海費者が工事を表現する際には販売業業者へ連続をするよう間別するよう指導した。非た、工事の連絡があった場合は、引き続き図面確認及び立会を実施する。よう口頭で指導した。 場所等で指導した。 一級売事業者は、日頃より行っている他工事事故防止のための 開会対応、工事立会及び間知活動を引き続き行い、2~3ヶ月 毎にチランを活用した周知を実施することした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・日動が入る施験置でしたコーズガスをなし・この警報器なし、実務用接気警報器なし、業務用接気警報器なし、業務用接気管を表するなり。	・ガス放出防止器なし、マイコンを4あり(作動あり)・自動がえ遮断装置なし、ニューズガス栓あり(作動 不明)・Cの業務器なし、業務用検気警報とは、業務用検気警報とし、集の場合がステムなし、	・ガス放出防止器なし、マイコンをあり ・マイコンをあり ・自動力ス選斯装置なし、 ・ロースガス柱は ・の登積報なし ・変数用換気整備器なし ・乗移用換気整備器なし ・乗移用換気を開発なし ・乗機用換点を開発なし ・集件整視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)、マイコン6あり(作動なし)・マイコン6あり(作動なし)・自動力ス速断接層なし、モニーズガス柱あり(作動ないの警報器なし、業務用換気警報器なし、業務用換気警報器なし、集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動不明) 不明 アイコンメータなし マイコンメータなし 自動力ス感形装置なし ・ヒューズガスをあり(作動ないの警報器なし、家用扱気警報器なし、業務用扱気警報器なし・業務用扱気管数器なし・集中監視システムなし
販売事業者	レモンガス (株)	ミライフ(株)	大陽日酸エ ネルギー (株)	北海道ミッウロコ(株)	ミライフ東日 本 (株)
ない。	AXS-8B- 2TH	不明	不明	①20kg型 (1994年11 月製造) (2016年12 月製造)	GP25A
メーカー		不明	二菱曲鉤(株)	①中国工業 (株) ②(株)ハマ	三井化学産 (株)
機種	自動切換式— 体型調整器	供給管 (埋設) 部)	金属フレキンブルホース	登録器でいずる。	供給管(PE管 (埋設部))
事故概要		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	機能等において、消費者がビルトインにありの高水を試み に、消費者 名か左脳に縁度の少傷を含った。原因は、販売事業者が全属フレ キシブルホースの取音工事の際に、交換前の接続用アダブタが発った状態で は、対し、こんろ点、味のエアラグの重定りにより接続部からガスが漏えい し、こんろ点、味の火石に引んに痛発したもの。 なお、交換作業時の漏えい検査は実施していたが、設置場所のキャビネット 内が薄暗、漏えいを見落としたとのこと。	を受け、原本という、消費者とは登録の安全を持つ方式のが開発しているこの連載を受け、原本事業者が現場に出動したころ、近隣住民による容器への放大 及び毛布掛けによる日差しを違る措置により方えの放出が止まっていることを 種配した。原因は、既毛事業者が追死するが依拠の容器を設置したことがら、気 温上別による内圧上昇が起こり、安全弁が依拠の容器を設置したことがら、気 温上別による内圧上昇が超こり、安全弁が依拠したため方が満えいしたも なお、当日の方で人作業は研修中の社員が担当しており、容器設置位置の格 認及り好で人債量の確認が不十分であったことがら、過ぎてんが態の容器が 記述されたとのこと。また、過ぎてんされた質量は26kgであった。	機体等において、健設業者は、供給管金債権を壮た心の構造を対し、販売事業者が関場に出動したとう、供給管からのガス漏えい及び建設業者による機能簡所のビニールテープによる構造を確認した。原因は、建設業者が、各機能簡所のビニールテープによる構造を確認した。原因は、建設業者が、た供給管金債機なせたため、ガスが漏えいしたもの。 なお、建設業者はガス管は存在しないと判断のもと工事を行っており、事前の ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。
事故原因 法違反の有無	異物の侵入による調整器の故障	他工事業者(住宅設備工事業 者)による供給管理設部の損傷	勝売事業者による庭児レギシ ブルホース交換時の工事ミス く法令違反〉 (法等違反と (基準適合義務の2 (表地石油ガン設備工の議別) 規則第44条第1号へ (消費設備の技術上の基準)	配送センターによる容器への過	他工事業者(建設業者)による供給管理設部の損傷
原因者	不明	他工事業者 (住宅設備工 事業者)	販売事業者	配送センター	他工事業者(健認業者)
光 哲 三	17:50	10:07	2 4.	15:51 E	9. 1.5
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	事務所 鉄防コンク リート造5階 建	一般住宅 木造2階建	一般住宅 木造2階建	一 共 被回下大 在生生 全 名
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい 軽傷 1名	漏えい	漏えい
発生場所	神奈川県 秦野市	埼玉県 吉川市	梅 三 朝 未	光 本 連 治 上	始 明 中 一
年月日	2017/8/22	2017/8/23	2017/8/23	2017/8/23	2017/8/24

行政指導等 再発防止策			・県及代謝的は、販売事業者を特定するために関係者に対して関き取り調査を実施したが、当時の記録がないことから特定には至らなかった。	・販売事業者は、指傷箇所に対して本校により応急措置を行い、その後損傷箇所の交換を実施した。	・所は、学校に対し、生徒が火気を使用する際には防火管理者 又は学校関係者が立会い使用状況の監督を行うよう口頭で指導した。 ・消防は、学園祭等で火気を使用する催し物を開催する際に ・消防は、下酵素防署長に届け出を行うよう指導した。(火災予防条 例第45条)
安全器具等設置状況		・マイコンSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動な し)	89	ガス放出防止器なし、マイコンメータあり、マイコンメータあり ・ロッガス進断接置なし、 にユーズガス柱あり ・Cの警報路なし ・ 乗新用換気警報なし ・ 集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコンメータなし ・オスポー業報器なし ・自動ガス遮断装置なし ・エューズカイをより ・CO 電報方のは ・「の 電報方のは ・乗中監視システムなし
販売事業者	グットコイン サーラ関東 (株)	富士產業 (株)	不明	伊藤 B エネ クスホームリ (株)	泉燃料店
斯		不明	2kg型 (1974年5月 製造)	RL-100HL-2 (2012年6月 製造)	不明
メーガー		不明	業工国中 (株)	1-1-0(株)	平明
機種	高圧ホース	供給管(理設部)	路	器藻鯛	業務用たこ焼き器
事故概要	集合任宅において、50kg4本の751本の充て心容器に接続した衛圧ガスホースが毎	が、「水道工事業者とり保護を増進したとの連続を受け、 販売事業者が現場に出動したところ、供給管の切断と下水道工事業者による 容器がして力及び中間が入程の関ルを開設した。原因は、下水道工事業者による でファンドリーの楽工事のためコンクリート切断作業をしていたところ、勝って コンクリートルッターにより埋設されていた(供給管を捕傷したため、ガスが漏え いたもの。 でお、下水道工事業者は埋設供給管の存在を認識していなかった。 なお、下水道工事業者は埋設供給管の存在を認識していなかった。		は自住を言んで、清極業者がいたの予算の関数数金組備をセガスが選え いした。原因は、清極業者が貯水槽の清掃体業を行っていたとと、はして整路分外に当該國際器の通流出防止機の消費を持続を対象を持続させたため、ガスが選えいたもの。 なお、消傷業者は落下に備えた措置を行っていなかった。 (バンレク貯槽 980kg)	海学校において、生体が文化体が変化を発発ののできる著称形で、保健的ではを訪りたところ、炎が上がり作業をしていた生体2名がそれぞれ衛面及び左手に整度の火傷を負った。原因は、生徒が当該機器に点火をする際、5つある器長を約20分が17間除したことで、機器内内部に未燃力スが滞留し、点火時の点、発展、調かスターの火が引火したもの。点、場が関連に関土が上さる、機器内内部に未燃力スが滞留し、点火時の点、発送。第40分が191人にもの。次災害防止のためバルプを閉止した。第8%、10分が開放状態であったことから二また。事故発生時、現場での教職員の立会いはなかったとのこと。(質量販売 10kg×1本)
事故原因 法違反の有無		他工事業者(水道工事業者)による供給管理設部の損傷	消費者による容器の取扱い不備	他工事業者(清掃業者)「こよる調整器の損傷	消費者による器具の取扱ミス
原因者	配送センター	他工事業者 (水道工事業 者)	一般消費者等	他工事業者 (清掃業者)	—般消費者 等
事	10:04	14.00	13.08	9:24	14:39
建物用涂 構造	無 中 在 七 七	共同住宅 鉄骨造2階 建	一般在宅 鉄骨店	共同住宅 鉄防コンク リート造2階 種	学校 鉄第コンク リート造7階 種
現象被害状況	蓋えい	漏えい	漏えい火災 重傷 1名	当えい	漏えい火災 軽傷2名
発生場所	東京都八王子市	茨城県 水戸市	也 位 合 市	島根県松江市	大阪 林 力 市
年月日	2017/8/25	2017/8/25	2017/8/26	2017/8/31	2017/8/31

	・販売事業者14、当該終湯器の交換を実施した。	・興は、販売事業者に対い、原因調査の実施を指示し、事情聴 取を行うこととした。 ・販売事業者は、作業徒事者に対し、施工後に作業部分をマーキングし、当該部分へ漏えい、検知液を塗布し確認を行うことを ・ 一般のでは、	・道は、現地面資本支援化、販売業者に対し、 連条行うた。また、道路会に対し、事故の施界を管内の販売事業者と共有し注意喚起を行うよう依頼した。教育局に対し、 化成業中毒学的応止についての記述、業金連組にした。 地売事業者は、当該ゴム管を金属フレキンブルボースに交数 し、ガス浦ル警機器を1台階設した。また、取替えが行われてい あたり調整器及び高圧ホースについて、取替えの提案を継続す ることとした。	・興は、歌売事業者に対し立入検査を実施し、法令違反がない。 ことを確認した。 ・販売事業者は、消費者、大家、管理会社と協議し当該こんろを 交換した。また、消費者に対し、不具合があった場合に運絡を 行うよう依頼した。 ・県協会は、事故調査員による現地調査を実施した。
子明	・ガス放出防止器あり(作動 をた) マイコンSあり(作動あり) ・自動力ス運断装置なし ・エーズガス柱むし ・200番報報なし ・業務用換気警報器なし ・業務用換気警報器なし ・業務用機気警報器なし ・乗務用機気警報器なし ・乗務用機気管報器なし ・乗務用機気管報器なし ・乗務用機気管報器なし ・単数をは	・ガス放出防止器あり(作動 なし) マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス運断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・Cの警報報なん。 ・乗務用換気警報器なし、業務用換気警報器なし、 ・乗務用換気警報器なし、 ・乗務用換気管数を	・ガス放出防止器あり ・イコンSBが(作動なし) ・自動力(支配数が(作動なし) ・自動力(支配数に) ・ロンスガス核あり ・ロンスガス核あり ・こってがななもり ・なの管報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンを別・作動なし、 ・マイコンを別・作動なし、 ・ロューズカスをは、 ・でコーズカスをは、 ・の警報器なし、 ・業用機の警報器なし、 ・集中監視システムなし、
めぐみの農 業協同組合	レモンガス (株)	川(本) (本) ※ 世	小棒第一膜 鹿 (株)	サンダーガ ス(株)
	TP-PS16HX (1992年12 月製造)		₩.	RBG-30A3- 11 (1995年6月 製造)
	パーパス (株)			レンナム(株)
-05.63		供給管	ゴム管	<i>ሻ</i> ህル付3ロこ <i>ኢ</i> /አ
キャンブ場コテージにおいて、消費者がパーペーキューを行っていたところ、 火災が発生し、コテンジの屋、換索属、ゴムビ、ガス経等が機能した。原因 は、消費者が台所の一日こんろの火をつけた後、その場を離れていたところ、 何らかの原因により火災が発生したものと推定される。 なお、火は消費者が消火器により消火した。	は住宅において、ガスメージの使用時間へいき節の事前学者を受けた集 地間やセンターが消費者にガスの使用状態を確認したところ。未使用でもった ためそのままメーダによる心運動が行われた。原図は、経年により結瘍器が なお、販売事業者は、室かからの確認により、漏えい箇所を特定しため結瘍 なな、販売事業者は、室かからの確認により、漏えい箇所を特定しため結ぶ 整の仮説交換を実施し、消費者の帰宅後に室内についても漏えいがないこと を確認した。	共同住宅において、入居者よりガス供給不良の通報を受けた販売事業者が 現は出動したころ、容器がな大生空であること体配が、で器交換後の漏 えい検査におり、金属フレキシブルボースの接続部でガスの漏えいを確認した。原因は、販売事業者が漏えい検知付調整器の交換時の漏えい検査の際に、金属フルキンプルボースへ検知体調整器の交換時の漏えい検査の際に、金属フルキシブルボースへ検知液を塗布し忘れたため、ガスの漏えいを発見でなかったものと推測される。	を探しました。 地域にある。 地域にでは、 地域での 地域での 地域での 地域での 地域での 地域での 地域での 地域での 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域	機能をはいない。 機能をはいない。 機能をはいないます。 を受った。原因は、こんろのパーナ内部の混合管内に大量の動が着積してい を負った。原因は、こんろのパーナ内部の混合管内に大量の動が着積してい 方式にこんろの火が可火化さん。 がお、調を相にイナクローのボネルであったことから、パーナルロ側からエア オスにしたるの火が可火化さん。 数パーナムを満橋を行ったが、赤火は改善されなかった。また、消費者は当 数パーナが不調のため使用しないよう妻に伝えか出したが、娘は事情を知ら ずに当該こんろを使用していた。
消費者による器具の取扱ミス	経年による給湯器の劣化	設備工事業者による調整器交換 時の施行不完全 <法令違反> 法第16条の2 (供給設備の基準適合義務) 規則第18条第10号 (供給設備の技術上の基準)	経年によるゴム管の劣化	経年による燃焼器の劣化
— 股消費者等		设備工事業者	その他 (施設管 販売事業者	一般消费者等
18:54	7:39	12:30	16.00	- 19:30
その他(キャ ンプ場) 木造	井同任宅 鉄筋コンク リート造2階 離	共同住宅 木造2階建	争 や な	一般住宅 木違2曜健
漏えい火災	漏えい	漏えい	漏えい爆発 軽症 1名	漏えい爆発 軽傷1名
及 関 司 市	神 秦野市 中	神 小田原市 中田原市	光 衛	語
2017/8/31	2017/9/1	2017/9/1	2017/9/1	2017/9/2
	大中ンブ場コテージにおいて、消費者が、ベーペーキューを行っていたところ、	株式の他(中央	(本語語	# 1

行政指導等再発防止策	を指示した。概念事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 を指示した。 他死事業者は、解体効事業者に対し、ガス管末端の官民境 施工に設置されている表示机に注意し、工事の際に事前に進 絡を入れること及びが文管周辺の掘削は手作業で行うことを周 知するよう要請した。	を指示した。概念事業者に対し、原因調査の実施及び事故価の提出 を指示した。 「販売事業者は、飲食店に対し、経年劣化の可能性から機器の 交換を依頼した。また、緊急時対応先を再確認するとともに、緊 急時の運輸先を厨房内に設置した。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が事業者は、地族配管を露出配管へ変更することという。また、飲食店に対し、指制工事をする際は、事前に販売事業者に連絡を入れるよう依頼した。	は、販売事業者(対し、文書による厳重注意、再発防止策 の提出を指示することとした。 ・販売事業者は、県に再発防止策を報告した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンだ。 マイコンだ。 ・自動ガス運断装置なし にユーズガス柱は ・の警撃報道なし ・楽祭用換気警器等なし ・業務用換気警器等なし ・集務用換点	・ガス放出防止器あり(作動 イスし) マイコン88あり ・自動がスを節装置(対震) とコーズガス柱なし ・こってガス柱なし ・での警報器なし ・乗務用機気管報器をり(作 ・乗務用機気管報器をり(作 ・乗を削りをして、 ・乗中監視システム(片方 同)あり		・ガス放出防止緩あり ・マイコンをおり(作動あり) ・自動ガス延断装置 (オス浦 ・大き (作動あり) ・ビューズガス核あり ・こってガス核あり ・この警報器あり(作動あ ・乗申監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン68あり(作助ない)・自動ガス遮断装置(ガス漏・ 大警報器運動) あり(作動なし)・ニューズガス核あり・ニューズガス核あり・の警報器あり。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	日本瓦斯 (株)	(株) リビ <i>ッ</i> ク 富山	鳥取瓦斯產 業(株)	(株) サイサ	マル 年産業(株)
型	不明	不明	不明	不明	平明
メーカー	平明 子	平明 子	不明	不明	(株)みつわ 3 産業
機種	奇)	6Dこんろ	ポリエチレン管 (配管(埋設 部))	配管用フレキ シブルホース (埋設部)	業務用中華が次次
事故概要	一般住宅において、線体工事者が像体工事者行っていたところ、埋設供験 管が損傷と以気が発生した。原因は、解体工事業者がしわえの表示材の設 置があったものの、販売事業者に運搬を取らずに工事業者がした、踊って重機こ が引火したもの。 が引火したもの。 (バルク貯槽 980㎏×1基)	ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、	が工事を表示工事業者が振馴を行っていたとろ。理験配管を構備し、 ガスが漏えいた。原因は、販売事業者が事前に提供した図面と実験の敷設 箇所か一部異なっており、かつ理段表示シートもなかったことがら、下水道工 事業者が重機(パックホー)により振削を行い、理談ポリエチレン管を損傷させ たため、ガスが漏えいしたもの。	後食店において、店まよりが活動・整磐級が開加よたの高額を受け、販売 事業者が対場「出動したとろ、ガスメータによらがス湯れ、整絡製造動造町を 確認した。原因は、水道工事業者が漏水検査の際に、電動ドリルにより床を超 削したため、土間下に理段されていた配管用フルキ管を破損し、ガスが漏えい したもの。	を届けませた。 を加みたとこ。レンジ内制で傷者が進却があったか。奏楽的中華レンジの肩が とがのガス後様工事を行った際、誤って水供給ロにガス管を接続したこかか がのガス後様工事を行った際、誤って水供給ロにガス管を接続したこから、 火したもの。 なお、当該レンジは、前日の着火テストにおいて着火しなかったことから、機器 販売事業者に対し修理技績が行われていた。
事故原因 法違反の有無	他工事業者 (解体工事業者) による供給管理股部の損傷	不明(原因が特定できないため)	他工事業者(水道工事業者)による配管埋設部の損傷	他工事業者(水道工事業者)によ る配管埋設部の損傷	販売事業者による工事ミス < 法令権反 > 法第38条の2 (基準適合職務)
原因者	他工事業者 (解休工事業 者)	不明	他工事業者 (下永道工事 業者) 販売事業者	他工事業者 (住宅設備工 事業者)	販売事業者
計 記 計	13:54	18:45	9:28	11.06	9:30
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	文 食 店 鉄 筋 コンク リート 造 - 踏	その他(市道)	飲食店 鉄骨造2階 建	飲食店 鉄筋コンク リート造3階 種
現象被害状況	漏えい火災	漏えい爆発	漏えい	漏えい	遍えい蘇発
発生場所	埼玉県 さいたま市	富 山 高 山 市	鳥 子子 市	神奈川県 箱根町	许
年月日	2017/9/11	2017/9/12	2017/9/13	2017/9/14	2017/9/15

行政指導等再発防止策	・原布事業者は、消費者に対し、再度機器の点火方法について 説明を行った。また、周紅文書を再配布し、注意喚起を実施した。	・現よ、施売事業者に対し、器具の取扱について消費者への周 知在後度するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、再度器具の取扱について周知 を徹底することとした。	・販売業者は、他工事業者及び消費者に対し、工事の際に事 前開金、連絡を行うよう周知した。また、他工事実施の際は従 業員の立金を実施することとした。	・場よ、販売募業者に対し、原因関者の実施を指示した。また、 口頭にて、他の供給先の建設管の設置年数を調べ、経年劣化 が援われる場合には取替えを後額し、同様の事政発生を防ぐ よう指導した。	・県は、腕売事業者に対し、事故層の提出を指示した。 ・販売事業者は、配管をメータ出口から再配管した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし ・マイコンメータな ・自動ガス運断装置なし ・トューズガス栓あり(作動な ・のご警報器なし ・実験用検気警報器あり(作 動なし)・ ・集中監視システムなし	- ガス放出防止器なし - マイコン&あり - マイコン&あり - にコーズガスをあり - Cの警報器なし - 集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし ・マイコントータなし ・ロ動ガス運断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・Cの警機製等なし ・実務開機気管線等なし ・実務用機気管線等なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン1あり ・マイコン1あり ・ヒューズガスをあり(作動な ・・こーズガスをあり(作動な・・この警報器なし ・・一次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス散出防止器なし ・マイコンをあり ・自動ガス運断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動な し) ・Cの警備報告な出 ・業務用換気管報器なし ・業務用換気管報器なし ・業件を受けるのである。
販売事業者	広島ガス北 部販売(株)	人版ガスLP G(株)	(株)サイサン	福島 業協同組合 合議	(株) (株)
開	不明 (2006年1月 製造)	RBG- N730V4GRT -L (2003年1月 製造)	不明	不明	不明
メーガー	不明	リンナイ(株)	不明	不明	不明
機種	2重巻鋳物バーナ	どルインこんろ	帝)	配管 (白管 (埋設部))	配管 (白管 (埋 設部))
事故縣要	スナッカにおいて、従業員が接指を握の貨物パーナーの点と指がたところ、 動力とは従業員 自名が左手と調画に軽度の火傷を負った。原因は、従業員 がパーナに高いした際「増火仕す、再点火を成みた際に周囲に滞留していた 未燃ガスに点火用ライタの火が引火し爆発したもの。 (質量販売 5%8×1本)	. num	は投作的によい、線体工事業者とり運動が、管金線機でであることの通過を受して、 は 販売事業者によるの。急の際に、助って重視により運動は特徴でも連載した。 なは、解体工事業者が振開性により運動により強力、所令止していることを確認した。 したため、ガスが漏えいしたもの。 なお、解体工事業者は、販売事業者に対して、専門に工事の連絡をしておら す、また、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。 (バルク貯槽 985kg×1基)	来国住宅において、消費者という、選挙のような場合のであるの連載を受け、販売事業者の規制に出助したところ、浴室の屋日釜付近にイガス臭を確認した。 原因は、光塞の壁内より伸びた埋設日管が総年により腐食したため、ガスが 漏えいしたもの。 なお、当該建物は昭和54年に立てられたものであった。	機能官において、消費者と打刀条約でもどの適義を受け、販売事業者が 現場に出動したところ、ガスメータの圧力式像の湯えい業告(BR)表示と台所 付近でのガス臭を確認した。原因は、床下の土中に埋設されていた配管(白 管)が修年により腐食したため、ガスが漏えいしたもの。 なお、自立工力計を用いた2分間の測定(初期圧力44Pa)の結果、圧力降下は 44Paであった。
事故原因 法違反の有無	消費者による器具の取扱ミス	経年による燃焼器の腐食劣化	他工事業者(解休工事業者)による供給管理設部の損傷	経年による配管 (連設部) の腐食	経年による配管埋設部の腐食
原因者	一般消費者等	一般消費者等	他工事樂告 (解体工事樂 由)		販売事業者
発出	06:30	21:00	13:32	22.45	18:00
建物用途構造	数大 店 站	一般住宅 木造2階建	- 般在宅 その他 (更 地)	米同在宅 鉄筋コンク リート造3階	一般住宅 木造2階建
現象被害状況	瀬えい 軽傷1名	漏えい爆発	漏えい	漏えい	がいい
発生場所	成 思 中 中	共 年 一年 十	離袋 岡井 県市	品 田 村 市 市	神奈川県 相機原市
年月日	2017/9/17	2017/9/17	2017/9/26	2017/10/1	2017/10/3

行政指導等再発防止策	・県氏、販売事業者に対し、事故回の提出を指示した。 ・原氏、地売事業者は、当該店舗及び同系列店の互指によって の原房器具の設置状況、異常の有無を確認するともに、当該 店舗の当該を発売が渡りてものおりがよいの意保器の 経験できた。ロールナンガルボースから燃烧器用ボースへ交換し た。また、食器洗浄機付近にガス漏れ警報器を追加し、消費者 に対してコンセントを抜かないよう依頼した。	・県よ、販売事業者に対し、基本の関連と者を示した。 ・販売業業者は、当該かんがで贈のゴム管及びガス漏れ業報 器についても外観不良が見られたため交換を実施した。また、 消費者に対し、使用上の注意事項を再周知し、定期点接調査 を毎年実施することとした。	・県よ、康売事業者に対、当該対策者が他の販売信からの承 様であったため、前回の調査時に指摘はなかったが念のため、 機であったため、前回の調査時に指摘はなかったが念のため、 本事がを示した上で交換を促す等の保安の向上を図ることを勧 が表現を示した上で交換を促す等の保安の向上を図ることを勧 ・販売事業者は、近々の周知の際に、法定の文書とともに今回 の事故事例を周知することとした。		・降利田市海路本部は、消費者を70億元事業者に対し、順き取 元した。 同様の質量販売を行っている他1件を含め、ガスメータ なお、同様の質量販売を行っている他1件を含め、ガスメータ な設置し体制能売を行うこと及び供給設備及び消費設備を対 所しの基準に適合するように必要を仕 金での一般消費者に 対する14条重加及が帳簿の内容等本再調査するととし、自 村で器等交換所有後を実施している一般消費者をの点様を行 い報告となる。更に、第一位、一般消費者をの点様を行 し、競手とはる。更に、第一位、一般消費者をの点様を行 し、競手とはる。更に、第一位、一般消費者をの点様を行 も。 また、販売事業者は、販売方法を体積販売し、著色の結果を報告させ また、販売事業者は、販売方法を体積販売し、著色を発 またしての責務を全すするよう指導し、著色書を交付した。 また、販売事業者は、販売方法を特額売し、著色を またしての責務を全すするよう指導し、著色書を交付した。 ・販売事業者は、販売方法を特額売し、著色を 自助り扱気調整器・高店市・ス、ヒューズガスをの設置を実施 することした。また、業務主任者の責務を実施することとした。 安務税程に基づく保安業務と記録を実施することとした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動なし)、マイコンSBあり(作動なし)、マイコンSBあり(体動なし)・ヒューズガス柱と、ヒューズガス柱と、東京銀帯で、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は、東京は	・ガス放出防止器あり ・イゴン(名)を対し ・自動力ス(温)を ・自動力ス(温)を ・力を ・対を ・カンダー ・エューズガス核あり ・エューズガス核あり ・エューダガス核あり ・エコーダガス核あり ・エコーダガス核あり ・エコーダがながり ・乗中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコンSあり(作動あり)・マイコンSあり(作動あり)・ニューズガス栓なし、この警報器なし、のの警報器なし、実務用域気警報器なし、乗り無数ながませんなし、集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコンSあり(作動なし)・マイコンSあり(作動あり)ありまし、一コーズガス栓あり(作動なし)・Cの警報器なし、業務用検気警報器なし、業務用検気警報器なし、乗務用検気管機器なし、乗発用検気管機器なし、乗機用検気管板をあり(作動なし、乗機用検気を受けるでし、	- ガス放出防止器なし - マイコンメータなし - マイコンメータなし - 自動力スと断序第でし - エューズガスをでし - CO警報器なし - 業務用換別警報器なし - 業務用換別警報器なし - 集毎監視システムなし
販売事業者	伊藤忠エネ グスホームラ イフ中部 (株)	富士產業 (株)	レモンガス (株)	三合産業 イー・ケー (株)	计 计自由存储器 苯
型	SD82G (2007年7 月)	①不明 ②不明 (1993年5月 製造)	TP- SQ160R-1 (1996年4月 製造)	20A	⊬ ₩
メーカー	日本洗净機 (株)	①不明 ②夕二コー (株)	パーパス (株)	不明	型 和 型
機種	秦秦 秦	①ヒューズガス 栓 ②業務用こん ろ	給湯器(RF式)	供給管(白管)	語 中
事故概要	が食品において、栄養自かプラステックが供入場と集りを設した。ころ、食器が発動の内部に支が出ているように見え、かつ、接続着から食器が 浄機に向けておびの心程度の炎が出ていることを確認した。原因よ、食器が浄 浄機に向けておびの心程度の炎が出ていることを確認した。原因よ、食器が浄 製かを漏表いしたガスに食器が予修力のかが可いながにより、強化さるのと様だされる。 なお、末端ガス柱のつまみは、出火時の炎により溶けて動かなくなっていた。 ただ、末端ガス柱のつまみは、出火時の炎により溶けて動かなくなっていた。 たた、東端ガス柱のつまみは、出火時の炎により溶けて動かなくなっていた。 でいた。				が保定によって、消費者、機能力が名を開発し、 取扱作記に対して、消費者、機能力が名を開放し、 及び和電の製品が立た上がっているコム管より式へ割計音を知覚したとう、 が、開放した素地方な色のでいるコム管より式へ割計音を知覚したとう。 おが発生した。その後、報室に移動したころ和室で機能が任じ、勢力所で以 原図は、消費者の妻が、燃烧器に未接続の実施力を開放したとの。 が発生した。 原図は、消費者の妻が、燃烧器に未接続の実施力なを開放したため、ガス が調えし、何らかの青火源により引火傷発したもの(推定漏えし、量・約4・3 なお、漏えしがあったコム管は、屋外の容器付近に設置された末端ガス栓か なお、漏えしがあったコム管は、屋外の容器付近に設置された末端ガス栓か また、当該消費者では、販売事業者によるものであり、ゴム管先端の開口間は設 筆とホースパンドによる格がされていた。 業とホースパンドによる格がされていた。 第一、カン、立入検査においても質量販売の事実がない「旨の申告がなされていた で、カン、立入検査においても質量販売の事実がない「旨の申告がなされていた。 で、
事故原因 法違反の有無	経年による金属フレキンブルホースの劣化	経年による器具の腐食・劣化	経年による給湯器の劣化	販売事業者による容器庫の施工 不良	消費者による赤線ガスをの顧問放 原売事業者による修奨業務の予園 (大法令進及 > (大法令進及 > (大法令進及 > (大法等 上条 (大学) (大学
原因者	販売事業者	一般消費者等	一般消費者等	販売事業者	—————————————————————————————————————
部 記 世 記	10:30	18.27	16:05	4:50	00:
建物用途構造	改改 改变	その他店舗 (カラオケ 店) 鉄骨造2階 建	共同住宅 木造2階建	井同在宅 鉄骨造2階 離	- 般住で ・ 予徳 - 露健
現象被害状況	遍えい火災	漏えい	遍えい	いた無	送い、総額・次
発生場所	· 多 古屋市	十	神奈川県寒川町	富 高 高 田 市	大人 摩斯田市 《
年月日	2017/10/4	2017/10/6	2017/10/14	2017/10/23	2017/10/23

行政指導等再発防止策	・県北、鹿売事業者に対し、原因関連の実施及び事故局の提出 を指示した。 ・販売事業者は、PLV管に関して、経年劣化する前に交換を行うよ方制画を作成し、保養員に対し、保格設備の設置環境に気を配るよう周知した。また、各月、後針員による空室を含めた全メータの表示の確認を実施することした。	・販売業者は、当該バルク貯槽の搬去と、入替えを実施した。また原因を特定するために、バルク貯槽の製造事業者に対し、調査を投稿した。	・県は、販売等業者に対し、関連的は関連を実施した。 非た、 尊要交換時の作業不見及び容器交換作業時の漏えい確認が、徹度されていないことについて口頭で指導した。	・阪売事業者は、消費者に対し、ガス機器使用方法及び注意事項の周知を徹底することとした。	・版示書を指し、カスストープルらファンヒータへ、コム管とフラインケットからガスコードへ交換を実施した。また、ガス漏れ警報器をガス栓付近に移設した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコン6あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし、自動ガス遮断装置なし、レニューズガス核あり(作動なし) ・の登録器なし、乗務用換気警報器あり(作動ない) ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガス放出防止器あり(作動ない) マイコンSBあり マイコンSBあり ・マイコンSBが関係し ・ヒューズガス柱あり(作動ない) 警報器あり(作動なし、 ・の警報器あり(作動なし、 ・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	・マイコンSあり(作動なし) ・自動がス速耐発管(カス漏 ・自動がス速耐発管(カス漏 し) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり	・ガス放出防止器あり、マイコンはり(作動なし)・自動ガス運断装置(対震)をり(作動ない)・自動ガス運動な機能(対震)・ヒューズガス栓あり・Cの警報器なし・のの警報器なし・集中監視システムなし
販売事業者	二 (株) (株)	南九州マル ヰ(株)	ミライフ(株)	米島瓦斯 (株)	イワタニ関東 (株)
対対	不明	DSK2309 (2007年2月 製造)	RHS-600ST (2016年1 月)	TH-KS	05
メーカー	不明	神鋼機器工業(株)	不明	(株) ツヤマ	(株)ターダ
機種	供給管 (塩化ビニル被覆鋼管)	バルク貯槽(地上設置縦型)	高圧ホース (張 カ式)	お好み焼き器	ゴム管(迅速維手)
事故概要	は任宅において、都市ガスを業者とり割削からガス臭いとの連載があり等。 器パルブを開めた言の連絡を受けた原示事業者が弱場に出助したところ、露 出供給管(塩化ビニル被覆鋼管)のおじ接続部からのガス漏えいを確認した。 原因は、経年により供給管のおじ接続部が腐食したことによりガスが漏えいし たもの。	本学しにおいて、まてん事業をおりスス高いの連絡を受け、販売業業者が 現場に出勤したところ、パルク評権、窓趾に口のフランジ接合部に何らかの原因により 原因は、パルク貯槽の液取り出し口のフランジ接合部に何らかの原因により 存れ、販売の電子は、当該パルク貯槽に対して係るの世籍がある。 存れ、販売業者は、当該パルク貯槽に対して応急処置を施した後、パルク 貯槽の入替えを行った。 (バルク貯槽 990%×1基)	を居住において、消費者から変を開わる上屋表がとてもガス臭いとの通報を受け、販売事業者が消費に出勤したところ、容器と高圧ホースの容務が初かり、ガスが漏えいしていること確認した。原因は、配送事業者による容器交換時の高圧が一スの手締めが不干分であったことから、ガスが漏えいしたもの。 たお、配送事業者による容器交換時の漏えい確認が不十分であったとのこと。	後、養原 において、従業責がも対象を提出したを結ぶたとう、傷券が生じ、 様業責に名が経度の火傷を負った。原因は、従業責がお好が特定製に系化 た際に着かせず、メイン、一才を認定とみながら再点火を結ぶがところ、滞留 してした未燃力では再火な日に軍火がおりに、傷勢に上のと推測される。 なお、販売事業者は、事故発生後、漏入・検査、風火アスド (10回)、ガス薯 雑製の鳴動状況において異常がないことを確認した。また、当該機器に立ち 消え安全装置は付いていなかった。	ならしたが、体業債が大ストープの表がを記せてよう。ガス後とは、 管の接続的分より出火に、消火の際に従業員の頭髪の一部が集け、従業員 の前掛け及び内装の壁紙の一部が集損した。原因は、ゴム管の迅速継手と 力な投り機能が不完全であることから接続間よりが入が漏光いし、ストーブ の着火時の火花等が引火に出火したものと推測される。 あた。コム管は通年接続したままの状態であり、ストーブの使用は今シーズン 初めてであった。 また、販売事業者は供給開始時の調査で当該機器の調査を行っておらず、消 資者も接続部の確認は行わずに使用するのが常であった。
事故原因 法違反の有無	経年による供給管権手部の腐食	経年によるバルク酔槽の液取出 し口からの漏えい	配送事業者による容器交換時の 接続不良	消費者による器具の取扱ミス	消費者によるゴム管の接続不良
原因者	販売事業者	不明	配送センター	一般消費者等	—般消費者等 販売事業者
発出	8:55	13:50	₩II	17.05	22:00
建物用途構造	共同住宅 鉄骨造2階 建	旅館 鉄筋コンク リート造5階 建	飲食店 木造1階建	飲食店 鉄筋コンク リート造2階 建	飲食店 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい爆発 軽傷 1名	漏えい火災
発生場所	超 本 中 中	無 本 三 三 三	群馬県伊勢崎市	因 自 上 東 市	茨城県 水戸市
年月日	2017/10/23	2017/10/25	2017/10/25	2017/10/26	2017/10/26

行政指導等 再発防止策	・県は、販売事業者に対して、関き取り調査を実施した。	・興に、歌売事業者に対し、原因調査及び再発防止対策を講じ るよう指示した。 ・販売事業者は、可とう管ガス栓及び燃焼器用ホースにより移 動式燃焼器との接続を行い、適正な改善措置を講じた。	・順は、販売業等ですが、集団体を一時保充・一時に、改進した。 底及び事故発生物の手が上、緊急等対なの緊緊等がの機 底及び事故発生物の手が温酸体制を確立するようロ頭で指導 し、立大般をを予定に、また、近距性民に対し、消防による方 、海市事業者は、集団供給を停止し、各戸(15件)に対し容器に ある間等供給を実施し、復日工事完了後、迷やかに集団供給を 再開した。		・道に、道師会及V股本事業者等に対し、消費者のガス機器の 使用について注意機配を行うよう要請ルた。 ・販売事業者は、消費者に対し、使用の際の注意喚起を実施し た。 ・「協会は、消費者巡回指導や対策検討会を通じて、ガス機器 の使用に関する注意喚起を実施することとした。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり ・マイコンか。 ・モリカス変断装置あり にユーズガス栓び ・での警察部なし ・乗券用換気警器なし ・乗券用換気警器なし ・乗り監視システムあり	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし、マイコンメータなし、自動力ス運防装置(ガス漏れ)を開発器(ガス漏れ)をして、このでは、この警報器なし、この警報器なし、作品は、実務用検気警報器なり(作動なし)	・ガス放出防止器なし ・イコン Tあり(体助なし) ・自助ガス遮町装置なし ・ヒューズガス核あり(作動 不明) ・Cの警報器あり(体動不明) ・業務用級気警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)ない) マイコン6あり(作動なし)・マイコン6あり(作動なし)・自動ガス選断装置なし・ヒューズガス柱めり(作動な・C)警報器なし・窓務用幾気警線器なし・業務用幾気警線器なし・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンメータなし ・マイコンメータなし ・ロコーズ力を整確置で ドコーズ力スをなし ・の警報器なし ・業務用検索警報器なし ・集形開発の警報器なし ・集の監視システムなし
販売事業者	(株)モテキ	日通エネル ギー関東 (株)	大阪マルヰ ガス(株)	湘南液化ガ ス(株)	原 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記
斯斯	25N-16-12- 12224 (2008年11 月)	GB383Z 15A (2017年3月 製造)	不明	不明	MG-260B (2015年10 月製造)
メーカー	清水化学工業(株)	光陽產業(株)	不明	不明	(株)マルゼン
機種	9晉(PE管 設部))	特徳ガス	供給 (建設 等)	配管 (塩化ビニ ル被覆鋼管)	ファイヤースク リーンパーナー ガスこんろ
事故概要	の表示によいて、バルの所ものまでんぎが予定で本業者が、ガスメータ の表示により打る漏えいを覚知し、理監視終管「PE管」が接触していることを 確認した。原因は、当該集合住宅が太陽光発電設備とガスが漏えいいたもの と相談わた。第一つ工程設されていた上は総管を提備しガスが漏えいいたもの なお、破断箇所に置せされていた上は最近撮り起こした形跡があり、供給管 には別、結め出こりを形成があることから、損傷した際に当事者が土を掘り 起こして状況を確認したものと推測される。	数金によいて、従来員が、業務制物でんろ付が管理をしていたとろ、当 第2とが記憶が入びる機器後続力を投資の表別を が配置用フルギ管とともにおけ落ちたとがガスが漏えい、出火時の終し より従業員をから手間な投資した。 より従業員をから手間な投資した。 カスを上記管用フルギ管の接続時に配管用フルギ管の被覆を剥離しずぎたと が、水密 シャンが機能せず、調理時の油や清掃時の光剤等がガスを内面 に浸入し、かう 頻素に入るを表別をでしたからでの報題を終請して 有がかか、ストップリングが清からがわた際に接続部品とも「配管用フレ 主告が対策を、、満立した方式にこんの少が均にしたものと様調される。 本管が構造、、満立した方式にこんの少が均にしたものと推測される。 本た、機器移構力スをの取扱時期率では、配管用フルギの被覆を先端から カた、機器移構力な色の取扱時期率では、配管用フルギの、複数を 7山刺離する指示であったが、実際には「OLI刺離されていぎの、検 また、力な色の鍵を業業を削弱により、ストップリング部に消むしくは洗剤を また、力な色の製造業業を削弱により、ストップリング部に消むしくは洗剤を また、力な色の製造業業を削弱により、ストップリング部に消むしくは洗剤を ともに抜け出る同様の現象が確認された。。 (バルク貯槽 2840kを 1基)	自用係が超信といて、配送とフェールの指導がある。 るとの連絡を受け、販売業業者が取場に出動したとろ、一般住宅、促送が の門柱下付近の理段供給管からのガラ漏えいを確認した。原因は、維持人升 理数部分の終過(より水漏れが生じていたことにより、老朽化した理股供給 皆が腐食しガスが漏洩したものと推定される。	を保存において、設備工業者が大下の本名作階(信任に上ル接額需要 及び一部日常維手)の改革・切り回し作業を行っていたことが入るが漏えい、 出火した際の近ことが作業者で名が検定の外傷を負った。原因は、設備工事 者が配置やの対所主象の際に、供給設備機のガスの関上を確認していな がったことから、配管の判断申に力えが漏えいし、切断時のグラインダーの火 花が写火し出火したもの。 なお、作業環境は換気が十分とはいえず、グラインダーを用いた作業への配 値が不十分であった。	キャックを始にた場合において、消費者がたろうに高くを打がたころ。50~500mの以往が各がり、消費者1名が簡面に建度の火傷を負った。原因は、消費者が蕎麦つゆを温めるため、数回に渡り高火を試みたが高火せず、数分ら、漏えいしていた条。摘みたしたから原金をみながら高点火を試みがところ、漏えいしていた条。がカニ海火し、発発が生じたる。 ・ 痛えいていて来がカスに着火に、優勢が生じたもの。 ・ 痛れいていて来がカスに着火に、優勢が生じたもの。
事故原因 法違反の有無	他工事業者(太陽光設備事業者)による供給管理股部の損傷	設備工事業者によるガス栓設置 時の施行不完全	設置環境不良による供給管理股 前の腐食 大き金速 又 大き金速 ス 大連 3、16条の2割・項 代格設備の金建造合香霧約 大第 27条第 1項第 1号 保安業務を行う義務) 規則第 18条第6号 供給設備の技術上の基準 規則第 36条第1項第 1号 供給設備の技術上の基準 規則第 36条第1項第 1号	設備工事業者による工事ミス	消費者による器具の取扱ミス
原因者	他工事業者 (太陽光設備 事業者)	設備工事業者	その他	設備工事業者	—般消費者等
出記 計	15.00	23.00 Pa		कॉर्च 9:32	9:50
建物用途構造	井同住宅 鉄骨造2階 建	飲食店 鉄筋コンク リー・连 「暗	一般在宅 木造2階建	一般住宅 鉄骨造2階 建	その他 (屋 白)
現象被害状況	漏えい	当スト 経験「名	当えい	漏えい火災 軽傷1名	漏えし/協発 軽傷1名
発生場所	群馬 門	山梨県上野原市	大 門 環 東 市	神奈川県 横須賀市	北海道加川市
年月日	2017/10/27	2017/10/31	2017/11/6	2017/11/9	2017/11/12

行政指導等再発防止策	・県北、徳市等業者に対し、健康的、関連を実施した。 ・場は、電力を社及が関係工事業者に工事の事前選 総及じ立会を依頼する周如を実施した。また、周辺住民への周 知チランの配布及び工事に関する情報の収集を行った。	・県に、現地関査及び販売事業者の書類調査を行った。 ・販売事業者は、給湯器の製造事業者に対し、事故原因の調査を依頼した。	・販売事業者は、当該供給管の復旧件業を行い、気密試験により漏えいが無いことを確認した。	・順大・服売事業者に対して、事故発生時に報告の義務がある 首を口頭で伝えることを予定した。また、消防による現場での事 ・販売事業者は、現場で事故原因調査を実施し、作成した書類 の合帳管理を行った。	・県本、鹿売事業者に対し、事故の詳細把握と事故報告書の提 出を指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、安全装置付きの器具及び新品 の器異、の人替式課案行うに、万名者を選択した。また、 耐房内への緊急連絡要の指示、ガス浦や警報器を2台から4台 へ堆設し、CO警報器の新設及びガス浦れ警報器を2倍から4台 変更を予定した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし マイコンSBが(作動不明) ・ロコンスをあり(作動 ・ロコーズガス栓あり(作動 ・ロコーズガス栓を)(作動 ・の警察器なし ・素務用換気警報器なし ・乗務用換気警報器なし ・乗り監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコンあり ・マイコンあり ・ロッガス進断装置なし ・ロッズガス栓あり ・Cの警報部なし ・乗条用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・ガス放出防止器なし、マイコン・タなし、マイコン・タなし、自動力ス速断接管なした。一大方名をしている。のの警察を対し、実務用機気等機等なし、業務用機気等機等なし、集中監視システムなし、	・ガス放出防止器あり、マイコンのあり、マイコンのあり、マイコンのあり、自動力不進耐装置(対震)をあり、こっ一ズガス栓あり、この業報器なし、業務用機気管報器なし、業務用機気管報器なし、業務用機気管視器なし、集件監視システムなし、	- ガス放出防止器あり(作動ない) ない マイコンメータなし マイコンメータなし あり(作動ない変断検護(対震) をり(作動ない) にコーズガスをなし この警検器なし 素系用換気警検器なし 業系用換気警検器なし ・ 業务用換気 警検器ない ・ 集中監視システムなし
販売事業者	(株)JOMO プロ関東	(株)チョープ ロ	イワタニ北陸 (株)	(株)大上石 油	小池化学 (株)
開	不明	GK-1600K (1994年9 月)	不明	不明	平
メーカー	不明	(株)長府製作所	不明	不明	不明
機種	配管 (PE管 (埋 設部))	給湯器 (RF式)	供給管(PE管 (埋設箭))	業務用こんろ	業務用鋳物に んろ(3量)
事故概要	教権の旧にないて、電気工事業、 東東舎が現場に出加りたとこ テーブによる応急措置を確認し デーブによるに急措置を確認し が漏えいしたもの。 なお、電気工事業者は、販売専 ず、ガス管の有無等の現場の別	は世年において、警条とが関係生から後の関表込みによる。 「向かいのアンペートの終満器が労った」との位置を得た「国の連絡を受けた販売事業者が現場に出動したところ、統満器の前面が変形し、オスが漏えいし、 漏えいし、滞留していた未燃ガスに点火時の火が引火に爆発が生じたものと 推測される。 なお、2分間の圧力測定の結果、圧力降下はの1ペPaであった。		編集組 ・	を関する。 を関わたと、 を関わたところので、 を関わたところのできた。 た。原因は、後来員が発物に入るを使用していたところ、寸動師のスープが素 にぼれ、動力とのが大のがが立と指えたが、一度開催した後、十分な数式を 行わずに再開始に点がを超かたため、滞留していた来述がスに点が時のライ 作わずに再開始に、 なが、立た消え時に繋が作場が帯であったが、立ち消えしたことにしばらく気 がつかず、ガスが漏えいした状態が続いていた。
事故原因 法違反の有無	他工事業者 (電気工事業者)による配管埋設 部の損傷	経年による給湯器の劣化	他工事業者 宅地造成管理業者)による供給管理設部の損傷	消費者による器具の取扱ミス	消費者による器具の取扱ミス
原因者	他工事業者	一般消費者等	他工事業者 (宅地造成管 理業者)	一般消費者等	
光 哲 三 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	13.50	22:50 -	18:00	16.41	12:45
建物用途構造	放食店	共同住宅 木造2階建	その他(空き地)	その他(研究 所) 終第コンク リート 造品階	対象 市 (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東)
現象被害状況	漏えい	漏えい協発	漏えい	漏えい爆発 軽傷1名	漏えい爆発・火 災 軽傷1名
発生場所	群馬 市 品 村	長崎県佐世保市	石川県かほく市	和歌山県総の川市	- 放水 - 放射 - 放射
年月日	2017/11/13	2017/11/16	2017/11/17	2017/11/17	2017/11/19

行政指導等再発防止策	服労事業者は、再条的止策として作業の手順書を作成すると ともに、供給開始前の供給圧力の確認を行うこととした。	・販売業者は、当該種物の外襲が開発的に開発している状態である。 態であり、外壁修繕工事の完了日も未定であったことがら、容 軽を安全な場所に移動し、配管用フレキ管による供給設備工事 を実施した。	・県戊、販売事業者に対し、原因調査の実施及び事故層の提出 を指示した。 販売事業者は、共同住宅のオーナー及び関連会社に対し、他 工事を実施する際には、販売事業者に連絡をするよう依頼し た。	・販売業者は、サービスエリア上等的の1万種に対して、 ガス設備調査を実施し、同種類のガス柱16個のうち1個でつま かの不具合を確認した。当数ガス柱は新品に交換することとした。	・道よ、優先事業者に対し、再発防止に向けた保安教育を実施 するよう回頭で指導した。 ・販売事業者は、従業員に対し、再発防止のための社内教育を 実施した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器ない ・マイコンSあり(作動なし) ・自動力ス連節装置(対震) をわり(作動なし) ・こューズガス栓をり ・こっエメガス栓をり ・この警報器なし ・集中監視され ・実中監視され ・ まいまして ・ まいまして ・ まいまして ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ まいまして ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ まいまして	・ガス放出防止器なし ・マイコン6かり(作動不明) ・ロ動ガス運断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・の登録器なし ・業務用検索器なし ・業務用検索器をは ・業件監視システムなし	・ガス放出防止器ない、マイコンをあり作動なし、 ・マイコンをあり作動なし、 ・ロコーズガスをあり作動なし、 し、 ・OO警報器なし ・業務用数気量報器なし ・業務用数気量報器なし、 ・乗中監視システムなし、	・ガス放出防止器あり(作動なし)ンメータなし。マイコンメータなし。一動が7え避断装置(ガス漏形 大警報整理助 あり、ヒューズガスをたし、この警報器なし、乗車器が長気 養機器なし、集中機能を開発が高いる方のででありまり。	・ガス放出防止器なし、マイコンをおり(作動なし)・自動ガス運断装置なし、トューズガス栓あり(作動なし)・の警機器なし、・の警機器など、乗務用拠気警機器なし、集務用機気警機器なし、集中監視システムなし
販売事業者	山陰酸素工 業(株)	中藤 6 エネ クスポームラ イン中 88 (本)	伊藤忠エネ グスホームラ イフ関東 (株)	朝日ガスエ ナジー(株)	超 エポーム エナゾー (株)
雇	不明	BH-5 (2012年10 月製造)	不明	①FV752B ②XY-960L	RH-8B (2018年4月 製造)
メーカー	不明	(株) 柱精機製作所	₽	(株) 藤井 白金製作所 (2(株) エン トカトウ (2010年6月 製造)	器 廿 (株)
機種	未端ガス栓 (コ ケセケ・ガス 栓)	高圧ホース (張カ式)	供給 (埋設)	①未端ガス栓 ②2ロローレン ジ	瀬圧ホース
事故概要	使用を目におい、販売事業者が仮設保務を開始した機・時体上中の2戸でメータが動いており、ラム 戸でコンセン・ガス栓からガスが漏えい、ていることを確認した。原因は、販売事業者が、パレク特割の交換に中い容易により、人が、保険を行うに対し、段元別を整合の大が保険され、コンドン・ガス栓とリガスが漏えい。 「ため、中田でガスが供給され、コンドン・ガス栓とリガスが漏えい。「ため、一田でガスが供給され、コンドン・ガス栓とリガスが漏えい。「ため、一位、中田でガスが、大き、カーン・ガスを開止し、翌日に自体を行うことび、一位、カーン・ガス体を開止し、翌日に自体を行うことが、「ジョ日のガスの使用予定が無にとを確認した。また、作業の最終確認を行った立会作業者は当該調整器を単段で使用するものと認識していた。	が勝減といていると よる容弱が10万段。 よる容弱が10万段。 10場と対容器投資場所 10場を装置を限し ガスが漏えいしたも 討している状態であっ	米国住宅において、水道工事業 等事業者が別場に出助いたとこ 電を確認いた。原因は、水道工・大道工・ を開けたと、原因は、水道工・ なお、水道工・事業者は、販売車 ず、ガス管の有無等の現場の通	セイエリアの飲食店において、概率機業者も個層業者がローレンジの入 着え作業を行っていたところ、火災が発生し、開発的記述を提供し、概率事業者 1名と開展業者1名が傾而と限に確定の大幅を負った。原因は、ローレングの取りが しの際にガスが端えて限しに、実現とにより担状態とだらがつったため、取りが しの際にガスが端えむ。 付近で使用中であったこんろの火が引くしたもの。 がは、当切つ手がが簡素し場件ができなかったことから、コギみを取り がし、内部を目視感及二再業を行つた。事故後つまみを再度取りがし内部を確認し たところ、破損していたとのこと。 (バルク貯槽 1960%×1基)	は、通行よりな、通行よりが支援が多なの、連接を受け、注訴がいる連絡を受け、保安機関が関連に出動したとろ、容器と声圧ホースの接続部から対えが通えい、ていることを確認した。原因は、何らかの更因により得器と高圧、大二な経験部分が緩が足とにより、ガスが漏えいしたもの。なお、対数を関しによりの容器交換時点検及び検針時の目視確認時にはガス臭等の異常は無かったとのこと。
事故原因 法違反の有無	販売事業者による調整器設置時 の施工ミス	その他(建物外 建物外壁の崩落による高圧ホー壁の老朽化)	他工事業者(水道工事業者)による供給管理設部の損傷	末舗ガス格の不場合	高圧ホースの接続不良
原因者	販売事業者	の他(建物外 壁の老朽化)	他工事業市 (水道工事業 者)	8年	本明
光 哲 三	9:30	5 min	8:49	1 4:20	22:11
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	, 林同住祀 新會 哈	井同在祀 鉄骨造2階 離	焚	飲食店 木造2階建
現象被害状況	漏えい	漏えい	漏えい	漏えい火災 軽傷2名	が光順
発生場所	鳥取県人頭町	石 三 宗 二 二 二	核 七 氏属 県 仁	二重県四日市市	北海
年月日	2017/11/20	2017/11/23	2017/11/29	2017/11/29	2017/12/3

行政指導等再発防止策	・服売事業者は、ガス機器設備工事の委託先業者に対し、作業 ・服売事業者は、ガス機器設備工事の委託先業者に対し、作業 終了後に異常の有無を確認するようその都度指示することとし た。	・現氏、原因調査及び負債者の確認と契履を行った。また、販 汚事業者に対し、事故的上行動アニュアルを基準するととも に、作業員への再款資と再発的上対策の資定を行うよう口配 指導した。 原売事業者は、関係者に対し設備点線、容器交換について説 明を行い、再発防止対策の立案と作業マニュアルの見直しを実 施した。	・販売業者は、第2条、解本工業者と理設管の位置の確 表を行った。また、従業員に対し、他工事を参見した際の情報 共有を再度機能し、工事内等の確認と必要におして立金を実 施するとともに、他工事業者が容易に確認できる位置に運絡先 を記した開栓札が掲示してあるか再確認を実施することとした。	・場氏・優先等者で対し、情報の収集を行った。 ・優秀事業者は、消費者に対し、点火操作を繰り返さないこと及びる人へ当該機器を使用しないよう校道した。	・販売業者は、当般力大を及び来便用力ス格を取りがし、フライルが措置を実施した。また、従業員に対し、今後未使用の普通カス格を発見した場合、機式又はエニーズガス柱への取着える促進するとともに、ガス柱の安全な使用方法について周知するよう機能した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器あり(作動 なし) マイコンとあり(作動なし) ・ロューズガス栓あり(作動なし) ・Cの筆報器なし ・乗務用板気管線器なし ・乗務用板気管線器なし ・乗務用板が高端器なし ・乗務用板が高端器なし ・乗りをする。	・ガス放出防止器あり ・イコン分(作動あり) ・イコン分(作動あり) ・自動方式施卸機能(カス漏 ・大整機運動・対震) かり ・ドコーズガス栓なし ・の警機器カリ ・乗車を扱システムなし	ガス放出防止器なし マイコンメータなし マイコンメータなし 計 目 動が入る断装置なし ヒューズガス枠なし この警察器なし 集中監視システムなし	- ガス放出防止器なし - マイコンメータなし - ・ロ 動力が必能等と - にコーズガスをあり - Cの繁毅器なし - 集中監視システムなし	・ガス放出防止器あり(作動なし)・マイコンをあり(作動なし)・マイコンをあり(作動あり)・自動が入室障策でしたコーズが支煙をしてって警察器なし、業務用換気整報器なし、業務用換気整報器なし、業務用換気を開発を表し、
販売事業者	札幌アポロ石油(株)	(株)ミッウロ コヴェッセル 中部	イフタニ山陽(株)	日東エネル ギー(株)	日本瓦斯(株)
重	FCG-202-D (2012年9 月)	吊	不明	GS-5005 (1985年11 月製造)	G56 (1978年12 月製造)
メーガー	(株)東芝	张	不明	松 林 (株) 金器	光陽產業 (株)
機種	1477-4	な器パンプ	供給管(白管)	7-1-X	未踏ガス枠
事故概要	- 一般性を1において、消費者と対象性直接のエステアーム内部第1ニットから機等 音がしたの連絡を受け、当該設備工事業者が到場を確認した。原因は、設 ファーム内部ニットのアーングが変化していることを確認した。原因は、設 大路、機製の配管とフラングの接合的グリンペッナンを取けけたれたことを確認 大路、機製の配管とフラングの接合的グリニペッナンを取けけたれたことから ガスが漏えいし、漏えいしたガスにパッケアップ熱源機の火が引火したことがこ より、爆発、出火したカスにパッケアップ熱源機の火が引火したことに (バルク貯槽 298㎏×1基)	小学校において、施業者が保護な機会では、 ない、容器で揚に隣接している結合側型量の開車員。4名と3年生の15重 4 が気分の最毛を訴えた。間因は、配送集者が508。28番 16本のうち8本を交換 が気分の最毛を訴えた。間は、配送集者が508。28番 16本のうち8本を交換 が、最奥の容器から集合を絵由しガスが漏えいたもの。 なお、配送作業員は、全ての容器、バルブを閉止しているとの認識であったた か、表現の容器から集合を終由しが立める。 なお、配送作業員は、全ての容器、バルブを閉止しているとの認識であったた 時間が伸びたとのこと。 また、気分の悪さを訴えた4名は病院で受診し、健康に影響なしとの診断を受けた。	・ 本学者との、		関ロ年に記さい、消費者といく、消費者といく、「消費者といく、「消費者といくの適 機を受け、販売事業者が関連に出動したところ、対ス体から対えが漏えいして いることを確認した。原因は、何らかの原因により接筆に設置されていてが対 を持つ方が消光していている。 なお、当様が入役に製造等者の調査により、外傷、異物混入、開栓及び開 栓状態のガス漏えいは無く異常は見つからなかった。
事故原因 法違反の有無	投備工事業者による工事ミス	配送センターによる容器交換時の作業ミス	他工事業者 (解体工事業者) による供給管(白管)の損傷	消費者による器具の取扱ミス	平
原因者	設備工事業者	配送センター	他工事業者 (解休工事業 者)	一般消費者等	不明 (原因が 特定できない ため)
光智	17.05	00:6	10:02	7:35	8:30
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	44枚 鉄筋コンク リート 造3階 羅	 数木 生造	年校 鉄形コンク リート造3階 離	共同住宅 鉄筋コンク リート造3階 種
現象被害状況	漏えい爆発・火 災	漏えい	漏えい	漏えい 軽傷 1名	臘えい
発生場所	北海道	岐阜県 各務原市	照 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	十八街 八街 市	埼玉県 ふじみ野市
年月日	2017/12/6	2017/12/7	2017/12/8	2017/12/11	2017/12/12

行政指導等再発防止策	・市は、消費者に対し、販売事業者の注意喚起を忠実に守ること及び機器の劣化を考慮した使用を行うことを口頭で指導した。 た。 ・販売事業者は、配管のブラグ止めを行った。	・開北、鹿売事業者に対し、レガスの角体。 ・開北、鹿売事業者に対し、「本大、同型の回転金を使用している施設に対し、高検を行うよう要調した。消費者に対し、編集の 高検・整備を適切に支援があるよう指導した。消費者に対し、編集の に、回転部が固ぐなるなと異常がある際には点検を行うよう消費 者に周知することを要請した。	・県は、藤売事業者に対し、事故発覚後すぐに報告をすること及び事故届を提出するよう指示した。	・現本、販売等業者に対し、法今銀区の対する対象を予定 した。また、現協会に対し、注意喚起文章を会員事業者に配布 するよう要請した。 ・異協会は、販売事業者に向けて、質量販売における注意喚起 文書を配布することとした。	・現は、販売事業者に対し、不測の事態に備えた容器転倒予防策(鎖の二重掛け等)を検討するよう口頭で指導した。
安全器具等設置状況	・ガス放出防止器なし、マイコンを別代職なし、マイコンを別代職がたし、自動力ス遂所装置なし、こっ一次ガス格なに、の営業機をなる。 乗客用換気警報をない。 集中監視システムなし、	・ガス放出防止器なし、マイコン88あり、マイコン88あり、マイコン88あり、自動ガス運防装置(ガス漏れ) (対) (対) (大力 200 (大型 200	・ガス放出防止器あり・マイコンSあり(作動なし)	ガス放出防止器なし マイコンメータなし ・ロョカガス遮断装置なし ・ロューズガス核あり(設置 不明) ・Cの警報器なし ・企業務用検気管報器なし ・業務用検気管報器なし ・業務用検気管報器なし ・素務用検気管報器なし	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・日動が7次を耐装置む ・ヒューズカスを向り ・CO警報器なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
販売事業者	トーホクガス (株)	寺元ガス	ミライフ(株)	前橋市農業協同組合	カメイ(株)
型	(1997年製造)	不明	不明	5kg容器 GNK-48710	SK-5 (2011年6月 製造)
メーカー	(株)/ーリツ	不明	不明	中国 (株)	(株) 桂精機 製作所
機種	給湯器 (R丘)	金属フレキシブル ホース	供給管継手 (埋設部)	路	- 東 正 ホース
	機性者において、体験自保力・グラに異常をがででいるもの連絡をすけ、 販売事業者が現場に出動いたとろ、総選等の耐かのカス減と確認と た。販売事業者は末端ガス栓を開止し、消費者に対し危険であるため使用し ないよう説明をイカーが、消費者の家族が、Aがのために受験に基係認確を使用し たところはいた。原因は、総選舉の節がガス管が概念したことにより、機器 内部に漏えいしたガスが滞留し、パーナーの火が引火し出火したもの。	国施金と接続された をの編を部かる をがうがした。 正可転させた際に、 正で使用していたこ り回転部が固くなっ	は任宅におい、水道工業者とり、埋設技術管を指数したの運動を受 は、原売事業者が弱場に出動したとろ、埋設技術管維書的の機能及び水道 工事業者による容器パルプの閉止を確認した。原因は、水道工事業者が漏水 主事の為、地磁の下を電助工具にお原剤していたところ、埋設されていた供 給管総手前を指摘しガスが漏えいたもの。 なお、水道工事業者は、販売事業者に対して、事前に工事の連絡をしておら す、ガス管の有無等の現場の確認が不十分であった。	出工において、成本事業者が技術の内で関連が登録の交換を行っていた ところ出火し、作業員1名が額面に整度の火傷、宣司をが飛化ナガラスト により軽度の負傷を負い、社務所及パイルが全境、売店が半焼した。原因 し、特定事業を対象を設定するに関し、自分のの原因により方式が漏えい し、付金で使用していた石油ストーブに漏えいしたがみが引火したもの。 なか。仕業員によると、作業時にこれはな、容器の劣化によるガス漏えいであ さかったから、容器を科学技養研究所で調査中であるとのこと。 また、販売事業者は質量販売時に14条書面を交付しておらず、消費股講師 書も行かれていなかった。	と住人より通報を受けて、改義事業を対据人が正数が関北している と住人より通報を受けた不動産業者から連絡を受け、販売事業者が別場に出 動したところ、容器が能倒し、ガスが漏えいしていることを確認した。原因は 動したところ、容器が能倒し、ガスが漏えいしていることを確認した。原因は したとことは、登器には転倒的止のための鎖型はがが漏えいしている。 なお、容器には転倒的止のための鎖型はがイオスが外がスが深まいしたが、 なお、容器には転倒的止のための鎖型はがイオ末路されていたが、足場接触時 の衝撃により切断したとのこと。
事故原因 法違反の有無	経年による給湯器の腐食劣化	経年による金属フレキンブルホースの劣化損傷	他工事業者 (水道工事業者)による供給管継手埋設部の損傷	経年による容器の劣化 <法令違反> 法第14条 (書面の交付) 法第2条第1項第2号 (保安業務を行う義務)	暴風書による他工事作業足場の
原因者	—般消費者等	—般消費者等	他工事業者 (水道工事業 者)	販売事業者	他工事業者 (改装江事業 者)
来 三 二	19.48	11.20	12.30	13:15	13:41
建物用途構造	一般住宅 木造2階建	その他(保育 所)	井同住宅 木造2階建	その他 (神 社) 木造 曜建	井同住船 鉄筋コン リート路3階
現象被害状況	漏えい火災	漏えい爆発	漏えい	漏えい火災 軽傷2名	瀬えい
発生場所	宫城県 仙台市	和歌山県 有田市	千 市 市 市	群馬 斯	部 北 来 土 歌 七
年月日	2017/12/14	2017/12/20	2017/12/23	2017/12/25	2017/12/25

行政指導等再発防止策				・興に 販売事業者に対し、集合物体の大実及び管理会社に対 ・原元事の周知を徹底するよう指導した。 ・販売事業者は、役業とり入居者に対して任期配布していた他 工事業が防止の周知子ランに加え、集合物件の大家及び管理 会社に対しての他工事周知を徹底し、従業員への保安教育を 実施した。 ・環路会は、関係他業種に対し、他工事事故を防止するための 通知を行うことを予定した。	・原赤等業者は、消費者に対し、60階載器の設置を提案し同意の上、設置を行った。
安全器具等設置状況				长	・ガス放出防止器なし、マイコンを別(作動なし) ・マイコンを別(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし、ヒューズガスをなし、 ・の警報器なし、 ・素有用数の影響器なし、 ・素中監視システムなし、 ・集中監視システムなし
販売事業者	神 を (株)	日本瓦斯 (株) 横須賀 営業所	レモンガス (株) 秦野支 店	(株) ミッウロ コヴェッセル 関西	(有) 矢田鄉 商店
革		TP- SQ204R-1 (1995年3月 製造)		不明	不明
メーカー		//-//ス (株)		思	形
機種	ガス栓	が	湯 2년	(報) (理) (理)	食器洗净機 7.
事故概要	スル	FF式終湯器の爆着により終湯器前面パネル、パイプシャフト屏等が変形した。	終 満職の文物作業後、気感ば移が保持しないため確認したところ、曜の中の 隠薮郎配管で漏えいが確認された。	東南住宅の住人が方人変が名との通報を呼り、概念等業者が現場に出 動したところ、水道メーター付近の埋設供給管からの力ス漏えいを確認した。 節目は、2日前に水道関係工事業者が水道メーター付近に活水器を設置して、 に、誤って向前に、形式・経りをして、が一番でしたもの、 なお、水道関係業者は、股売等疾権管を積縮的によるが分間えいしたもの。 行っておらず、当覧供給管を損傷時にも構傷節所をビニルテープで巻きその 行っておらず、当覧供給管を損傷時にも構傷節所をビニルテープで巻きその また、水道管と供給管の構腐距離がほとんとなく、地域で定める条例や工事 の申し合か世に従った工事となっていなかった。	族 関応において、原要の企業表示が機が近にいて従業員2名がCo中毒の症状で 緊急機送されたもの。原因は、厨房で使用していた食器洗浄機が何らかの原 因で不完全燃焼となったものと推定される。
事故原因 法違反の有無				他工事業者(水道関係業者)による供給管理股部の損傷	平
原因者	販売事業者	一般消費者等	販売事業者	他工事業者 (永道関係工 事業者)	形
田 三 二 二	14:15	22:00		18:15	23.00
建物用途構造	飲食店	集合住宅	集合住宅	共同住宅 鉄骨造2階 陣	茶館 公式に フート店 トート店
現象被害状況	漏えい火災	漏えい嬢発	淵えい	遍えい	一酸化炭素中 毒 軽症2名
発生場所	☆ 単 誤 に	春 後 後	本 孫 一 一 秦 一 一	茶 大 田 市 市	石川県加賀市
年月日	2017/12/28	2017/12/28	2017/12/28	2017/12/31	2017/12/31